昭 島 市 の 環 境

（昭島市環境基本計画に基づく事業報告）

令和７年度活動/調査報告

昭　島　市

はじめに

昭島市では、「環境との共生」をまちづくりの理念の一つとして掲げ、この理念を普遍のものとし、掛け替えのない環境を将来にわたって維持していくことにより、人とまちが調和したまちづくりを進めています。

現在、地球温暖化に起因する集中豪雨や熱波などの異常気象は気候変動として頻発し、今や気候危機として、地球規模で非常に危険な状況を引き起こしています。本市では、これら人類や生物の存続基盤を揺るがす問題やその他の様々な課題に対して適切に対応するため、環境問題を市政の重要な課題と位置づけ、環境基本計画を指針として様々な環境施策を推進してまいりました。

令和７年度にあっては、記録的な猛暑が続いた夏に加え、各地で大雨や台風による被害が相次ぐなど、気候変動の影響が一層顕著に現れた一年となりました。このような状況は、温室効果ガス排出量の削減をはじめとする気候変動対策の重要性を、改めて私たちに強く示すものであります。

こうした中、本市は地球環境に最大限配慮しながら強さとしなやかさを持った安全・安心なまちづくりを進め、持続可能な社会の実現を目指していますが、各施策の推進については、市民、事業者、行政の連携・協働が不可欠であります。本冊子を広く御活用いただきながら、「気候危機を乗り越え、美しい水と緑を将来の世代に」を合言葉に、今後も皆様のなお一層の御理解御協力を賜れば幸いです。

結びに、この冊子を発刊するにあたり、貴重な御意見をいただいた環境審議会の委員の皆様に、心よりお礼を申し上げます。

令和８年９月

昭島市長　　臼　井　伸　介

目　　次

第1章　昭島市環境基本計画 ＿＿＿

第2章　地球温暖化対策実行計画（事務事業編）　67

1　計画策定の背景と目的　67
2　計画の期間　67
3　計画の範囲　68
4　計画の目標　68
5　実施状況報告　68

第3章　調査データ　69

1　湧水調査　69
2　公共用水域水質調査　73
3　多摩川底生生物調査　79
4　地下水揚水量調査　80
5　苦情処理　81
6　化学物質の適正管理　83

第4章　参考資料　84

1　湧水について　84
2　大気について　84
3　騒音・振動について　86
4　光化学スモッグについて　90
5　水質について　90
6　底生生物調査について　93
7　地下水揚水の規制について　93
8　工場・指定作業等について　93
9　化学物質の適正管理について　96
10　特定建設作業について　97
11　燃料用重油の硫黄分含有率の基準について　98
12　ダイオキシン類について　99
13　昭島市グリーン購入指針　100
14　公共施設環境配慮対策一覧　102
15　放射性物質調査　107

第１章 昭島市環境基本計画

第１章　昭島市環境基本計画

１　昭島市環境基本計画策定の概要

「昭島市環境基本計画」は、平成14年度(2002年度)から20年後の令和３年度(2021年度)を目標年度として、平成14年３月に策定しました。社会状況の変化に対応するため、10年目の平成23年度(2011年度)に見直しを行いましたが、その際、新たに地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包しました。

安全で快適な環境を守り、創り、育て、次の世代に引き継いでいくために、「美しい水と緑を将来の世代に」を望ましい環境像に掲げました。

２　新たな環境基本計画の策定

前計画が令和３年度(2021年度)で計画期間満了となることから、令和４年３月に新たな環境基本計画を策定しました。本計画は令和４年度から10年後の令和13年度（2031年度）を目標年度とし、水と緑の基本計画を統合するほか、引き続き地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包するとともに、新たに生物多様性地域戦略と地域気候変動適応計画を内包しました。

また、環境保護の視点を持って地球環境に最大限配慮したまちづくりを進めるため、「気候危機を乗り越え、美しい水と緑を将来の世代に」を望ましい環境像に掲げました。

望ましい環境像とその実現に向けた５つの基本目標

気候危機を乗り越え、美しい水と緑を将来の世代に	
	基本目標１　清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち
	【自然環境分野】 多摩川や玉川上水、緑が連なる立川崖線や清らかな湧水など、豊かな水・緑が多様な生物を育み、まちの景観を特徴づけています。 水・緑とのふれあいを通して人々の連携・交流が盛んです。
	基本目標２　健康に暮らせる生活環境を守るまち
	【生活環境分野】 大気環境や音環境、水環境などの生活環境が確保され、健康で安全な生活を送っています。
	基本目標３　持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち
	【地球環境（緩和）分野】 気候変動への危機感から、脱炭素社会に対する人々の意識が深まり、省エネルギーや資源循環の取組が定着し、再生可能エネルギーの利用が進んでいます。
	基本目標４　気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち
	【地球環境（適応）分野】 気候変動に伴う気象災害の拡大への備えが進むとともに、レジリエンス（都市全体の機能を速やかに回復する力）が強化されています。
	基本目標５　みんなで環境活動に取り組むまち
	【環境活動分野】 市民、事業者及び市がそれぞれ自らの課題として捉え、できるところから環境に配慮した生活を実践しています。 地域の環境保全に向けて環境教育・環境学習を担う人が活躍し、市民や事業者、市の協働による取組が活発になっています。

3　環境指標・目標の進捗状況

環境基本計画では、基本目標を実現するため、目標ごとに「10年後の目標」及び「環境指標・目標」を定めています。それぞれの指標には計画策定時の「基準値」に対して目標達成となる「目標値」を設定しました。
また、環境審議会において、指標の現状値と各指標に関連する事業の実施状況について、審議を受け、以下のとおりまとめました。

令和7年度

環境基本計画年次報告書

（継続事業）

基本目標と10年後の目標					
1	清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち	3	持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち	5	みんなで環境活動に取り組むまち
1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	3-①	市域の温室効果ガス削減	5-①	地域に根差した環境学習の活発化
1-②	水と緑を通じた連携・交流	3-②	資源の循環的な利用	5-②	協働による取組のための体制づくり
2	健康に暮らせる生活環境を守るまち	4	気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち		
2-①	生活環境の確保	4-①	気候変動への適応		

実施状況の分類
・【実施】
・【未実施】
・【終了】

次年度以降の予定
・【拡大】
・【縮小】
・【現状維持】
・【事業終了】

取組計画												年次報告書			施策の方向
No.	基本目標と10年後の目標		環境指標・目標	指標No.	基準値	目標値	現状値	重点的な取組		担当課	事業	事業内容	実施状況		次年度以降の予定	
1	1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	みどり率	1	41.1%	41.1%を維持	40.5%	③	昭島の水・緑、生物多様性を守る	ごみ対策課	キンランの生育地の保全	キンランの生育地をロープで囲い保護	実施	ロープで囲いを施した。	現状維持	1-7（3）
2	1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	みどり率	1	41.1%	41.1%を維持	40.5%	④	気象災害に備えるまちづくり	管理課	市道路線等（サクラ）植替え委託	街路樹の老木化したサクラの植替え等を行う。	未実施	倒木を防ぐため、危険樹木対応を先行して行った事により未実施	事業終了	1-3（2）
3	1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	みどり率	1	41.1%	41.1%を維持	40.5%	③	昭島の水・緑、生物多様性を守る	教育総務課	樹木せん定委託（危険樹木伐採等）	危険樹木を伐採し、アキシマザクラを植える。	実施	危険樹木23本を伐採、伐根又は強せん定し、アキシマザクラを3本植えた。令和6年度9月に発生した日野市の落枝事故を受け一斉点検を実施し、その結果から倒木の危険性が高い樹木を伐採した。	現状維持	1-7（2）
4	1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	緑地確保目標量	2	25.6%	25.6%を維持	25.6%	③	昭島の水・緑、生物多様性を守る	環境課（水と緑の係）	崖線緑地保全事業	崖線緑地を維持・管理するため崖線の保全活動を継続すると共に、危険地域の補修を検討する。	実施	委託業者による年間管理を実施し、中神町1丁目・2丁目崖線の支障枝のせん定を実施した。	現状維持	1-3（1）
5	1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	緑地確保目標量	2	25.6%	25.6%を維持	25.6%	—		地域開発課	昭島市宅地開発等指導要綱に基づく指導	宅地開発等指導要綱などにより宅地開発時の緑地確保の指導	実施	申請のあった事業者に対して周辺影響範囲の環境整備の指導をした。	現状維持	1-4（1）
6	1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	緑地確保目標量	2	25.6%	25.6%を維持	25.6%	—		都市計画課	生産緑地指定事業	生産緑地の指定	実施	都市における農地等の適正な保全を目的に生産緑地の募集、指定を行った。	現状維持	1-6（1）
7	1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	崖線樹林地の調査実施率、対策実施率	3	60.0%	100%	60%	③	昭島の水・緑、生物多様性を守る	環境課（水と緑の係）	崖線緑地保全事業	崖線緑地に生息する動植物を守るため、崖線の保全活動を継続すると共に、令和元年度の調査結果を元に危険地域の維持・管理を検討する。	実施	委託業者による年間管理を実施し、中神町1丁目・2丁目崖線の支障枝のせん定を実施した。	現状維持	1-3（2）
8	1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	特定生産緑地面積	4	約34ha	維持	34.9ha	—		都市計画課	特定生産緑地指定事業	特定生産緑地の指定	実施	申出基準日（指定から30年）を経過した生産緑地の安定的な保全を目的とした特定生産緑地制度について、対象者へ通知し、指定を行った。	現状維持	1-6（1）
9	1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	湧水個所数	5	12か所	維持	12か所	④	気象災害に備えるまちづくり	下水道課	雨水浸透施設設置助成金	敷地内に雨水浸透施設を設置した者に対し助成。標準工事費単価×雨水浸透施設の設置数量（限度額40万円）	実施	2件の申請があった。（雨水浸透ます8か所）	現状維持	1-2（3）
10	1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	湧水個所数	5	12か所	維持	12か所	③	昭島の水・緑、生物多様性を守る	環境課（水と緑の係）	湧水の保全	湧水を保全するため多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会に参加すると共に、崖線緑地の維持・管理を継続する。	実施	湧水を保全するため、崖線の緑を保全する協議会から情報を収集しながら、崖線について委託業者による維持管理を実施した。	現状維持	1-2（1）

令和7年度

環境基本計画年次報告書

（継続事業）

基本目標と10年後の目標					
1	清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち	3	持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち	5	みんなで環境活動に取り組むまち
1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	3-①	市域の温室効果ガス削減	5-①	地域に根差した環境学習の活発化
1-②	水と緑を通じた連携・交流	3-②	資源の循環的な利用	5-②	協働による取組のための体制づくり
2	健康に暮らせる生活環境を守るまち	4	気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち		
2-①	生活環境の確保	4-①	気候変動への適応		

実施状況の分類
- ・【実施】
- ・【未実施】
- ・【終了】

次年度以降の予定
- ・【拡大】
- ・【縮小】
- ・【現状維持】
- ・【事業終了】

取組計画													年次報告書			施策の方向
No.	基本目標と10年後の目標		環境指標・目標	指標No.	基準値	目標値	現状値	重点的な取組		担当課	事業	事業内容	実施状況		次年度以降の予定	
11	1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	湧水個所数	5	12か所	維持	12か所	④	気象災害に備えるまちづくり	地域開発課	昭島市宅地開発等指導要綱に基づく指導	事業地内に雨水地下浸透施設を設けるよう事業者に対する指導	実施	申請のあった事業者に対して雨水地下浸透施設設置の指導をした。	現状維持	1-2（3）
12	1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	農業用水路の維持（用水路延長）	6	19km	19kmを維持	19km	④	気象災害に備えるまちづくり	環境課（水と緑の係）	長寿命化・防災減災計画	昭島用水土地改良区が中心となり、市・都・国からの補助で市内用水路の補修を行う。	実施	国・都の補助を活用し、市内2か所で用水路補修工事を実施した。	現状維持	1-1（1）
13	1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	農業用水路の維持（用水路延長）	6	19km	19kmを維持	19km	④	気象災害に備えるまちづくり	環境課（水と緑の係）	農業用水維持管理事業	昭島用水土地改良区が中心となり、会員と協働し用水路の維持管理を行う。	実施	用水路の維持管理を実施した。	現状維持	1-6（2）
14	1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	雨水貯留槽の設置数	7	350件	520件	404件	—		工務課	雨水貯留槽設置助成金	節水の促進として、雨水貯留槽設置助成金を交付している。	実施	広報、ホームページ等でPRを行い、貯留槽材料費の2/3を助成している。（設置費含まず、限度額35,000円）	現状維持	1-2（2）
15	1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	雨水貯留槽の設置数	7	350件	520件	404件	—		工務課	宅地開発等指導要綱に基づく雨水貯留槽の導入促進	雨水貯留槽設置助成金	終了	宅地開発に伴い不動産業者、建売業者等が売買を目的として設置する場合、雨水貯留槽設置助成金の対象としないため、事業を終了した。	事業終了	1-2（3）
16	1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合	8	31.0%	50.0%	22.2%	②	環境活動を通じた魅力発信	環境課（水と緑の係）	花の応援事業	市民との共同による街中花壇の整備	実施	春・秋を合わせて27,200ポットの花苗を植えた。	現状維持	1-4（1）
17	1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合	8	31.0%	50.0%	22.2%	②	環境活動を通じた魅力発信	環境課（水と緑の係）	多摩川魅力体験事業	美しい多摩川フォーラムに参加し、他の自治体と連携を図る。	実施	広報誌「多摩川っ子」への記事提供、市内多摩川沿いの桜の開花状況の情報提供等を行った。	現状維持	1-1（1）
18	1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合	8	31.0%	50.0%	22.2%	③	昭島の水・緑、生物多様性を守る	環境課（計画推進係・水と緑の係）	環境活動リーダー	環境コミュニケーションセンター内に在来しているキンランの保全・保護活動	実施	環境コミュニケーションセンター内エコ・パークに生息しているキンラン周囲の下草刈り・せん定を実施することで保全・保護をはかった。第1回では7名、第2回では4名が参加した。	現状維持	1-7（3）
19	1-②	水と緑を通じた連携・交流	生物の実態調査の実施	9	生き物調査の実施	実施	検討中	①	地域の環境を調べる、知る	環境課（鳥獣対策係）	生物多様性事業	市民・市民団体・学識経験者との協力による市内の動植物における実態調査	未実施	継続して検討した。	現状維持	1-7（1）
20	1-②	水と緑を通じた連携・交流	生物の実態調査の実施	9	生き物調査の実施	実施	検討中	③	昭島の水・緑、生物多様性を守る	環境課（鳥獣対策係）	特定外来生物等対策事業	アライグマ・ハクビシンの防除を市内全域（農地含む）で行っている。	実施	特定外来生物に指定されているアライグマ及び農作物に被害を及ぼすハクビシンに対し、生息数の増加防止等を図り、防除を行った。	現状維持	1-7（4）
21	1-②	水と緑を通じた連携・交流	生物の実態調査の実施	9	生き物調査の実施	実施	検討中	③	昭島の水・緑、生物多様性を守る	環境課（鳥獣対策係）	特定外来生物等対策事業	クビアカツヤカミキリを早期発見し侵入を防止	実施	クビアカツヤカミキリを早期発見するため、市内の樹木を調査し、侵入を防止するとともに、樹木の被害拡大を防いだ。また、駆除に必要な知識や技術を習得した。	現状維持	1-7（4）
22	1-②	水と緑を通じた連携・交流	身近な自然資産散策マップの作成と活用	10	達成	達成	検討中	②	環境活動を通じた魅力発信	アキシマエンス管理課	昭島の水と緑を巡る散策コースのPR	「東京文化財ウィーク」に併せて、「市内文化財めぐり」を実施	実施	身近な文化遺産を通して郷土を知り、文化財保護に対する啓発を図ることを目的に文化財めぐりを実施した。	現状維持	1-7（1）
23	1-②	水と緑を通じた連携・交流	身近な自然資産散策マップの作成と活用	10	達成	達成	検討中	①	地域の環境を調べる、知る	アキシマエンス管理課	水と緑に関する郷土資料の作成	郷土資料のデジタル化及び公開	実施	昭島市デジタルアーカイブズ「あきしま水と記憶の物語」により郷土資料のデジタル化及び公開を行った。	現状維持	1-7（1）

令和7年度　環境基本計画年次報告書　（継続事業）

基本目標と10年後の目標					
1	清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち	3	持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち	5	みんなで環境活動に取り組むまち
1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	3-①	市域の温室効果ガス削減	5-①	地域に根差した環境学習の活発化
1-②	水と緑を通じた連携・交流	3-②	資源の循環的な利用	5-②	協働による取組のための体制づくり
2	健康に暮らせる生活環境を守るまち	4	気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち		
2-①	生活環境の確保	4-①	気候変動への適応		

実施状況の分類
- 【実施】
- 【未実施】
- 【終了】

次年度以降の予定
- 【拡大】
- 【縮小】
- 【現状維持】
- 【事業終了】

取組計画													年次報告書			施策の方向
No.	基本目標と10年後の目標		環境指標・目標	指標No.	基準値	目標値	現状値	重点的な取組		担当課	事業	事業内容	実施状況		次年度以降の予定	
24	1-②	水と緑を通じた連携・交流	身近な自然資産散策マップの作成と活用	10	達成	達成	検討中	②	環境活動を通じた魅力発信	ごみ対策課	昭島市エコ・パークの100本桜の活用	100本桜について掲載したパンフレットを作成し、来園者へ配布	実施	既存のパンフレットを希望者へ配布した。	現状維持	1-4（1）
25	1-②	水と緑を通じた連携・交流	身近な自然資産散策マップの作成と活用	10	達成	達成	検討中	②	環境活動を通じた魅力発信	環境課（計画推進係）	100本桜PR事業	エコパークに植樹した100本桜について、観光資源としての活用を検討する。	未実施	100本桜の観光資源としての活用について、継続して検討した。	現状維持	1-4（1）
26	1-②	水と緑を通じた連携・交流	身近な自然資産散策マップの作成と活用	10	達成	達成	検討中	①	地域の環境を調べる、知る	環境課（水と緑の係）	生物多様性事業	動植物の実態調査を元に、生き物ガイドブックの作成に向けて検討する。	未実施	生き物ガイドブックの作成について、継続して検討した。	現状維持	1-7（1）
27	1-②	水と緑を通じた連携・交流	水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合	11	31.0%	50.0%	22.2%	①	地域の環境を調べる、知る	環境課（計画推進係・水と緑の係）	環境活動リーダー	環境活動リーダーによる自然観察会を実施する。	実施	12月、2月に講習・見学会を開催し、第1回では3名、第2回では4名が参加した。	現状維持	1-3（1）
28	1-②	水と緑を通じた連携・交流	水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合	11	31.0%	50.0%	22.2%	②	環境活動を通じた魅力発信	環境課（水と緑の係）	水辺の楽校事業	水辺の楽校運営協議会が実施する「多摩川で遊ぼう」等へのバックアップをする。	実施	あきしま水辺の楽校運営協議会と協力し、9月14日に多摩川において「多摩川で遊ぼう」を実施した。	現状維持	1-1（2）
29	2-①	生活環境の確保	一酸化炭素濃度(CO)の環境基準の達成状況	12	達成	達成	達成	—		環境課（環境保全係）	公害調査・測定等事業	小荷田交差点ほか大気環境調査・自動車騒音監視	実施	小荷田交差点ほかで一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び窒素酸化物の定期的なモニタリング調査を実施した。また、自動車騒音調査も実施した。	現状維持	2-1（1）
30	2-①	生活環境の確保	二酸化窒素(NO2)の環境基準の達成状況	13	達成	達成	達成	—		環境課（環境保全係）	公害調査・測定等事業	小荷田交差点ほか大気環境調査・自動車騒音監視	実施	小荷田交差点ほかで一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び窒素酸化物の定期的なモニタリング調査を実施した。また、自動車騒音調査も実施した。	現状維持	2-1（1）
31	2-①	生活環境の確保	浮遊粒子状物(SPM)の環境基準の達成状況	14	達成	達成	達成	—		環境課（環境保全係）	公害調査・測定等事業	小荷田交差点ほか大気環境調査・自動車騒音監視	実施	小荷田交差点ほかで一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び窒素酸化物の定期的なモニタリング調査を実施した。また、自動車騒音調査も実施した。	現状維持	2-1（1）
32	2-①	生活環境の確保	微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準の達成状況	15	達成	達成	達成	—		環境課（環境保全係）	公害調査・測定等事業	小荷田交差点ほか大気環境調査・自動車騒音監視	実施	小荷田交差点ほかで一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び窒素酸化物の定期的なモニタリング調査を実施した。また、自動車騒音調査も実施した。	現状維持	2-1（1）
33	2-①	生活環境の確保	光化学スモッグ注意報発令日数	16	5日	達成(0日)	未達成（3日）	—		環境課（環境保全係）	光化学スモッグの周知	注意報発令時に市民にはX（旧Twitter）、携帯メール等により周知	実施	緊急時連絡体制の整備と、発令時及び解除時の事務処理を実施した。	現状維持	2-1（1）
34	2-①	生活環境の確保	ダイオキシン類対策特別措置法で定められた大気環境基準の達成状況	17	達成	達成	達成	—		環境課（環境保全係）	公害調査・測定等事業	大気環境調査（ダイオキシン類）	実施	大気内の有害化学物質の調査として、ダイオキシン類の調査を実施した。	現状維持	2-1（1）
35	2-①	生活環境の確保	ダイオキシン類対策特別措置法で定められた大気環境基準の達成状況	17	達成	達成	達成	—		清掃センター	清掃センター焼却炉の適正な管理	保全対策修繕を実施しながら、焼却施設の安定稼働の確保と周辺環境の保全を図る。	実施	焼却施設修繕を実施し、安定稼働を維持しながら周辺環境の保全を図った。	現状維持	2-1（4）
36	2-①	生活環境の確保	多摩川の生物化学的酸素要求量(BOD)の達成状況	18	達成	達成	達成	—		環境課（環境保全係）	公害調査・測定等事業	多摩川の水質調査（BOD等）	実施	多摩川3地点でBOD等の調査を実施した。	現状維持	2-1（4）

令和7年度

環境基本計画年次報告書

（継続事業）

基本目標と10年後の目標					
1	清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち	3	持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち	5	みんなで環境活動に取り組むまち
1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	3-①	市域の温室効果ガス削減	5-①	地域に根差した環境学習の活発化
1-②	水と緑を通じた連携・交流	3-②	資源の循環的な利用	5-②	協働による取組のための体制づくり
2	健康に暮らせる生活環境を守るまち	4	気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち		
2-①	生活環境の確保	4-①	気候変動への適応		

実施状況の分類
- ・【実施】
- ・【未実施】
- ・【終了】

次年度以降の予定
- ・【拡大】
- ・【縮小】
- ・【現状維持】
- ・【事業終了】

取組計画													年次報告書			施策の方向
No.	基本目標と10年後の目標		環境指標・目標	指標No.	基準値	目標値	現状値	重点的な取組		担当課	事業	事業内容	実施状況		次年度以降の予定	
37	2-①	生活環境の確保	湧水の亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の達成状況	19	達成	達成	達成	－		環境課（環境保全係）	公害調査・測定等事業	湧水調査（亜硝酸性窒素、硝酸性窒素等）	実施	湧水箇所5地点で亜硝酸性窒素、硝酸性窒素等の調査を実施した。	現状維持	2-1（4）
38	2-①	生活環境の確保	湧水の亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の達成状況	19	達成	達成	達成	－		防災安全課	災害対策用井戸水水質検査	「災害時における井戸水の給水協力に関する協定」に基づき、協定を締結した井戸水について、隔年で水質検査を実施する。	実施	市内25か所の井戸水について水質検査を実施した。	現状維持	2-1（1）
39	2-①	生活環境の確保	地下水揚水量	20	約14,596千m3	維持	約14,315千m3	－		環境課（環境保全係）	公害調査・測定等事業	地下水揚水施設の設置者に揚水量の報告を依頼	実施	地下水揚水量報告の提出を依頼した。	現状維持	2-1（4）
40	2-①	生活環境の確保	航空機騒音(Lden〔時間帯補正等価騒音レベル〕)	21	達成	達成	達成	－		基地・渉外担当	飛行訓練の中止や早朝・夜間の飛行制限に関する関係機関への要請	飛行訓練の中止や早朝・夜間の飛行制限に関する関係機関への要請	実施	市単独及び市議会と合同で防衛省及び北関東防衛局への要請を行った。	現状維持	2-1（3）
41	2-①	生活環境の確保	航空機騒音(Lden〔時間帯補正等価騒音レベル〕)	21	達成	達成	達成	－		基地・渉外担当	航空機騒音対策及び環境保全整備、健康影響調査等に関する関係機関への要請	基地周辺自治体と緊密な連携を図り、航空機騒音対策及び環境保全整備、健康影響調査等に関する関係機関への要請に努める。	実施	横田基地周辺市町基地対策連絡会と合同で関係機関への要請を行った。	現状維持	2-1（3）
42	3-①	市域の温室効果ガス削減	市域の温室効果ガス排出量	22	539千t-CO2	-50%	431千t-CO2	－		ごみ対策課	フロンの適切な回収と処理に関する普及啓発	特になし	未実施	実施していない。	現状維持	3-2（4）
43	3-①	市域の温室効果ガス削減	市域の温室効果ガス排出量	22	539千t-CO2	-50%	431千t-CO2	⑤	再生可能エネルギーの利用拡大	環境課（計画推進係）	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金	太陽光発電や蓄電池等を住宅に設置した場合に補助金を交付	実施	新たに新エネルギー機器を設置した住宅（計259件）に対し、補助金を交付した。また、設置された太陽光発電の合計発電量（最大出力数）は、957.26kWとなった。	現状維持	3-1（1）
44	3-①	市域の温室効果ガス削減	市域の温室効果ガス排出量	22	539千t-CO2	-50%	431千t-CO2	－		行政経営担当	公共施設等総合管理計画推進事業費	公共施設等の総合的なマネジメントの実施	実施	公共施設の改修等に合わせ、省エネ機器の導入や断熱改修を実施した。	現状維持	3-2（1）
45	3-①	市域の温室効果ガス削減	市域の温室効果ガス排出量	22	539千t-CO2	-50%	431千t-CO2	⑤	再生可能エネルギーの利用拡大	地域開発課	立川基地跡地昭島地区民間利用街区まちづくりガイドラインに基づく誘導	良好な緑空間の形成や低炭素化住宅整備の誘導	実施	申請のあった事業者に対して、緑空間の形成や低炭素化住宅整備の誘導をした。	現状維持	3-2（2）
46	3-①	市域の温室効果ガス削減	エネルギー消費量	23	6,964TJ	-50%	4,563TJ	－		環境課（計画推進係）	省エネ家計簿WEB版・アプリ版	広報あきしまや市ホームページへ情報を掲載。また、あきしま省エネ家計簿WEB版・アプリ版を普及させる。	実施	広報あきしま3月15日号にて記事を掲載。また、省エネ家計簿の保守管理を行い、年間優秀ファミリーに対して記念品を贈呈した。	現状維持	3-1（1）
47	3-①	市域の温室効果ガス削減	エネルギー消費量	23	6,964TJ	-50%	4,563TJ	⑤	再生可能エネルギーの利用拡大	環境課（計画推進係）	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金	太陽光発電や蓄電池等を住宅に設置した場合に補助金を交付	実施	新たに新エネルギー機器を設置した住宅（計259件）に対し、補助金を交付した。また、設置された太陽光発電（163件）の合計発電量（最大出力）は、957.26kWとなった。	現状維持	3-1（1）
48	3-①	市域の温室効果ガス削減	家庭用燃料電池普及率	24	－	14%	0.3%	⑤	再生可能エネルギーの利用拡大	環境課（計画推進係）	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金	太陽光発電や蓄電池等を住宅に設置した場合に補助金を交付	実施	燃料電池を設置した住宅（19件）に対して、補助金を交付した。	現状維持	3-1（1）
49	3-①	市域の温室効果ガス削減	乗用車の自動車の購入時にZEVを選ぶ人の割合	25	－	100%	7.7%	－		環境課（計画推進係）	市民及び事業者における次世代自動車（ZEV）の普及促進	東京都の情報等をホームページや広報あきしまで周知	実施	ホームページ等において、ZEVに関する記事を掲載した。	現状維持	3-2（3）

令和7年度

環境基本計画年次報告書

（継続事業）

基本目標と10年後の目標			
1	清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち	3	持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち	5	みんなで環境活動に取り組むまち
1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	3-①	市域の温室効果ガス削減	5-①	地域に根差した環境学習の活発化
1-②	水と緑を通じた連携・交流	3-②	資源の循環的な利用	5-②	協働による取組のための体制づくり
2	健康に暮らせる生活環境を守るまち	4	気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち		
2-①	生活環境の確保	4-①	気候変動への適応		

実施状況の分類
- ・【実施】
- ・【未実施】
- ・【終了】

次年度以降の予定
- ・【拡大】
- ・【縮小】
- ・【現状維持】
- ・【事業終了】

取組計画												年次報告書			施策の方向
No.	基本目標と10年後の目標		環境指標・目標	指標No.	基準値	目標値	現状値	重点的な取組		担当課	事業	事業内容	実施状況		次年度以降の予定	
50	3-①	市域の温室効果ガス削減	乗用車の自動車の購入時にZEVを選ぶ人の割合	25	-	100%	7.7%	—		環境課（計画推進係）	環境緑花フェスティバル等での周知	フェスティバルに電気自動車を展示	実施	電気自動車を展示してはいないが、環境緑花フェスティバルにおいて電気自動車等に関するパネルを展示した。	現状維持	2-1（2）
51	3-①	市域の温室効果ガス削減	乗用車の自動車の購入時にZEVを選ぶ人の割合	25	-	100%	7.7%	—		総務課	電気自動車用急速充電器の設置、運用	本庁舎駐車場に設置している電気自動車用急速充電器の適切な運用・管理	実施	利用状況について、利用回数は777件、合計充電時間は345時間55分、合計充電量は10,861,640Whとなった。	現状維持	3-2（3）
52	3-①	市域の温室効果ガス削減	廃プラスチック類焼却量	26	2,660t	−40%	2,141t	—		ごみ対策課	マイボトルの利用など、あらゆる場面でプラスチックを1つ減らす取組「プラスチック一1運動」の推進（※環境省プラスチックスマート運動への賛同）	プラスチック一1運動の推進	実施	施設見学の際に周知した。	現状維持	3-3（2）
53	3-①	市域の温室効果ガス削減	廃プラスチック類焼却量	26	2,660t	−40%	2,141t			環境課（計画推進係）	マイボトル給水スポット事業	市内各4駅等へ設置している給水スポットの適切な運用・管理	実施	給水スポット5か所分の合計利用状況について、ボタンを押した回数（給水回数）は232,600回、給水量は122.7㎥となった。（500mlペットボトルで245,000本換算）	現状維持	3-3（2）
54	3-①	市域の温室効果ガス削減	廃プラスチック類焼却量	26	2,660t	−40%	2,141t	—		環境課（計画推進係）	リユース食器貸出事業	リユース食器を市内で実施するイベント等に無償で貸出	実施	47件のイベントに対し、合計19,020個のリユース食器の貸出を行い、1,464.54kgのCO2が削減された。	現状維持	3-3（2）
55	3-①	市域の温室効果ガス削減	廃プラスチック類焼却量	26	2,660t	−40%	2,141t	—		環境課（計画推進係）	プラスチック一1運動	プラスチックの持続可能な利用に向け、あらゆる場面でプラスチックを1つ減らす取組	実施	給水スポットのPRを目的に、市立小学校へ入学する児童に対して、985個のボトルカバーを配布した。また、47件のイベントに対し、合計19,020個のリユース食器の貸出を行い、1,464.54kgのCO2が削減された。	現状維持	3-3（2）
56	3-①	市域の温室効果ガス削減	廃プラスチック類焼却量	26	2,660t	−40%	2,141t	—		清掃センター	市指定収集袋へのバイオマスプラスチックの導入の検討	指定収集袋の原材料にバイオプラスチック材料を導入する等の環境に配慮した市指定収集袋の作成を検討する。	実施	原材料のバイオプラスチック・ライスレジン等研究し検討していく。	現状維持	3-3（2）
57	3-①	市域の温室効果ガス削減	再生可能エネルギー電力利用率	27	-	50%	10.0%	⑤	再生可能エネルギーの利用拡大	環境課（計画推進係）	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金	太陽光発電、蓄電池等を住宅に設置した場合に補助金を交付	実施	新たに新エネルギー機器を設置した住宅（計259件）に対し、補助金を交付した。 また、設置された太陽光発電（163件）の合計発電量（最大出力）は、957.26kWとなった。	現状維持	3-1（1）
58	3-②	資源の循環的な利用	ごみの資源化(総資源化率)	28	35.4%	41.3%以上	36.7%	—		ごみ対策課	ごみの分別の徹底	「資源とごみの分け方・出し方」を全戸配布、ごみ分別アプリの配信	実施	冊子を配布し、アプリを配信した。	現状維持	3-3（1）
59	3-②	資源の循環的な利用	ごみの資源化(総資源化率)	28	35.4%	41.3%以上	36.7%	—		清掃センター	ごみの分別の細分化と分別収集の徹底	ごみの分別の細分化と分別収集の徹底しリサイクルの促進と減量化を図る。	実施	ペットボトル排出方法の徹底について、ごみ対策課と連携して検討及び準備を行った。	現状維持	3-3（1）
60	3-②	資源の循環的な利用	集団回収を除く家庭1人1日当たりごみ排出量	29	572.8g/日	555g/日以下	512.8g/日	—		ごみ対策課	ごみの減量化に関する市民への啓発	リサイクル通信及びごみ減量啓発チラシを全戸配布	実施	リサイクル通信を全戸配布した。	現状維持	3-3（1）

令和7年度　環境基本計画年次報告書　（継続事業）

基本目標と10年後の目標					
1	清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち	3	持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち	5	みんなで環境活動に取り組むまち
1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	3-①	市域の温室効果ガス削減	5-①	地域に根差した環境学習の活発化
1-②	水と緑を通じた連携・交流	3-②	資源の循環的な利用	5-②	協働による取組のための体制づくり
2	健康に暮らせる生活環境を守るまち	4	気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち		
2-①	生活環境の確保	4-①	気候変動への適応		

実施状況の分類
- ・【実施】
- ・【未実施】
- ・【終了】

次年度以降の予定
- ・【拡大】
- ・【縮小】
- ・【現状維持】
- ・【事業終了】

取組計画												年次報告書			施策の方向
No.	基本目標と10年後の目標		環境指標・目標	指標No.	基準値	目標値	現状値	重点的な取組		担当課	事業	事業内容	実施状況		次年度以降の予定	
61	3-②	資源の循環的な利用	事業系ごみ総排出量	30	6,373t	5,327t以下	5,859t	—		ごみ対策課	事業系廃棄物搬入処理手数料徴収事務	令和6年4月1日より改定後した事業系一般廃棄物処理手数料を適切に徴収し処理する。	実施	適切に徴収を行うとともに、今後の手数料改定の検討を行った。	現状維持	3-3（1）
62	3-②	資源の循環的な利用	フードドライブの回収量	31	196kg/年	1,000kg/年	510kg/年	—		ごみ対策課	フードドライブの実施	ごみ対策課及び環境課窓口で回収を実施。回収した食品はフードバンク昭島へ提供	実施	窓口、小中学校で実施した。	現状維持	3-3（3）
63	3-②	資源の循環的な利用	買い物にはマイバッグを携帯し、レジ袋はもらわないよう心掛けている市民の割合	32	64.9%	100%	84.7%	—		ごみ対策課	レジ袋や容器包装の削減、ワンウェイ製品からリユース可能製品への代替などの推進	マイボトル・マイバッグの推進	実施	リサイクル通信、ホームページ等で広報した。	現状維持	3-3（2）
64	3-②	資源の循環的な利用	食べ残しを極力少なくするよう心掛けている市民の割合	33	59.7%	100%	51.7%	—		ごみ対策課	食品ロス対策等の推進に向けた普及啓発	食品ロス削減のための広報活動を実施	実施	ホームページ等で広報した。	現状維持	3-3（3）
65	4-①	気候変動への適応	市内における気候変動のリスクの検証の実施状況	34	－	実施	未実施	④	気象災害に備えるまちづくり	下水道課	浸水対策工事	浸水箇所において排水施設の設置等を実施。関係部署（管理課、建設課、下水道課）が連携・調整し実施	実施	大神町三丁目及び田中町一丁目で工事を実施。円形側溝18.6m、雨水管26.3m敷設し、集水ます1か所、浸透ます2か所を設置した。	現状維持	4-1（1）
66	4-①	気候変動への適応	市内における気候変動のリスクの検証の実施状況	34	－	実施	未実施	④	気象災害に備えるまちづくり	下水道課	雨水浸透施設設置助成金	敷地内に雨水浸透施設を設置した者に対し助成。標準工事費単価×雨水浸透施設の設置数量（限度額40万円）	実施	2件の申請があった。 （雨水浸透ます8か所）	現状維持	4-1（1）
67	4-①	気候変動への適応	市内における気候変動のリスクの検証の実施状況	34	－	実施	未実施	④	気象災害に備えるまちづくり	環境課（水と緑の係）	崖線緑地保全事業	東京都等関係部署と連動し崖線緑地の維持管理方針（安全と生物多様性の配慮の考え方を含む）の検討をし、土砂災害の危険地域の補修を検討する。	実施	崖線緑地の見回りを実施し、現状を把握すると共に今後の維持管理方針を検討した。	現状維持	4-1（2）
68	4-①	気候変動への適応	市内における気候変動のリスクの検証の実施状況	34	－	実施	未実施	④	気象災害に備えるまちづくり	環境課（水と緑の係）	長寿命化・防災減災計画	昭島用水土地改良区が中心となり、市・都・国からの補助で市内用水路の補修を行う。	実施	国・都の補助を活用し、市内2か所の用水路補修工事を実施した。	現状維持	4-1（1）
69	4-①	気候変動への適応	市内における気候変動のリスクの検証の実施状況	34	－	実施	未実施			環境課（計画推進係）	マイボトル給水スポット事業	市内各4駅等へ設置している給水スポットの適切な運用・管理	実施	広報あきしまにて、熱中症対策として利用を推奨する記事を掲載した。	現状維持	4-2（1）
70	4-①	気候変動への適応	市内における気候変動のリスクの検証の実施状況	34	－	実施	未実施	④	気象災害に備えるまちづくり	管理課	公園・街路樹木の再更新指針（案）	老朽化した樹木の植替え等、公益性の低い樹木の廃止など	実施	老木化、根株腐朽菌等の侵食により落枝、倒木のおそれがあるものについて、伐採・伐根を行った。	現状維持	4-1（2）
71	4-①	気候変動への適応	気候変動に関する情報の収集・提供・発信等を行う体制の整備	35	－	実施	実施	④	気象災害に備えるまちづくり	健康課	熱中症予防の周知に係る体制づくり検討会議	「暑さ指数」を基準とした、熱中症予防の周知を図る体制・仕組みづくりの検討	実施	環境課、防災安全課、健康課で熱中症予防の周知に係る体制づくりのほか、対策について検討した。	現状維持	4-2（1）
72	4-①	気候変動への適応	気候変動に関する情報の収集・提供・発信等を行う体制の整備	35	－	実施	実施	④	気象災害に備えるまちづくり	健康課	熱中症予防対策啓発事業	広報やホームページ、保健事業等で熱中症予防となる生活の工夫、発症の気づきと対処方法について啓発する。	実施	広報やホームページ、保健事業等で熱中症予防となる生活の工夫、発症の気づきと対処方法について啓発した。また、熱中症予防のチラシを作成し、市内公共施設等に配布した。	現状維持	4-2（1）

令和7年度　環境基本計画年次報告書　（継続事業）

基本目標と10年後の目標					
1	清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち	3	持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち	5	みんなで環境活動に取り組むまち
1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	3-①	市域の温室効果ガス削減	5-①	地域に根差した環境学習の活発化
1-②	水と緑を通じた連携・交流	3-②	資源の循環的な利用	5-②	協働による取組のための体制づくり
2	健康に暮らせる生活環境を守るまち	4	気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち		
2-①	生活環境の確保	4-①	気候変動への適応		

実施状況の分類
- 【実施】
- 【未実施】
- 【終了】

次年度以降の予定
- 【拡大】
- 【縮小】
- 【現状維持】
- 【事業終了】

取組計画													年次報告書			施策の方向
No.	基本目標と10年後の目標		環境指標・目標	指標No.	基準値	目標値	現状値	重点的な取組		担当課	事業	事業内容	実施状況		次年度以降の予定	
73	4-①	気候変動への適応	気候変動に関する情報の収集・提供・発信等を行う体制の整備	35	－	実施	実施	④	気象災害に備えるまちづくり	広報課	「暑さ指数」を基準とした、熱中症予防の周知を図る体制・仕組みづくり（SNS、市民メール等による情報発信）の検討	広報、ホームページ、X（旧Twitter）等の情報発信ツールを活用し、熱中症予防の周知を図る。	実施	平日に熱中症警戒アラートが発表されたときは、主管課がX（旧Twitter）で呼びかけを行ったのを確認した。	現状維持	4-2（1）
74	4-①	気候変動への適応	気候変動に関する情報の収集・提供・発信等を行う体制の整備	35	－	実施	実施	④	気象災害に備えるまちづくり	防災安全課	「暑さ指数」を基準とした熱中症予防の情報伝達手段の検討	「暑さ指数」を基準とした熱中症予防の情報伝達手段について、各課と調整・検討を図る。	実施	熱中症警戒アラート（暑さ指数（WBGT）33℃以上）及び熱中症特別警戒アラート（暑さ指数（WBGT）35℃以上）による熱中症予防の情報伝達について、各課と調整・検討を図り、市民へ熱中症の注意喚起を行っている。	縮小	4-2（1）
75	4-①	気候変動への適応	気候変動に関する情報の収集・提供・発信等を行う体制の整備	35	－	実施	実施	④	気象災害に備えるまちづくり	防災安全課	「昭島市洪水・土砂災害ハザードマップ」を活用した啓発活動	自治会等からの依頼に基づく出前講座や小中学校での防災教育などの場で、ハザードマップを用いた防災啓発を実施する。	実施	自治会、小中学校等から15件の出前講座及び防災教育の依頼を受け、ハザードマップ等を用いた防災啓発を実施した。	現状維持	4-1（1）
76	4-①	気候変動への適応	気候変動に関する情報の収集・提供・発信等を行う体制の整備	35	－	実施	実施	④	気象災害に備えるまちづくり	防災安全課	昭島市防災情報サービスに対する補助金交付事業	特に水害リスクが高い土砂災害警戒区域等や浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者等に対し、防災行政無線の再放送装置設置及び利用についての補助金を交付する。	実施	浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者108件（令和8年3月31日時点）に対して、防災行政無線の再放送装置設置及び利用についての補助金を交付した。	現状維持	4-1（1）
77	5-①	地域に根差した環境学習の活発化	環境学習講座の参加者数	36	89人／年	150人／年	61人／年	①	地域の環境を調べる、知る	環境課（計画推進係）	環境学習講座	多様なテーマで環境学習講座を開催	実施	「身近なごみを資源に」をテーマに、バイオエネルギーセンター（町田市）、環境コミュニケーションセンター、清掃センターで施設見学を行い、第1回では17名、第2回では12名、第3回では10名が参加した。	現状維持	5-1（1）
78	5-①	地域に根差した環境学習の活発化	水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合	37	31.0%	50.0%	22.2%	②	環境活動を通じた魅力発信	環境課（計画推進係）	SNS開設	ホームページのほか、環境情報を発信するSNSの活用を検討	実施	X（旧Twitter）及びLINEを積極的に活用し、環境情報を発信した。	現状維持	5-2（1）
79	5-①	地域に根差した環境学習の活発化	水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合	37	31.0%	50.0%	22.2%	②	環境活動を通じた魅力発信	環境課（水と緑の係）	花の応援事業	街中花壇の整備への小・中学生の参加	実施	花の応援事業（春・秋）において、市内の小学生65名、中学生83名が参加した。	現状維持	5-1（2）
80	5-①	地域に根差した環境学習の活発化	水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合	37	31.0%	50.0%	22.2%	②	環境活動を通じた魅力発信	環境課（水と緑の係）	環境意識の啓発	奥多摩・昭島市民の森における森林教室や水辺の楽校主催のカヌー教室への参加児童を増やすため、ホームページや広報による啓発を行う。	実施	「森林教室」及び「多摩川で遊ぼう」の開催について、ホームページや広報による啓発を行った。	現状維持	5-1（2）
81	5-①	地域に根差した環境学習の活発化	水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合	37	31.0%	50.0%	22.2%	―		環境課（計画推進係）	環境パネル展	6月の環境月間に合わせ環境に関するパネルを展示し、啓発を行う。	実施	6月3日から6日まで市役所市民ロビーで開催	現状維持	5-2（1）
82	5-①	地域に根差した環境学習の活発化	水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合	37	31.0%	50.0%	22.2%	②	環境活動を通じた魅力発信	業務課	環境緑花フェスティバルの開催	環境緑花フェスティバルに出展するほか、実行委員会に補助金を交付する。	実施	あきしまの水のきき水及び非常用飲料水袋の配布を実施した。	現状維持	1-2（2）

令和7年度

環境基本計画年次報告書

（継続事業）

基本目標と10年後の目標					
1	清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち	3	持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち	5	みんなで環境活動に取り組むまち
1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	3-①	市域の温室効果ガス削減	5-①	地域に根差した環境学習の活発化
1-②	水と緑を通じた連携・交流	3-②	資源の循環的な利用	5-②	協働による取組のための体制づくり
2	健康に暮らせる生活環境を守るまち	4	気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち		
2-①	生活環境の確保	4-①	気候変動への適応		

実施状況の分類
- 【実施】
- 【未実施】
- 【終了】

次年度以降の予定
- 【拡大】
- 【縮小】
- 【現状維持】
- 【事業終了】

取組計画												年次報告書			施策の方向
No.	基本目標と10年後の目標		環境指標・目標	指標No.	基準値	目標値	現状値	重点的な取組		担当課	事業	事業内容	実施状況		次年度以降の予定	
83	5-①	地域に根差した環境学習の活発化	水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合	37	31.0%	50.0%	22.2%	①	地域の環境を調べる、知る	指導課	昭島の自然環境を生かした環境学習の推進	総合的な学習の時間を活用して、農業体験や市に残されている自然やその保全など、地域の教育資源を生かした教育活動を実施する。	実施	市内小学校1校及び中学校1校において、地域住民と協力した稲作体験を実施した。また、教育活動の範囲外ではあるが、市内小学校1校においてホタルの生息観察会を実施した。	現状維持	5-1（2）
84	5-①	地域に根差した環境学習の活発化	水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合	37	31.0%	50.0%	22.2%	②	環境活動を通じた魅力発信	産業活性課	親子米つくり教室	米生産者組合と協力し、親子での米作りを体験する。	実施	６月から９月にかけて親子米つくり教室を3回開催し、田植えから収穫までの体験を実施し、７４名が参加した。	現状維持	5-1（2）
85	5-②	協働による取組のための体制づくり	奥多摩・昭島市民の森の活動参加者	38	1,061人	1,700人	1,138人	③	昭島の水・緑、生物多様性を守る	環境課（水と緑の係）	奥多摩・昭島市民の森事業	多摩川の水源地である奥多摩の山林の緑を市民と共同で守り育てる。	実施	7月26日（土）に奥多摩・昭島市民の森にて森林教室を開催し、33名が参加した。	現状維持	1-2（2）
86	5-②	協働による取組のための体制づくり	昭島環境未来会議、環境配慮事業者ネットワークなどの活動の継続	39	実施	実施	実施	－		環境課（計画推進係）	昭島環境未来会議	年1回、高校生や公募市民とともに環境に関するディスカッション等を実施	実施	１月に「生物多様性について」をテーマに開催し、高校生11名が参加した。	現状維持	5-3（1）
87	5-②	協働による取組のための体制づくり	昭島環境未来会議、環境配慮事業者ネットワークなどの活動の継続	39	実施	実施	実施	－		環境課（計画推進係）	環境配慮事業者ネットワーク	市民団体や事業者による地域課題解決に向けた取組について理事会・総会等で情報収集	実施	各会議開催時に、事業者との意見交換において情報収集を実施	現状維持	5-3（1）

令和7年度

環境基本計画年次報告書

（短期事業）

基本目標と10年後の目標					
1	清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち	3	持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち	5	みんなで環境活動に取り組むまち
1-①	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	3-①	市域の温室効果ガス削減	5-①	地域に根差した環境学習の活発化
1-②	水と緑を通じた連携・交流	3-②	資源の循環的な利用	5-②	協働による取組のための体制づくり
2	健康に暮らせる生活環境を守るまち	4	気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち		
2-①	生活環境の確保	4-①	気候変動への適応		

【年度の考え方】
現行の環境基本計画の計画年である令和4年度～令和13年度を基本とする。

実施状況の分類
・【実施】
・【未実施】
・【中断】
・【完了】

取組計画												年次報告書			
No.	基本目標と10年後の目標		環境指標・目標	環境指標No.	基準値	目標値	現状値	担当課	事業	事業内容	開始年度	終了予定年度	実施状況/実施結果		完了年度	備考 ※実施状況の補足や予定変更理由等
項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目11	項目12	項目13	項目14	項目15	項目16	項目17	項目18	項目19
終了	3-①	市域の温室効果ガス削減	エネルギー消費量	23	6,964TJ	-50%	4,563TJ	生活コミュニティ課	イーストテラス・サブスリー（昭島市民総合交流拠点施設）の整備	市民交流センターの老朽化に伴う建替にあたり、他施設を集約し、様々な機能を備えた新たな施設を整備する。	令和4年度（2022年度）以前	令和7年度（2025年度）	完了	様々な機能を備えた新たな施設として整備し、令和7年12月1日に開館した。地中熱や太陽光を活用することで、施設で消費するエネルギーを75%以上削減した建築物に与えられる「NearlyZEB」を取得している。	令和7年度（2025年度）	
終了	3-①	市域の温室効果ガス削減	乗用車の自動車の購入時にZEVを選ぶ人の割合	25	－	100%	7.7%	総務課	電気自動車用急速充電器の設置、運用	電気自動車用急速充電器を本庁舎駐車場に設置	令和4年度（2022年度）以前	令和4年度（2022年度）以前	完了	電気自動車急速充電設備の設置、運用	令和4年度（2022年度）	令和元年度に急速充電設備1台設置
終了	3-①	市域の温室効果ガス削減	廃プラスチック類焼却量	26	2,660t	-40%	2,141t	環境課（計画推進係）	マイボトル給水スポット設置事業	令和2年度に市内の各駅前に給水スポットを設置。	令和4年度（2022年度）以前	令和6年度（2024年度）	完了	令和3年度4月に設置が完了。 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、同年7月2日から供用を開始した。 また、令和6年度3月に新たな給水スポットを市役所敷地内に設定し、同年3月19日から供用を開始した。	令和6年度（2024年度）	
終了	3-①	市域の温室効果ガス削減	再生可能エネルギー電力利用率	27	－	50%	10.0%	防災安全課	太陽光発電パネルの避難所への配備	蓄電池に給電可能な太陽光発電パネルを避難所に配備する。	令和4年度（2022年度）以前	令和4年度（2022年度）以前	完了	令和2年度に避難所全43箇所に太陽光発電パネルを配備が完了した。	令和4年度（2022年度）	
終了	4-①	気候変動への適応	市内における気候変動のリスクの検証の実施状況	34	－	実施	未実施	環境課（計画推進係）	マイボトル給水スポット設置事業	令和2年度に市内の各駅前に給水スポットを設置	令和4年度（2022年度）以前	令和6年度（2024年度）	完了	令和3年度4月に設置が完了。 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、同年7月2日から供用を開始した。 また、令和6年度3月に新たな給水スポットを市役所敷地内に設定し、同年3月19日から供用を開始した。	令和6年度（2024年度）	

4　基本目標の施策の方向

環境基本計画では、基本目標を達成するための取組として、「施策の方向」を定めています。
なお、「施策の方向」ごとの主な事業は、以下のとおりです。
実施内容の詳細は、「5　事業実施報告」で掲載しています。

基本目標	施策の方向		主要事業	担当課	頁
1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち	1 水辺環境を保全・活用する	(1)河川、用水路の水辺環境の保全	・ 多摩川魅力体験事業	環境部 環境課	14
		(2)水辺環境の有効活用	・ 水辺の楽校事業	環境部 環境課	14
			・ 多摩川クリーン作戦	環境部 環境課	15
	2 清らかにあふれ出る水を守る	(1)湧水の保全	・ 湧水の保全	環境部 環境課	15
			・ 公害調査・測定等事業	環境部 環境課	15
		(2)地下水100%の水道水の維持・活用	・ 奥多摩・昭島市民の森事業	環境部 環境課	16
		(3)水循環の促進	・ 雨水貯留槽設置負担事業	水道部 工務課 環境部 環境課	16
			・ 雨水浸透施設設置助成金	都市整備部 下水道課	16
	3 崖線をはじめとする貴重な緑地を保全する	(1)崖線緑地の保全	・ 崖線緑地保全事業	環境部 環境課	17
		(2)樹林地の保全	・ 樹木・樹林保存事業	環境部 環境課	17
			・ 地域の歴史・文化財と一体となった社寺林等の保全	生涯学習部 ｱｷｼﾏｴﾝｼｽ 管理課	17
	4 まちなかに花と緑をいっぱいにする	(1)まちなかの緑の保全・創出	・ 花の応援事業	環境部 環境課	18
			・ 緑化推進事業	環境部 環境課	18
			・ 昭島市エコ・パークの 100 本桜の活用	環境部 ごみ対策課	18
	5 子どもから高齢者まで憩える公園緑地を確保する	(1)憩える公園緑地の確保	・ 公園維持管理事業	都市整備部 管理課	19
			・ 緑道整備事業	環境部 環境課	19
		(2)公園緑地の多面的利用の推進	・ 昭島市公共施設アダプト事業	市民部 生活ｺﾐﾆﾃｨ課 都市整備部 管理課 環境部 環境課	19
	6 多機能空間として農地を維持する	(1)農地の保全	・ 生産緑地指定事業	都市計画部 都市計画課	20
			・ 特定生産緑地指定事業	都市計画部 都市計画課	20
		(2)農業用水路の維持と活用の推進	・ 水辺の散歩道	都市整備部 管理課 環境部 環境課	20
			・ 農業用水維持管理事業	環境部 環境課	20
		(3)都市農業の理解促進、農を通じた体験交流の促進	・ 市民農園	市民部 産業活性課	21
			・ 学校給食での地場野菜の使用	市民部 産業活性課	21
	7 多様な生き物と共生するまちをつくる	(1)生物の実態把握	・ 生物多様性事業	環境部 環境課	22
			・ 水と緑に関する郷土資料の作成	生涯学習部 ｱｷｼﾏｴﾝｼｽ 管理課	22
			・ 昭島の水と緑を巡る散策コースの PR	生涯学習部 ｱｷｼﾏｴﾝｼｽ 管理課	22

基本目標	施策の方向		主要事業	担当課	頁
1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち	7 多様な生き物と共生するまちをつくる	(2)水と緑のネットワークの保全・創出	・ 農業用水の確保	環境部 環境課	23
			・ エコロジカル・ネットワークの形成に向けた在来種の植栽	都市整備部 建設課	23
		(3)生物の生息・生育拠点の保全・創出	・ キンランの生育地の保全	環境部 ごみ対策課	23
			・ 学校や公園緑地内における生物の生育・生息空間の創出・維持	学校教育部 教育総務課 都市整備部 管理課	23
		(4)在来生物の保全と外来生物対策	・ アライグマやハクビシン等の駆除	環境部 環境課 市民部 産業活性課	23~24
			・ 特定外来生物等対策事業	環境部 環境課	24
2 健康に暮らせる生活環境を守るまち	1 健康で安全な生活環境を確保する	(1)大気、水質、騒音などのモニタリング調査の実施	・ 大気調査	環境部 環境課	25~29
			・ アスベスト対策	環境部 環境課	30
			・ 燃料使用量調査	環境部 環境課	30
			・ 自動車交通騒音調査	環境部 環境課	30~32
			・ 公共用水域水質調査	環境部 環境課	33~34
			・ 多摩川底生生物調査	環境部 環境課	34~36
			・ 多摩川魚類調査	環境部 環境課	36
			・ 地下水揚水量調査	環境部 環境課	37
			・ 工場排水調査	環境部 環境課	37
			・ 苦情処理	環境部 環境課	37
			・ 光化学スモッグの周知	環境部 環境課	38
			・ ダイオキシン類調査	環境部 環境課	38
		(2)自動車等の対策の推進	・ 環境緑花フェスティバル等での周知	環境部 環境課	39
			・ 市道の整備促進	都市整備部 建設課	39
			・ 快適な歩行空間の推進	都市整備部 建設課	39
		(3)航空機騒音対策の推進	・ 航空機騒音調査事業	企画部 基地・渉外担当 環境部 環境課	40~41
			・ 飛行訓練の中止や早朝・夜間の飛行制限に関する関係機関への要請	企画部 基地・渉外担当	41
			・ 基地周辺環境整備の充実に向けた関係機関への要請	企画部 基地・渉外担当	42
			・ 学校、その他公共施設の防音整備の継続	企画部 基地・渉外担当	42
			・ 航空機騒音対策及び環境保全整備、健康影響調査等に関する関係機関への要請	企画部 基地・渉外担当	42
		(4)安全な生活環境の確保	・ 廃棄物の野外焼却禁止に関する啓発	環境部 環境課	43
			・ 化学物質の適正管理	環境部 環境課	43
	2 快適な街なみをつくる	(1)まちなかの美化活動の推進	・ 環境保全啓発事業	環境部 環境課	43
			・ 放置自転車対策	都市整備部 交通対策課	44
			・ 環境保全啓発事業	環境部 環境課	45
		(2)動物の適正飼育と野生鳥獣の保護・管理の推進	・ 狂犬病予防事業	環境部 環境課	46
			・ 飼い主のいない猫対策事業	環境部 環境課	46

基本目標	施策の方向		主要事業	担当課	頁
3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち	1 持続可能な社会に向けた行動を支援する	(1)環境に配慮したライフスタイルの普及	・ 省エネ家計簿 WEB 版・アプリ版	環境部 環境課	47
			・ 住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金	環境部 環境課	47
			・ グリーンカーテンの普及啓発	環境部 環境課	47
		(2)事業所のゼロエミッションの取組の支援	・ 環境配慮事業者ネットワークへの周知等	環境部 環境課	48
	2 脱炭素社会を構築する	(1)公共施設での省エネルギー、再生可能エネルギー導入の推進	・ 環境マネジメントシステム	環境部 環境課	48~49
			・ 太陽光発電パネルの避難所への配備	総務部 防災安全課	49
		(2)住宅・建物での省エネルギー、再生可能エネルギーの導入の推進	・ 立川基地跡地昭島地区民間利用街区まちづくりガイドラインに基づく誘導	都市計画部 地域開発課	49
		(3)二酸化炭素(CO2)を排出しない交通に向けた取組の推進	・ 市民及び事業者における次世代自動車(ZEV)の普及促進	環境部 環境課	50
		(4)その他の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の推進	・ あきしま環境緑花フェスティバルでのカーボン・オフセット	環境部 環境課	50
	3 循環型社会を構築する	(1)3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進	・ ごみ分別の徹底	環境部 ごみ対策課	50~51
			・ ごみの総資源率化の目標達成に向けたリサイクルの推進	環境部 ごみ対策課	51
			・ ごみの減量化に関する市民への啓発	環境部 ごみ対策課	51
			・ 廃棄物減量等推進員による地域での指導・啓発	環境部 ごみ対策課	51
			・ 市民団体による資源回収活動の推進、資源回収奨励金交付制度の拡充	環境部 ごみ対策課	51
			・ フリーマーケット、子ども服と本の交換会を開催	環境部 ごみ対策課	51
			・ ウッドチップの作成	環境部 環境課	52
		(2)プラスチック対策の推進	・ リユース食器貸出事業	環境部 環境課	52
			・ マイボトルの利用など、あらゆる場面でプラスチックを1つ減らす取り組み「プラスチック一1運動」の推進	環境部 ごみ対策課	52
			・ マイボトル給水スポット設置事業	環境部 環境課	53
		(3)食品ロス対策の推進	・ フードドライブの実施	環境部 ごみ対策課	54
		(4)災害廃棄物対策	・ 災害廃棄物処理計画の策定	環境部 清掃センター	54
4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち	1 気候災害への備えの充実・強化	(1)浸水・洪水対策 (2)土砂災害・風害対策	・ 「昭島市洪水・土砂災害ハザードマップ」を活用した啓発活動	総務部 防災安全課	55
			・ 長寿命化・防災減災計画	環境部 環境課	55
			・ 昭島市防災情報サービスに対する補助金交付事業	総務部 防災安全課	56
			・ 地域防災計画の見直し	総務部 防災安全課	56
		(3)発災時の対応強化	・ 備蓄物資・食糧の確保	総務部 防災安全課	56
			・ 緊急医療救護所の設営準備、設営訓練の実施	保健福祉部 健康課	57
			・ 災害対策用井戸水水質検査	総務部 防災安全課	57

基本目標	施策の方向		主要事業	担当課	頁
4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち	2 熱中症や感染症などの健康影響への対策の充実・強化	(1)熱中症予防・注意喚起	・ 熱中症予防対策啓発事業	保健福祉部 健康課	57
			・ 清掃車のチャイム(スピーカー)を利用した市民への注意喚起	環境部 清掃ｾﾝﾀｰ	57
			・ 熱中症対策に対する公共施設での備え	学校教育部 教育総務課 保健福祉部 健康課	58
			・ 「暑さ指数」を基準とした熱中症予防の情報伝達手段の検討	総務部 防災安全課 保健福祉部 健康課 環境部 環境課	58
		(2)感染症予防・注意喚起	・ 感染症対策公共施設備蓄物品準備	保健福祉部 健康課	58
			・ 災害時感染症対策	保健福祉部 健康課	58
	3 自然生態系・水資源への影響への対応	(1)防災対策と生物多様性保全とのバランス確保	・ 崖線緑地安全対策事業	環境部 環境課	59
		(2)持続可能な水道	・ 深層地下水流動調査の結果や気候変動に関する情報を踏まえた適応策の検討	水道部 工務課	59
	4 気候変動対策(適応策)に関する啓発、情報提供	(1)情報提供・情報発信	・ 気候変動による影響や適応策についての普及啓発、情報発信	環境部 環境課	59
			・ 地域気候変動適応センター(東京都が設置予定)と連携した気候変動影響に関する情報の収集・提供	環境部 環境課	60
		(2)体制づくり	・ 環境配慮事業者ネットワーク	環境部 環境課	60
5 みんなで環境活動に取り組むまち	1 市民の力を発揮できる場づくり	(1)地域での環境学習活動の推進	・ 環境学習講座	環境部 環境課	61
		(2)子どもたちへの環境教育、自然体験活動の推進	・ 学校における人材活用、豊かな自然環境を生かした教育の推進	学校教育部 指導課	62
			・ みんなで実行ISO	学校教育部 指導課	62
			・ 学校と地域住民等との連携による環境保全活動の実践	環境部 ごみ対策課	62
		(3)環境活動リーダーの活躍促進	・ 環境活動リーダー	環境部 環境課	63
			・ 生涯学習サポーター養成講座	生涯学習部 社会教育課	63
	2 環境情報を収集・発信する	(1)市民等への情報発信 (2)情報収集の仕組みづくり	・ 環境パネル展	環境部 環境課	64
			・ SNS を活用した環境情報の発信	環境部 環境課	64
			・ 市の広報紙やホームページで発信する環境情報の内容の充実	環境部 環境課	64
	3 さまざまな主体との協働を進める	(1)多様な主体がステークホルダーとして参加するパートナーシップの構築	・ あきしま環境緑花フェスティバル	環境部 環境課	65
			・ 昭島環境未来会議	環境部 環境課	65
			・ 環境配慮事業者ネットワーク	環境部 環境課	66

５　事業実施報告

令和７年度に実施した「施策の方向」における主な事業の報告です。

施策１－１　水辺環境を保全・活用する

（１）河川、用水路の水辺環境の保全

事業名	多摩川魅力体験事業
担当課	環境部　環境課

令和４年度に、美しい多摩川フォーラム主催の「水」大学講座（全４回）を実施しました。令和７年度では、多摩川河川敷に植栽されている桜の開花状況を報告しました。





多摩川「水」大学（令和４年度の講座の様子）

（２）水辺環境の有効活用

事業名	水辺の楽校事業
担当課	環境部　環境課

あきしま水辺の楽校運営協議会（市民、市、国土交通省）において、多摩川でカヌー教室を開催し、多摩川の自然について楽しく学びました。また、あきしま水辺の楽校運営協議会では、市内の小学校を対象に総合的な学習にも協力しています。

年　度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内　容	カヌー教室及び水難救助訓練を実施 ※市内の小学3年生以上の児童が参加(21名) その他、総合学習として「春・秋の野草観察」を実施	台風による河川の増水により中止	カヌー教室及を実施 ※市内の小学3年生以上の児童が参加(9名) その他、総合学習として「春・秋の野草観察」を実施





カヌー教室の様子（令和７年度の様子）

基本目標１　　清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

事業名	多摩川クリーン作戦
担当課	都市整備部　管理課

多摩川を大切にする心と活動の輪を広げ、市民参加による河川敷の清掃や美化を進めるため、多摩川クリーン作戦として、一斉清掃を行っています。

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実　施　月　日	中止	中止	5月21日	4月14日	中止
参　加　人　員			1,687名	1,829名	
収集した廃棄物量			860kg	1,400kg	

※　令和３・４年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。
※　令和７年度は、雨天のため中止。

施策１－２　清らかにあふれ出る水を守る

（１）湧水の保全

事業名	湧水の保全
担当課	環境部　環境課

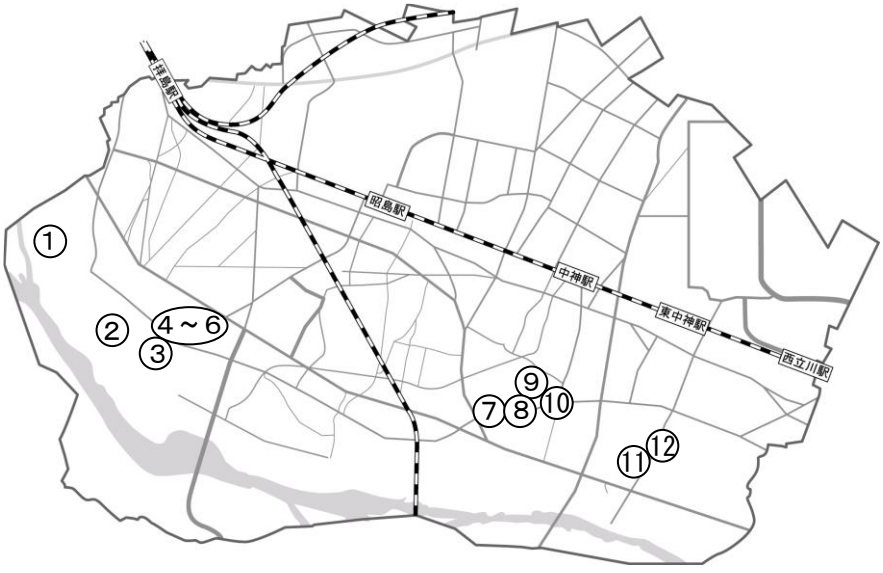
多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会が、１月に福生市で東京都及び６市の職員が参加して開催されました。

また、本市で管理している福島町・中神町・宮沢町・大神町・田中町の崖線緑地については、良好な状態を保つため、年間を通して委託業者による管理を実施しています。

事業名	公害調査・測定等事業 （※湧水量及び湧水水質分析調査は69頁参照、湧水の説明は84頁参照）
担当課	環境部　環境課

市内12か所の湧水の状況を把握するため、湧水量等の調査を行っています。平成27年度からは、年２回だった調査を年４回に増やし、四季ごとの湧水の状況を調べました。そのうち、湧水量の多い３か所(龍津寺・拝島大師・諏訪神社)について水質分析調査を行いました。

湧水量調査位置図



①	都営拝島団地下
②	龍津寺
③	花井の井戸
④	拝島公園
⑤	おねいの井戸
⑥	拝島大師
⑦	諏訪神社
⑧	個人住宅
⑨	熊野神社
⑩	福巌寺
⑪	広福寺
⑫	井戸出の清水

（２）地下水100％の水道水の維持・活用

事業名	奥多摩・昭島市民の森事業
担当課	環境部　環境課

「奥多摩・昭島市民の森」事業は、７月26日に実施しました。奥多摩・昭島市民の森に入り、午前は周辺の植物の観察、植栽の間伐、午後はクラフト素材を使った工作教室を行いました。





森林教室

（３）水循環の促進

事業名	雨水貯留槽設置負担事業
担当課	水道部　工務課　　環境部　環境課

自然な水の循環をはかるために、雨水を貯留し利用する貯留施設を設置する方に、購入に要する費用の助成を行いました。

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助　成　件　数	13件(13基)	13件(13基)	11件(11基)	4件(5基)	5件(5基)

※ 雨水貯留槽の助成件数のうち（ ）書きは設置基数です。

事業名	雨水浸透施設設置助成金
担当課	都市整備部　下水道課

湧水等の保全をはかるため、雨水浸透施設設置費の助成を行い、雨水の地下への浸透をはかりました。

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助　成　件　数	1件(5基)	1件(6基)	3件(15基)	1件(4基)	2件(8基)

※ 雨水浸透施設の助成件数のうち（ ）書きは浸透ますの設置基数です。

施策１－３　崖線をはじめとする貴重な緑地を保全する

（１）崖線緑地の保全

事業名	崖線緑地保全事業
担当課	環境部　環境課

委託業者による年間管理を実施しました。また、崖線樹木の一斉点検を実施し倒木の恐れのある枯損木について伐採を実施しました。

（２）樹林地の保全

事業名	樹木・樹林保存事業
担当課	環境部　環境課

平成17年度から保存樹木のせん定補助制度を導入し、年々緑地等が減少してきている中で、崖線緑地の保全をはかりながら、樹林地の公有化などについても、機会を捉え東京都などに要望しています。

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保　存　樹　木	114本	109本	111本	111本	112本
せん定	6本	9本	4本	3本	5本
保　存　樹　林	3,218㎡	3,218㎡	3,218㎡	3,218㎡	3,218㎡

※　保存樹木の本数及び保存樹林の面積は、それぞれ各年度末時点での実績。

事業名	地域の歴史・文化財と一体となった社寺林等の保全
担当課	生涯学習部　アキシマエンシス管理課

浄土古墳公園について、除草作業を年２回、植木のせん定作業を年１回実施し、美化清掃活動に力を注ぎました。





浄土古墳公園

施策１－４　まちなかに花と緑をいっぱいにする

（１）まちなかの緑の保全・創出

事業名	花の応援事業
担当課	環境部　環境課

花植えボランティアや拝島第二小学校、昭和中学校、多摩辺中学校の協力を得て、春と秋の年２回、駅前花壇、市道植栽ますなどに季節の花を植え、まちを花で飾りました。

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
花の種類	マリーゴールド ニチニチソウ ベコニア ペンタス ポーチュラカ パンジー ノースポール キンギョソウ アリッサム	マリーゴールド ベコニア ペンタス ポーチュラカ パンジー ノースポール キンギョソウ アリッサム	マリーゴールド ベコニア ペンタス ポーチュラカ パンジー ノースポール キンギョソウ アリッサム メランポジュ	マリーゴールド ベコニア ペンタス ポーチュラカ パンジー ノースポール キンギョソウ アリッサム	マリーゴールド ベコニア ペンタス ポーチュラカ ニチニチソウ パンジー ノースポール キンギョソウ アリッサム ストック
株　数	24,800株	24,400株	24,400株	24,400株	27,200株



花畑の植栽（エコパーク）春



花壇・プランターの植栽（本庁舎前）秋

事業名	緑化推進事業
担当課	環境部　環境課

家庭での緑化意識を高め、緑豊かなまちづくりを推進するため、春は環境緑花フェスティバル（本庁舎駐車場）、秋は昭和公園（自由広場）にて、苗木の有料配布を実施しています。

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
春	中止	中止	310本	290本	180本
秋	中止	中止	200本	180本	200本

※　令和３・４年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

事業名	昭島市エコ・パークの100本桜の活用
担当課	環境部　ごみ対策課

平成30年度に作成したパンフレットを希望者に配布しています。

施策１－５　子どもから高齢者まで憩える公園緑地を確保する

（１）憩える公園緑地の確保

事業名	公園維持管理事業
担当課	都市整備部　管理課

台風等の災害による倒木や落枝の恐れがある危険樹木を中心に、せん定作業等を行いました。

年　度	令和7年度
実施公園数	8か所
せん定本数	23本
伐採本数	86本
植替え本数	33本

事業名	緑道整備事業
担当課	環境部　環境課

緑豊かな住環境の実現に向けて、令和４年度立川基地跡昭島地区に緑道を整備（サークルベンチの設置、ウッドチップ舗装、あきしま桜の植樹など）し、令和５年度より緑道管理を行っています。





緑道の様子（もくせいの杜）

（２）公園緑地の多面的利用の推進

事業名	昭島市公共施設アダプト事業
担当課	市民部　生活コミュニティ課　　都市整備部　管理課　　環境部　環境課

広報の掲載やチラシによりアダプト活動の周知を行っています。

令和８年３月31日現在で、44団体、622人の方が登録しています。また、５年以上活動している団体には市から表彰を行っており、令和７年度は１団体を表彰しました。

団体登録の状況

区　分	登録団体数	登録者数
道　路	27団体	336人
公　園	14団体	242人
花　壇	2団体	8人
崖　線	1団体	36人
合　計	44団体	622人

（令和８年３月31日現在）

施策１－６　多機能空間として農地を維持する

（１）農地の保全

事業名	生産緑地指定事業
担当課	都市計画部　都市計画課

農地等を適正に保全するため、生産緑地の募集、追加指定を行いました。

事業名	特定生産緑地指定事業
担当課	都市計画部　都市計画課

生産緑地の安定的な保全を目的とした特定生産緑地制度（指定から30年経過した生産緑地の10年延長）により、令和８年１月時点で約35haを特定生産緑地に指定しています。

（２）農業用水路の維持と活用の推進

事業名	水辺の散歩道
担当課	都市整備部　管理課　　環境部　環境課

昭和用水沿いに完成した「水辺の散歩道」は、市とアダプト制度で活動している市民などの協働により市内に残された水辺の自然環境を保全し、水辺や緑に親しめる憩いの場として利用されています。





水辺の散歩道

事業名	農業用水維持管理事業
担当課	環境部　環境課

昭島用水土地改良区を中心に、市民及び関係機関との協働による農業用水路の適切な維持管理を実施しました。また、令和元年度には小規模土地改良事業、令和２年度から令和４年度にかけては、公共土地改良事業を実施し、令和７年度については、水路の長寿命化・防災減災計画として改修工事を実施しました。

（３）都市農業の理解促進、農を通じた体験交流の促進

事業名	市民農園
担当課	市民部　産業活性課

市民が農作物の栽培を通して土と触れ合い昭島都市農業に関する理解を深めること等を目的に市民農園を開設しています。１年10か月の期間で全43区画が利用されています。

第一市民農園	第二市民農園
20 ㎡(18 区画／月額 1,200 円) 25 ㎡(5区画／月額 1,500 円)	20 ㎡(19 区画／月額 1,200 円) 25 ㎡(1区画／月額 1,500 円)

事業名	学校給食での地場野菜の使用
担当課	市民部　産業活性課

地産地消を推進するため、学校給食への昭島産農畜産物の提供を行っています。

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
種　類	長ネギ 大根 白菜 玉葱 ニンジン キャベツ 小松菜 さやいんげん ナス 拝島ねぎ おふくろ大根 ゴボウ 里芋 ノラボウ ピーマン キュウリ 梨 米 卵	長ネギ 大根 白菜 玉葱 ニンジン キャベツ 小松菜 さやいんげん ナス 拝島ねぎ おふくろ大根 かぶ ゴボウ 里芋 ピーマン トマト キュウリ ジャガイモ カボチャ 八ツ頭 米 卵	長ネギ 大根 白菜 玉葱 ニンジン キャベツ 小松菜 ほうれん草 さやいんげん ナス 拝島ねぎ おふくろ大根 ゴボウ 里芋 ノラボウ ピーマン キュウリ トマト ジャガイモ カボチャ 梨 米 卵	長ネギ 大根 白菜 玉葱 ニンジン キャベツ 小松菜 さやいんげん ナス 拝島ねぎ 里芋 ノラボウ トマト ジャガイモ カボチャ 八ツ頭 梨 卵	長ネギ 大根 白菜 玉葱 ニンジン キャベツ 小松菜 さやいんげん ナス 拝島ねぎ おふくろ大根 かぶ トマト ジャガイモ カボチャ 八ツ頭 梨 米

基本目標１　　清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

施策１－７　多様な生き物と共生するまちをつくる

（１）生物の実態把握

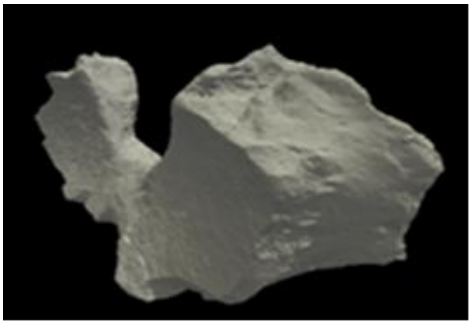
事業名	生物多様性事業
担当課	環境部　環境課

市民や市民団体との協力及び、専門業者による動植物等の生物調査の実施に向け継続し検討しています。

事業名	水と緑に関する郷土資料の作成
担当課	生涯学習部　アキシマエンシス管理課

デジタルアーカイブズの新たなコンテンツとして、民具や土器、化石などの郷土資料を分かりやすくまとめたデジタルライブラリのページに、CTスキャンで撮影したアキシマクジラの頸椎化石の３Ｄ画像を公開しました。





昭島市デジタルアーカイブズのイメージ画像

事業名	昭島の水と緑を巡る散策コースのPR
担当課	生涯学習部　アキシマエンシス管理課

社寺林や文化財とその周辺の水と緑を市民と協働で継承していくために、市民が歴史や文化に関わる周辺の景観に接する機会を広げることを目的に、毎年市内にある社寺や指定文化財を徒歩で巡ります。

実施月日	コース	参加者数
4月26日	春のフジと大日堂･日吉神社見学会	28人
10月26日	戦後80年昭島の戦跡ツアー	20人
11月3日	大日堂境域及び日吉神社境域見学会	25人





文化財めぐりの様子

（２）水と緑のネットワークの保全・創出

事業名	農業用水の確保
担当課	環境部　環境課

年間を通した用水路の適正な管理、破損箇所の補修、雑草等の草刈り及びせん定作業を実施しています。また、多摩川からの取水についても、適正に管理を行っています。

事業名	エコロジカル・ネットワークの形成に向けた在来種の植栽
担当課	都市整備部　建設課

工事における緑化には極力在来種を使用し、エコロジカル・ネットワークの保全・創出を図っていきます。令和７年度については、対象となる工事は行われていません。

（３）生物の生息・生育拠点の保全・創出

事業名	キンランの生育地の保全
担当課	環境部　ごみ対策課

環境コミュニケーションセンター内にあるキンラン生息域にロープで囲いを施し、保全を行っています。また、環境課の事業である環境活動リーダーにおいても、キンラン生息域の保全活動を行っています。

事業名	学校や公園緑地内における生物の生育・生息空間の創出・維持
担当課	学校教育部　教育総務課　　都市整備部　管理課

学校におけるビオトープの維持管理を実施しました。また、公園内の樹木せん定及び草刈り等を定期的に実施しました。

（４）在来生物の保全と外来生物対策

事業名	アライグマやハクビシン等の駆除
担当課	環境部　環境課　　市民部　産業活性課

特定外来生物であるアライグマや重点対策外来種であるハクビシンは、市内でも目撃情報や被害相談が多い野生動物です。これらは高い繁殖能力を持つ特徴から、このまま個体数が増え続けると生活環境での被害の増加や将来的に生態系への影響も懸念されます。本市は、被害の拡大防止及び生態系の保全のため、捕獲用の罠の貸出しをしています。令和７年度はアライグマを32頭、ハクビシンを７頭捕獲し、駆除しました。

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
アライグマ捕獲数	41頭	43頭	30頭	39頭	32頭
ハクビシン捕獲数	12頭	10頭	1頭	9頭	7頭



アライグマ



ハクビシン

事業名	特定外来生物等対策事業
担当課	環境部　環境課

全国的に外来生物の被害が拡大しており、市内でも被害が発生しています。外来植物であるナガミヒナゲシやオオキンケイギクは、市内でも多く生育していることが確認されています。

また、クビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリなどの昆虫の外来種は、都内近郊や近隣市でも目撃情報が増えており、特にクビアカツヤカミキリは特定外来生物に指定され、樹木を衰弱させ枯死させるおそれがあるため、防除が必要です。

本市においても、クビアカツヤカミキリの目撃や樹木への被害について、情報が届いています。
これらの外来生物等について、市ではホームページ等で情報提供や駆除を呼び掛けています。



クビアカツヤカミキリ



フラスが出ている桜の樹木
※ フラスとは、幼虫が樹木内部を食い荒らして排出される木くずと糞が混ざったもの。

基本目標２　　健康に暮らせる生活環境を守るまち

施策２－１　健康で安全な生活環境を確保する

（１）大気、水質、騒音などのモニタリング調査の実施

事業名	大気調査　（※ 環境基準は85頁参照）
担当課	環境部　環境課

５月・12月に市内で交通量の多い国道16号線小荷田交差点で、３月に昭島市立瑞雲中学校付近での一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び窒素酸化物の定期的な大気モニタリング調査を行いました。

（１）一酸化炭素（ＣＯ）

・ 調査方法	大気中の一酸化炭素自動計測器を使用し、非分散赤外線吸収法により短期的評価で行いました。短期的評価とは、連続する 24 時間における１時間値の平均値と、各１時間値または８時間平均値とを環境基準に比較して、２つの値のいずれもが基準を満たすかどうかで評価します。

【５月の調査結果】（国道 16 号線小荷田交差点）
調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の一酸化炭素（ＣＯ）濃度は 0.3～0.4 ppm の範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

【12 月の調査結果】（国道 16 号線小荷田交差点）
調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の一酸化炭素（ＣＯ）濃度は 0.2～0.3 ppm の範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

【３月の調査結果】（昭島市立瑞雲中学校付近）
調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の一酸化炭素（ＣＯ）濃度は 0.1～0.2 ppm の範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

一酸化炭素測定結果　　（単位：ppm）

項目 / 月日	一酸化炭素(CO) 最小値	最大値	日平均値 (環境基準<10)	8時間平均最大値 (環境基準<20)	評価
５月８日（木）	0.2	0.5	0.3	0.4	○
５月９日（金）	0.2	0.5	0.3	0.4	○
５月10日（土）	0.3	0.5	0.4	0.4	○
５月11日（日）	0.2	0.6	0.4	0.5	○
５月12日（月）	0.3	0.6	0.4	0.5	○
５月13日（火）	0.2	0.5	0.3	0.5	○
５月14日（水）	0.2	0.5	0.4	0.4	○

12月12日（金）	0.2	0.3	0.2	0.2	○
12月13日（土）	0.1	0.4	0.3	0.3	○
12月14日（日）	0.2	0.6	0.3	0.4	○
12月15日（月）	0.2	0.4	0.3	0.3	○
12月16日（火）	0.2	0.5	0.3	0.3	○
12月17日（水）	0.2	0.5	0.3	0.4	○
12月18日（木）	0.2	0.6	0.3	0.4	○

項目／月日	一酸化炭素（CO）				
	最小値	最大値	日平均値（環境基準<10）	8時間平均最大値（環境基準<20）	評価
３月５日（木）	0.1	0.2	0.1	0.2	○
３月６日（金）	0.2	0.4	0.2	0.3	○
３月７日（土）	0.2	0.3	0.2	0.3	○
３月８日（日）	0.1	0.2	0.2	0.2	○
３月９日（月）	0.1	0.3	0.2	0.2	○
３月10日（火）	0.1	0.2	0.2	0.2	○
３月11日（水）	0.1	0.3	0.2	0.2	○

（２）浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

・調査方法	β線吸収法の測定装置を使用し、短期的評価で行いました。

【５月の調査結果】（国道 16 号線小荷田交差点）
調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の浮遊粒子状物質濃度は、0.009～0.014 mg/㎥の範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

【12 月の調査結果】（国道 16 号線小荷田交差点）
調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の浮遊粒子状物質濃度は、0.006～0.028 mg/㎥の範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

【３月の調査結果】（昭島市立瑞雲中学校付近）
調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の浮遊粒子状物質濃度は、0.007～0.013 mg/㎥の範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

浮遊粒子状物質測定結果　　（単位：mg/㎥）

項目／月日	浮遊粒子状物質（SPM）			
	最小値	日平均値（環境基準<0.10）	1時間最大値（環境基準<0.20）	評価
５月８日（木）	0.004	0.009	0.014	○
５月９日（金）	0.007	0.012	0.016	○
５月10日（土）	0.003	0.009	0.016	○
５月11日（日）	0.005	0.011	0.017	○
５月12日（月）	0.007	0.011	0.017	○
５月13日（火）	0.005	0.011	0.016	○
５月14日（水）	0.008	0.014	0.018	○

12月12日（金）	0.003	0.011	0.033	○
12月13日（土）	0.002	0.009	0.025	○
12月14日（日）	0.020	0.028	0.033	○
12月15日（月）	0.001	0.006	0.019	○
12月16日（火）	0.003	0.011	0.023	○
12月17日（水）	0.004	0.013	0.024	○
12月18日（木）	0.000	0.006	0.014	○

項目／月日	浮遊粒子状物質（SPM）			
	最小値	日平均値（環境基準<0.10）	1時間最大値（環境基準<0.20）	評価
３月５日（木）	0.003	0.007	0.013	○
３月６日（金）	0.009	0.013	0.019	○
３月７日（土）	0.001	0.013	0.025	○
３月８日（日）	0.005	0.010	0.028	○
３月９日（月）	0.008	0.013	0.022	○
３月10日（火）	0.006	0.009	0.014	○
３月11日（水）	0.005	0.011	0.018	○

（３）窒素酸化物（ＮＯｘ）

・調査方法	化学発光法の測定装置を使用し、調査を行いました。二酸化窒素における環境基準の評価にあっては、本来採用すべき長期的評価（年間）が不可能なので、短期的評価で行いました。

【５月の調査結果】（国道 16 号線小荷田交差点）
調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の日平均値の変動は、一次生成物質である一酸化窒素濃度は 0.004～0.015 ppm、二次生成物質である二酸化窒素濃度は 0.010～0.024 ppm の範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

【12 月の調査結果】（国道 16 号線小荷田交差点）
調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の日平均値の変動は、一次生成物質である一酸化窒素濃度は 0.004～0.012 ppm、二次生成物質である二酸化窒素濃度は 0.006～0.012 ppm の範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

【３月の調査結果】（昭島市立瑞雲中学校付近）
調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の日平均値の変動は、一次生成物質である一酸化窒素濃度は 0.000～0.009 ppm、二次生成物質である二酸化窒素濃度は 0.004～0.028 ppm の範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

窒素酸化物測定結果　　（単位：ppm）

項目／月日	一酸化窒素（NO）			二酸化窒素（NO2）			
	最小値	最大値	日平均値	最小値	最大値	日平均値（環境基準<0.06）	評価
５月８日（木）	0.000	0.032	0.009	0.004	0.031	0.016	○
５月９日（金）	0.000	0.039	0.007	0.006	0.033	0.013	○
５月10日（土）	0.000	0.020	0.005	0.005	0.033	0.014	○
５月11日（日）	0.000	0.016	0.004	0.004	0.018	0.010	○
５月12日（月）	0.000	0.037	0.015	0.005	0.033	0.024	○
５月13日（火）	0.000	0.019	0.006	0.006	0.032	0.015	○
５月14日（水）	0.000	0.026	0.007	0.007	0.038	0.018	○

項目／月日	一酸化窒素(NO)			二酸化窒素(NO_2)			
	最小値	最大値	日平均値	最小値	最大値	日平均値 (環境基準<0.06)	評価
12月12日(金)	0.001	0.011	0.004	0.001	0.012	0.006	○
12月13日(土)	0.001	0.015	0.005	0.002	0.018	0.007	○
12月14日(日)	0.001	0.012	0.005	0.002	0.019	0.007	○
12月15日(月)	0.002	0.041	0.012	0.003	0.021	0.011	○
12月16日(火)	0.002	0.030	0.011	0.003	0.021	0.012	○
12月17日(水)	0.001	0.032	0.011	0.005	0.030	0.012	○
12月18日(木)	0.002	0.026	0.011	0.004	0.021	0.012	○

項目／月日	一酸化窒素(NO)			二酸化窒素(NO2)			
	最小値	最大値	日平均値	最小値	最大値	日平均値 (環境基準<0.06)	評価
３月５日(木)	0.000	0.007	0.002	0.002	0.020	0.009	○
３月６日(金)	0.002	0.033	0.009	0.017	0.045	0.028	○
３月７日(土)	0.000	0.032	0.005	0.004	0.032	0.013	○
３月８日(日)	0.000	0.001	0.000	0.001	0.008	0.004	○
３月９日(月)	0.000	0.008	0.003	0.006	0.026	0.014	○
３月10日(火)	0.000	0.005	0.002	0.003	0.018	0.011	○
３月11日(水)	0.000	0.031	0.006	0.005	0.022	0.015	○

（４）微小粒子状物質（PM2.5）

・調査方法	環境省告示第 33 号（H21．９．９）濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定した質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定器により調査を行いました。微小粒子状物質における環境基準の評価にあっては、本来採用すべき長期的評価（年間）が不可能なので、短期的評価で行いました。

【５月の調査結果】（国道 16 号線小荷田交差点）
調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の微小粒子状物質の平均は８μg/㎥でした。濃度は５～11 μg/㎥の範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

【12 月の調査結果】（国道 16 号線小荷田交差点）
調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の微小粒子状物質の平均は６μg/㎥でした。濃度は４～７ μg/㎥の範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

【３月の調査結果】（昭島市立瑞雲中学校付近）
調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の微小粒子状物質の平均は８μg/㎥でした。濃度は５～10 μg/㎥の範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

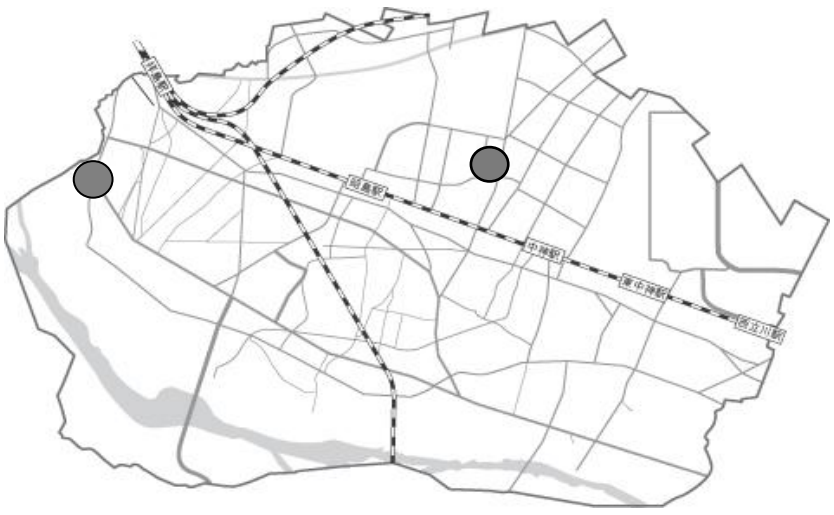
微小粒子状物質測定結果　　（単位：μg/㎥）

項目／月日	微小粒子状物質(PM2.5)			
	最小値	最大値	日平均値	評価
５月８日（木）	2	18	9	○
５月９日（金）	5	15	9	○
５月１０日（土）	2	9	5	○
５月１１日（日）	4	13	8	○
５月１２日（月）	3	12	7	○
５月１３日（火）	3	19	9	○
５月１４日（水）	2	19	11	○

項目／月日	微小粒子状物質(PM2.5)			
	最小値	最大値	日平均値	評価
１２月１２日（金）	1	11	4	○
１２月１３日（土）	2	12	7	○
１２月１４日（日）	2	13	7	○
１２月１５日（月）	1	11	4	○
１２月１６日（火）	2	15	7	○
１２月１７日（水）	4	15	7	○
１２月１８日（木）	2	9	6	○

項目／月日	微小粒子状物質(PM2.5)			
	最小値	最大値	日平均値	評価
３月５日（木）	0	12	5	○
３月６日（金）	6	12	9	○
３月７日（土）	1	20	9	○
３月８日（日）	2	17	7	○
３月９日（月）	6	15	10	○
３月１０日（火）	2	10	6	○
３月１１日（水）	1	13	8	○

大気調査位置図



基本目標２　　健康に暮らせる生活環境を守るまち

事業名	アスベスト対策
担当課	環境部　環境課

アスベストは、石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる天然の鉱物繊維で、耐火性、耐熱性、防音性、電気絶縁性などの特性を有しており、安価な工業材料であることから、様々な用途に利用されてきました。

しかし、アスベストの繊維は、極めて細いため、浮遊しやすく吸入されやすい特徴があり、飛散したアスベスト繊維を長期間、大量に吸入することによる健康への影響が明らかになっております。また、アスベストの用途は3,000種類以上に上るといわれておりますが、その９割以上が建築資材の原料として使用されている実態にあります。

市では、大気汚染防止法及び東京都環境確保条例に基づき、吹付けアスベスト及びアスベスト保温材を使用している建築物の解体・改修工事などを行う場合には、事前の届出や、立川労働基準監督署及び東京都多摩環境事務所と市による立入り検査を通じて、アスベストの飛散防止の徹底を図りました。

また、令和４年４月から建築物・工作物の解体・改修工事は、アスベスト含有の有無に関わらず事前調査結果の報告が義務付けられました。市ではこの報告を基に立入検査を実施し、施工方法の指導などを実施しています。

なお令和７年度において、届出のあった特定粉じん排出等作業実施届出書（大気汚染防止法）は１件、石綿飛散防止方法等計画届出書（東京都環境確保条例）は１件でした。

実施年度	令和6年度	令和7年度
事前調査結果報告件数	569件	547件
立入検査件数	76件	74件

事業名	燃料使用量調査　（※ 燃料用重油の硫黄分含有率の基準は98頁参照）
担当課	環境部　環境課

大気汚染の原因となる物質のひとつに、硫黄酸化物(SOx)があります。燃料に含まれている硫黄分が燃焼に伴って変化したもので、ボイラーなどの固定発生源から多く排出されています。

市では、東京都環境確保条例に基づき、日最大300Ｌ以上の重油を使用する工場及び指定作業場について、燃料の使用量及び硫黄分の調査を行っています。

なお、令和７年度は、対象事業所が５事業所ありました。そのうち、硫黄分含有率の基準を超えた重油を使用した事業所はありませんでした。

燃料使用量調査結果

事業所	令和5年度	令和6年度		令和7年度	
	年間使用量(L)	年間使用量(L)	割合(%)	年間使用量(L)	割合(%)
1	18,926	5,751	30.4	7,737	40.9
2	1,431,524	1,512,886	105.7	1,638,034	114.4
3	55,303	57,138	103.3	60,357	109.1
4	105,285	69,728	66.2	60,966	57.9
5	826,922	1,020,420	123.4	792,493	95.8
合　計	2,437,960	2,665,923	109.4	2,559,587	105.0

※　割合は、令和５年度の燃料使用量を100%とした比率です。

基本目標２　　健康に暮らせる生活環境を守るまち

事業名	自動車交通騒音調査
担当課	環境部　環境課

（１）要請限度　（※ 要請限度は87頁参照）

自動車交通による騒音の状況を把握するため、騒音が顕著とみられる10地点で騒音測定を行いました。

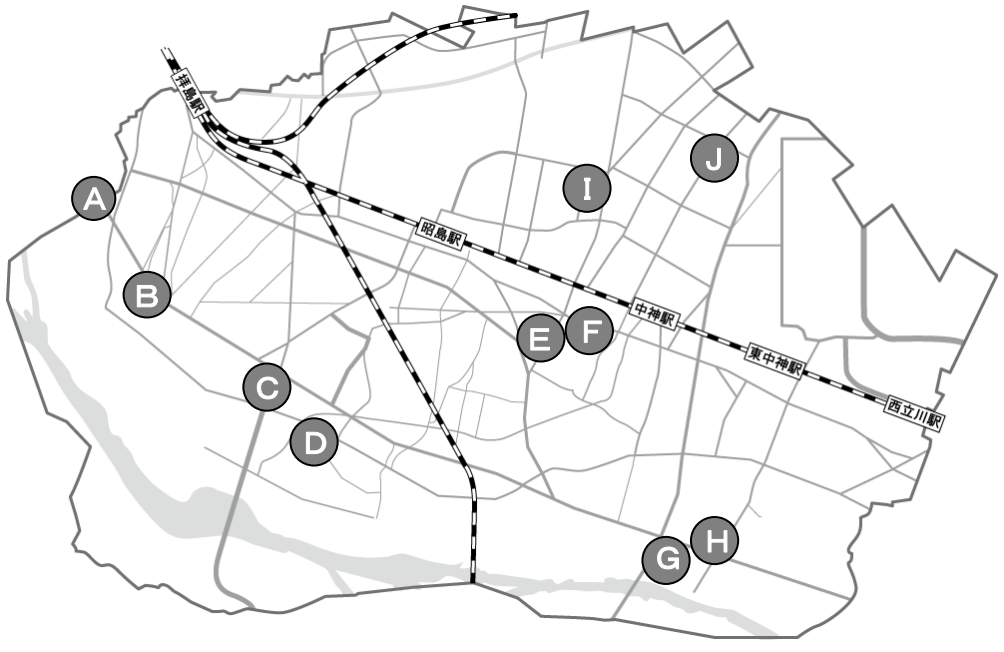
測定については、集音マイクを通して自動計測する機器によって24時間連続の３日間で行い、等価騒音レベルで算出しました。なお、調査期間中、昼夜の時間区分において、要請限度を超過した地点は１点でした。交通騒音調査結果については次のとおりです。

自動車交通騒音調査測定結果　　（等価騒音レベル　単位：dB）

地点	道路名	所在地	測定期間	時間区分別平均値（昼）	時間区分別平均値（夜）	用途地域	車線数	要請限度区域	要請限度 昼 ： 夜
A	一般国道16号線	緑町5-19	R7.10.7～R7.10.10	65	64	準住居地域	6	b	75 ： 70
B	一般国道16号線	緑町4-25		72	71	準住居地域	5	b	75 ： 70
C	一般国道16号線	田中町2-28	R7.11.11～R7.11.14	69	67	準住居地域	5	b	75 ： 70
D	主要地方道29号線	田中町2-16		68	64	第1種中高層住居専用地域	2	a	75 ： 70
E	都道162号線	昭和町3-6	R7.10.28～R7.10.31	63	59	第1種中高層住居専用地域	2	a	75 ： 70
F	市道昭島17号	朝日町4-23		65	61	近隣商業地域	2	c	75 ： 70
G	主要地方道59号線	福島町3-24	R8.1.20～R8.1.23	68	66	第1種中高層住居専用地域	3	a	75 ： 70
H	主要地方道29号線	福島町2-25		67	64	準住居地域	4	b	75 ： 70
I	都道162号線	つつじが丘2-1	R8.2.3～R8.2.6	65	61	第1種中高層住居専用地域	2	a	75 ： 70
J	市道昭島11号	武蔵野2-3		65	60	準工業地域	2	c	75 ： 70

※　要請限度とは、自動車騒音がこの限度を超えていて、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに、東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請できる騒音限度を言います。
（87頁「騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度」を参照。）

自動車交通騒音調査位置図（要請限度）



基本目標２　　健康に暮らせる生活環境を守るまち

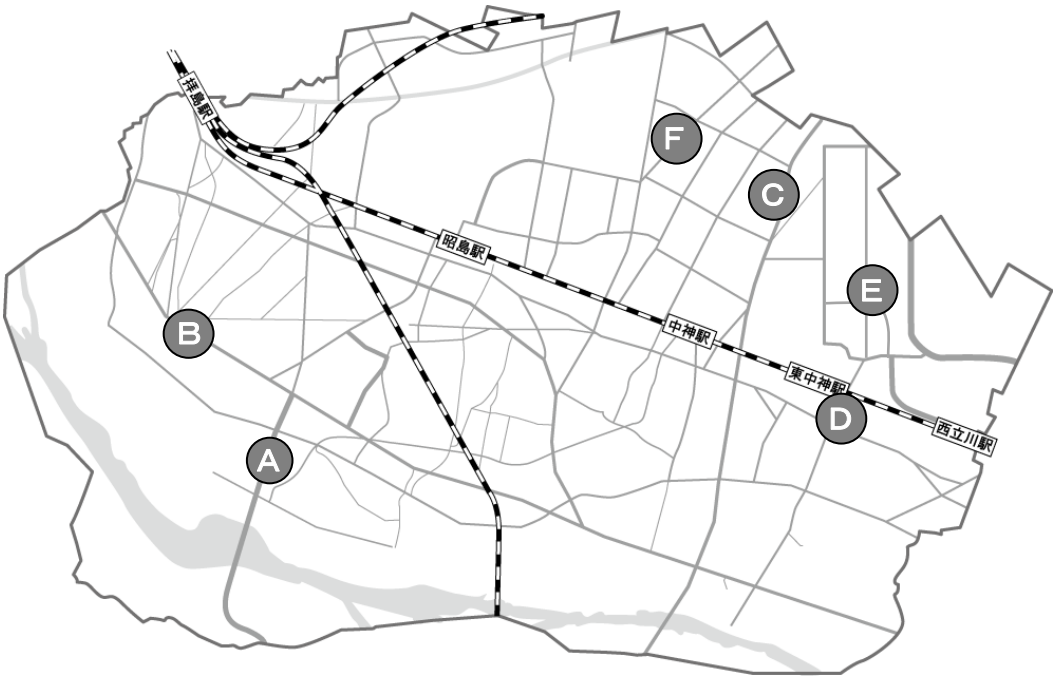
（２）常時監視

自動車交通による騒音の状況を把握するため、道路交通センサスをもとに環境省が指定した区間において、１年を代表する一日24時間の騒音測定、交通量調査、車速調査、状況調査などを行い、当該区間の道路端より50m範囲の住居の騒音暴露状況、騒音レベルを評価しました。結果については、東京都と環境省へ報告しています。

【令和７年度調査個所】　　調査日：令和８年２月26日

地点	路線名	調査場所	評価対象戸数	戸数/達成率			
				昼・夜とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼・夜とも基準値超過
A	一般国道16号線	拝島町4-10	129	105/81.4%	23/17.8%	0/0%	1/0.8%
B	一般国道16号線	拝島町2-2	726	438/60.3%	158/21.8%	0/0%	130/17.9%
C	八王子武蔵村山線	武蔵野3-1	1,073	1,052/98.0%	20/1.9%	0/0%	1/0.1%
D	東中神停車場線	東町2-6	147	147/100%	0/0%	0/0%	0/0%
E	立川昭島線	もくせいの杜2-5	198	198/100%	0/0%	0/0%	0/0%
F	三ツ木八王子線	武蔵野3-5	964	964/100%	0/0%	0/0%	0/0%

自動車交通騒音調査位置図（常時監視）



基本目標２　　健康に暮らせる生活環境を守るまち

事業名	公共用水域水質調査（※公共用水域水質調査結果は73頁参照、水質の説明は90頁参照）
担当課	環境部　環境課

河川の水質状況を把握するため、毎年水質調査を実施しています。令和７年度は、多摩川を６回、多摩川を除く公共用水域を２回調査しました。結果は次のとおりです。

なお、多摩川流域の２区17市では、多摩川水系水質監視連絡協議会を組織し、毎年２回合同調査を実施しているほか、関係機関に水質浄化対策を要請しています。

①　多摩川

生活環境項目で基準を超えていた地点と内容は、次のとおりです。

なお、健康項目では異常ありませんでした。

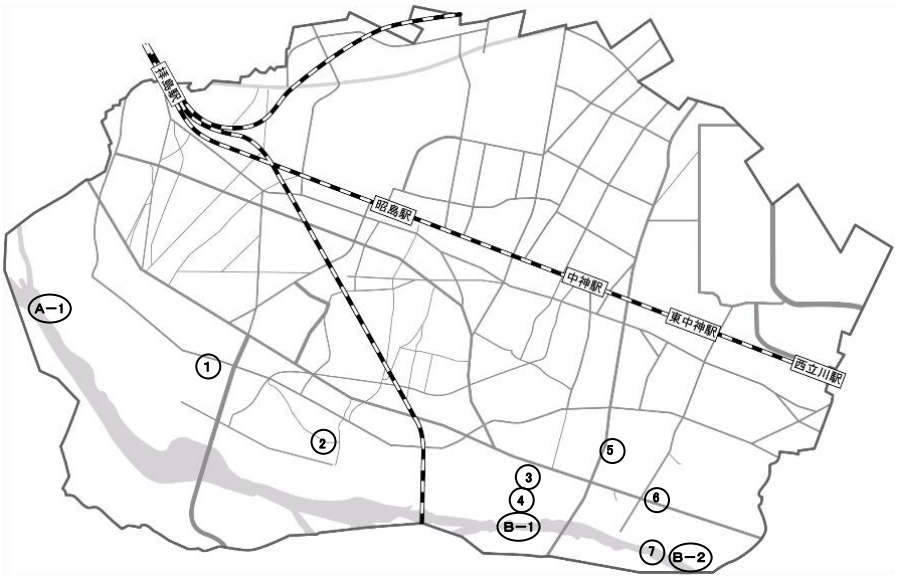
	大腸菌数※	浮遊物質量
Ａ－１　昭和用水引込口	―	０検体
Ｂ－１　多摩大橋下（上流）	―	０検体
Ｂ－２　立川境	１検体	０検体

※　令和４年４月１日に、水質汚濁に係る環境基準の改正が行われ、生活環境の保全に関する環境基準のうち、大腸菌群数を項目から削除し、新たな衛生微生物指標として大腸菌数を追加しました。

②　多摩川を除く公共用水域

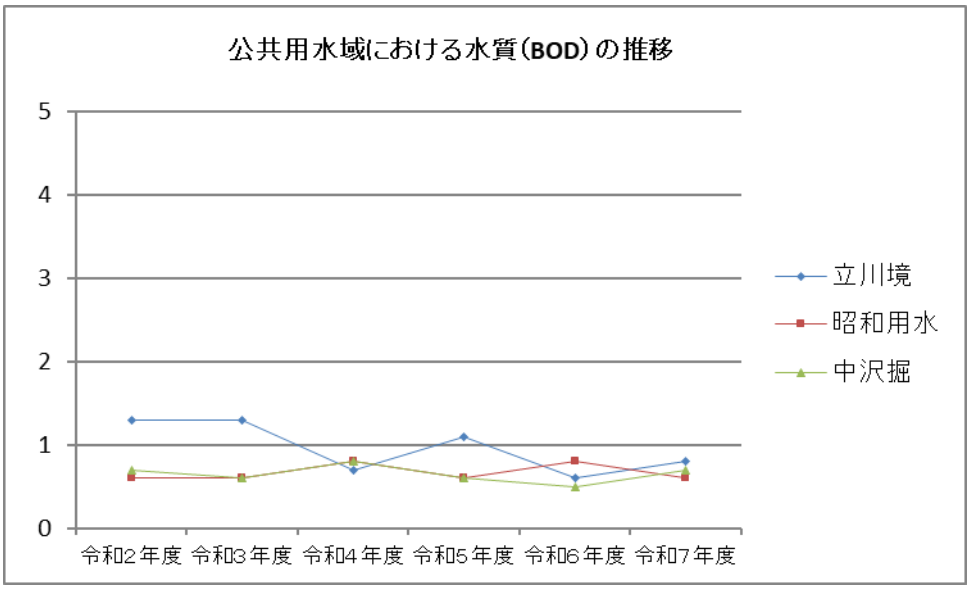
基準はありませんが、生物化学的酸素要求量（BOD）等で高い値を示した地点はありませんでした。

水質調査位置図



多摩川	A−1	昭和用水引込口
	B−1	多摩大橋下（上流）
	B−2	立川境
多摩川を除く公共用水域	1	玉川上水拝島分水路
	2	田中堀
	3	昭和用水
	4	多摩川上流排水樋管
	5	中沢堀
	6	中沢堀昭和用水合流
	7	野水堀排水樋管

基本目標２　　健康に暮らせる生活環境を守るまち



事業名	**多摩川底生生物調査** （※ 出現種分類学的調査結果等は79頁参照、多摩川底生生物の説明は93頁参照）
担当課	**環境部　環境課**

この調査は、多摩川に生息する底生生物を調べ、多摩川中流域の生物からみた水質の把握を実施し、河川環境の監視と今後の環境保全の基礎資料とするものです。

（１）調査地点

多摩川　：　拝島橋上流

多摩川　：　多摩大橋付近

（２）調査年月日

第１回　：　夏期調査（令和７年７月 10 日）

第２回　：　冬期調査（令和８年１月８日）

（３）調査方法

サーバーネット（25cm×25cmの金属の方形枠〈コドラート〉にメッシュ径0.30mmのサラン網を付したもの）を用い、定量採取を行います。採取箇所にサーバーネットをセットしてコドラート内の生物を底質ごと採取し、ソーティングを行い試料中の生物のみを分離し、ホルマリン（約10%）で固定し、固定した試料について、実体顕微鏡および光学顕微鏡により各生物種を同定し、種別に計数を行います。

（４）地点別調査結果

①　拝島橋上流

調査地点は、秋川合流点下流部に位置する昭和用水堰直下であり、中州が多く幾つかの川筋に分かれています。採集は堰下流の早瀬で実施しました。調査結果は、次のとおりです。

夏期調査（令和７年７月 10 日）

確認種数は、カゲロウ目22種、トビケラ目13種、ハエ目11種、コウチュウ目４種、ダニ目１種、トンボ目１種、カワゲラ目１種、その他の動物７種の計60種であり、確認個体数は600個体であった。
最も多く確認された種は、73個体が確認されたシマトビケラ属であり、次いでエラブタマダラカゲロウ、アカマダラカゲロウと続いた。
生物学的水質判定の結果は、Beck-Tsuda法、汚濁指数法ともに貧腐水性水域（きれいな水域）であった。

冬期調査（令和８年１月８日）

確認種数は、カゲロウ目９種、ハエ目７種、トビケラ目６種、コウチュウ目２種、ダニ目２種、カワゲラ目１種、その他の動物７種の計34種であり、確認個体数は342個体であった。
最も多く確認された種は、109個体が確認されたウスバガガンボ属であり、次いでエリユスリカ属、シロタニガワカゲロウと続いた。
生物学的水質判定の結果は、Beck-Tsuda法は、貧腐水性水域（きれいな水域）汚濁指数法はβ－中腐水性水域（わりあいきれいな水域）であった。

② 多摩大橋付近

調査地点は、多摩川上流水再生センターの放流口付近であり、採集は岩盤の上に礫が堆積して形成された早瀬で実施しました。調査結果は次のとおりです。

夏期調査（令和７年７月 10 日）

確認種数は、カゲロウ目17種、トビケラ目９種、ハエ目８種、コウチュウ目３種、ダニ目２種、カワゲラ目１種、その他の動物３種の計43種であり、確認個体数は340個体であった。
最も多く確認された種は、101個体が確認されたアメリカツノウズムシであり、次いでヒメドロムシ亜科、モンヌマユスリカ属と続いた。
生物学的水質判定の結果は、Beck-Tsuda法は貧腐水性水域（きれいな水域）、汚濁指数法はβ－中腐水性水域（わりあいきれいな水域）であった。

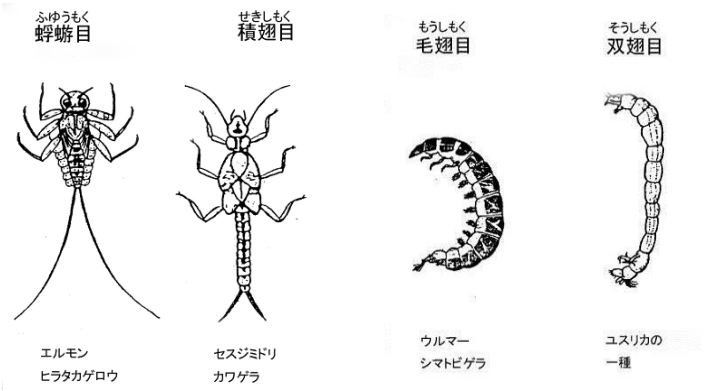
冬期調査（令和８年１月８日）

確認種数は、カゲロウ目11種、ハエ目７種、トビケラ目４種、コウチュウ目２種、ダニ目２種、カワゲラ目２種、その他の動物５種の計33種であり、確認個体数は690個体であった。
最も多く確認された種は、205個体が確認されたエリユスリカ属であり、次いでハダカユスリカ属、ウスバガガンボ属と続いた。
生物学的水質判定の結果は、Beck-Tsuda法、汚濁指数法ともに貧腐水性水域（きれいな水域）であった。

（５）まとめ

今年度の調査では、カゲロウ目26種、トンボ目１種、カワゲラ目３種、トビケラ目17種、ハエ目19種、コウチュウ目４種、ダニ目２種、その他の動物10種の計82種が確認されました。調査地点別にみると、拝島橋上流で72種、多摩大橋付近で59種が確認され、両地点ともに多様な生物が生息している結果となりました。

生物学的水質判定結果をみると、拝島橋上流は、夏期は２判定方法で貧腐水性水域（きれいな水域）と判定され、冬期はBeck-Tsuda法で貧腐水性水域（きれいな水域）、汚濁指数法でβ-中腐水性水域（わりあいきれいな水域）と判定されました。多摩大橋付近は、夏期はBeck-Tsuda法で貧腐水性水域（きれいな水域）、汚濁指数法でβ-中腐水性水域（わりあいきれいな水域）、冬期は２判定方法で貧腐水性水域（きれいな水域）と判定され、水質は比較的良好であると思われます。



事業名	多摩川魚類調査
担当課	環境部　環境課

この調査は、多摩川における魚類の生息実態を経年的に把握し、水質調査等と合わせて総合的に多摩川の水辺環境を把握するために行っているものです。

（１）調査場所

・拝島橋上流

・多摩大橋付近

（２）調査方法

調査地点において、投網を数回打って魚類を捕獲し、有害物質含有量の分析のため魚体を破砕し、その一部を分析しました。

（３）調査年月日

令和７年10月２日

多摩川魚類有害物質含有量分析調査結果　　（単位：mg/kg）

調査地点	分析項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
拝島橋上流	カドミウム	<0.1	<0.1	<0.1
	水銀又はその化合物	0.032	0.048	0.037
	PCB	<0.01	0.01	0.01
多摩大橋付近	カドミウム	<0.1	<0.1	<0.1
	水銀又はその化合物	0.130	0.034	0.026
	PCB	<0.01	<0.01	0.01

基本目標２　　健康に暮らせる生活環境を守るまち

事業名	地下水揚水量調査　（※調査結果は80頁参照、規制の説明は93頁参照）
担当課	環境部　環境課

動力を用いるすべての揚水施設（平成28年７月１日以降に設置されたもの。出力が300W以下の家庭用は除く）の設置者は、揚水量を毎年報告することが義務づけられています。

令和７年の市内の井戸からの総揚水量は、14,315,250㎥であり、令和６年との比較では、218,827㎥減少しました。

事業名	工場排水調査
担当課	環境部　環境課

河川などへ排水している工場のうち、東京都環境確保条例で規制されている物質を使用する工場について、年４回排水調査を行っています。

令和７年度の項目別検体数は20検体あり、20検体すべてが基準に適合していました。

工場排水項目別適合率

区分／項目	令和5年度			令和６年度			令和７年度		
	検体数	適合数	適合率（%）	検体数	適合数	適合率（%）	検体数	適合数	適合率（%）
水温	4	4	100	4	4	100	4	4	100
水素イオン濃度	4	4	100	4	4	100	4	4	100
生物化学的酸素要求量	4	4	100	4	4	100	4	4	100
浮遊物質量	4	4	100	4	4	100	4	4	100
ノルマルヘキサン抽出物質	4	4	100	4	4	100	4	4	100
亜鉛	－	－	－	－	－	－	－	－	－
六価クロム	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計	20	20	100	20	20	100	20	20	100

事業名	苦情処理　（※苦情処理件数は81頁参照）
担当課	環境部　環境課

申し立てられた苦情は、時間帯・場所のほか、近隣関係など主観的要素にも大きく左右される内容が多いため、評価が不安定であり、法律や条例の規則にもなじみにくいものが多く、各自治体も対応に苦慮しているのが現状です。

令和７年度の苦情処理件数は178件であり、令和６年度より７件増えました。苦情の内容も複雑になっており、初動対応で解決するものばかりでなく数回の交渉を重ねて行われ、翌年に繰り越すことも多くあります。

基本目標２　　健康に暮らせる生活環境を守るまち

事業名	光化学スモッグの周知　（※ 発令基準は90頁参照）
担当課	環境部　環境課

東京都が発令基準に従って光化学スモッグ注意報などを発令すると、市は、光化学スモッグ緊急時連絡体制に基づき、市内141か所に連絡を入れることにより、光化学スモッグ注意報などの掲示板を掲出するなどして、市民の皆さまにお知らせをしています。また、市からの重要なお知らせとして、登録されている市民の皆さまの携帯電話にメール配信も行いました。

令和７年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は、都内全域で８日、市の属する多摩中部地域は３日でした。また、学校情報提供日数は13日でした。

なお、警報の発令及び市内での被害届はありませんでした。

光化学スモッグ注意報発令日数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
都内全域	6日	7日	4日	15日	8日
多摩中部	2日	3日	3日	8日	3日

事業名	ダイオキシン類調査　（※ 環境基準は99頁参照）
担当課	環境部　環境課

令和７年度、市で実施したダイオキシン類大気環境調査の結果は、ダイオキシン類対策特別措置法で定められた大気の環境基準「0.6 pg-TEQ/㎥」に適合していました。

（１）調査目的

市内及び清掃センター周辺における大気環境中のダイオキシン類について、その実態を把握する。

（２）調査内容

ダイオキシン類調査対象物質	ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン（ＰＣＤＤｓ）	９種
	ポリ塩化ジベンゾ - フラン（ＰＣＤＦｓ）	11種
	コプラナ - ポリ塩化ビフェニル（Ｃｏ - ＰＣＢｓ）	12種

※　試料の採取及び分析方法：24 時間連続大気採取、毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を使用。
※　「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に準拠。

ダイオキシン類大気環境調査結果　　（単位：pg-TEQ／㎥）

調査地点名		５月 20～21日	11月 ６～７日
①	滝山台見晴公園	0.015	0.0056



（２）自動車等の対策の推進

事業名	環境緑花フェスティバル等での周知
担当課	環境部　環境課

第14回あきしま環境緑花フェスティバルの環境課ブースにおいて、電気自動車などに関するパネルを展示し、来場者への周知を行いました。



展示の様子

事業名	市道の整備促進
担当課	都市整備部　建設課

実施計画に基づき、市内主要幹線道路の改修を行いました。

市内主要幹線道路改修状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
路　線　数	3路線	3路線	6路線	8路線	6路線
改修延長	665m	1,027m	836m	1,226m	1,240m

事業名	快適な歩行空間の推進
担当課	都市整備部　建設課

快適な歩行空間の整備を進めていきます。令和７年度は歩道舗装の改修工事を行いました。



歩道舗装の改修状況

（３）航空機騒音対策の推進

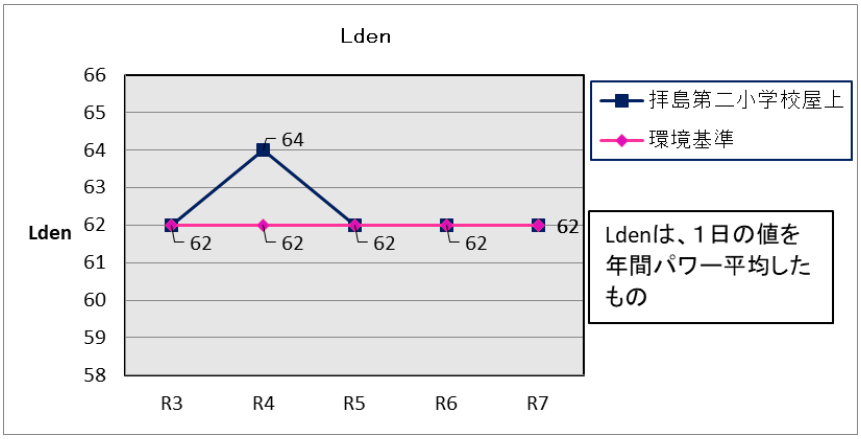
事業名	航空機騒音調査事業
担当課	企画部　基地・渉外担当　　環境部　環境課

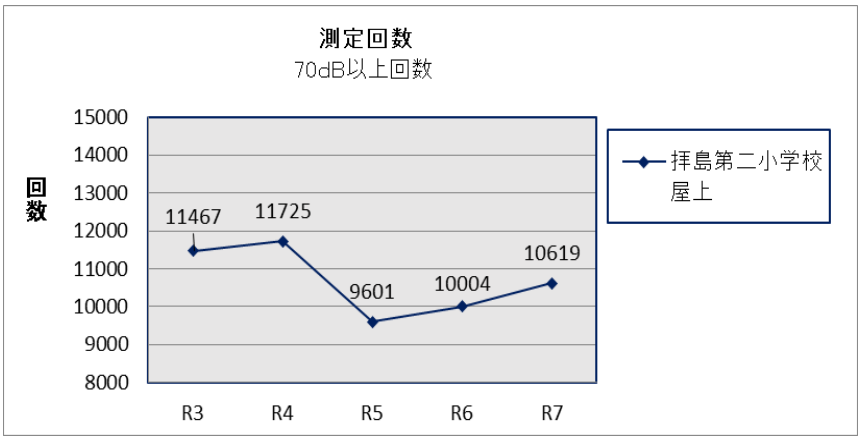
市域北側に位置する横田基地は、米空軍の極東における主要な輸送中継基地として、現在、ＣＶ－２２オスプレイをはじめ、大型輸送機を中心に、航空機の離着陸が昼夜の別なく行われています。本市は、この横田基地に隣接し、飛行コースの直下にあたるため、航空機の騒音によって市民生活やまちづくりにさまざまな影響を受けており、これらの実態を把握するため拝島第二小学校に測定局を設置しました。近年、従来の飛行ルート以外の地域からの苦情が多くなったことから、飛行実態把握をするため、令和３年10月より市民会館・公民館屋上に新たな測定局を設置しました。現在、市内２か所で年間を通じた騒音調査を実施しています。

１　測定結果

（１）拝島第二小学校屋上

令和７年度の拝島第二小学校屋上での測定結果は、Lden62、測定回数10,619回となりました。測定器の入替のため、令和７年度は１日間の欠測日があります。



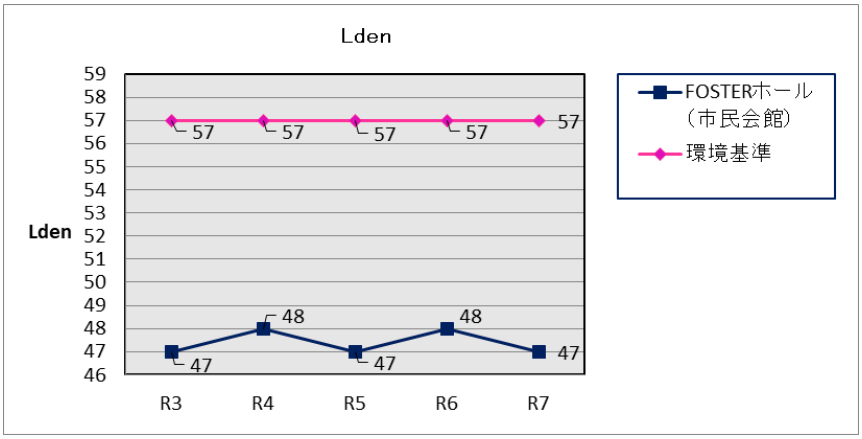


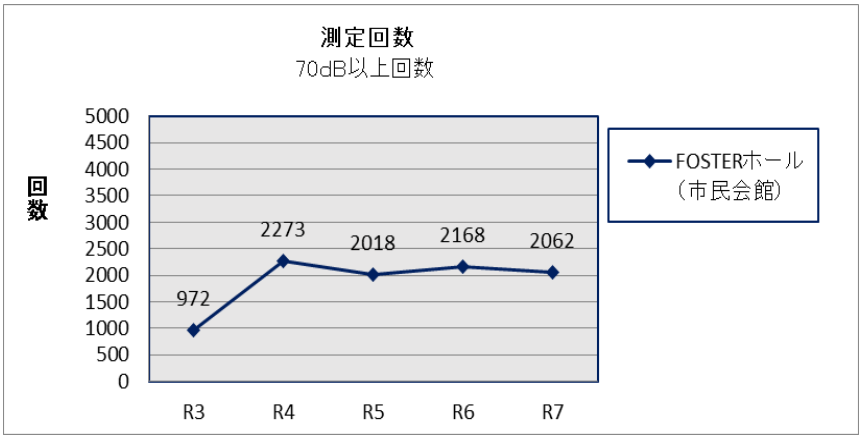
【測定方法】暗騒音（飛行時以外のその場所における騒音）より８ｄB以上大きい音が５秒以上継続したものを対象に70ｄB以上の回数を記録しています。

基本目標２　　健康に暮らせる生活環境を守るまち

（２）市民会館・公民館屋上

令和７年度の市民会館・公民館屋上での測定結果は、Lden47、測定回数2,062回となりました。また、令和３年度の測定期間は令和３年10月から令和４年３月までとなります。





【測定方法】　暗騒音（飛行時以外のその場所における騒音）より６ｄB以上大きい音が８秒以上継続したものを対象に70ｄB以上の回数を記録しています。

※　Lden（時間帯補正等価騒音レベル）とは、１日に発生したすべてのエネルギーを合計し、１秒当たりの評価値として表したものです。時間帯による騒音の感じ方を加味し、騒音が発生する時間帯ごとにエネルギー量に重み付けを行い評価します。

事業名	飛行訓練の中止や早朝・夜間の飛行制限に関する関係機関への要請
担当課	企画部　基地・渉外担当

飛行訓練の中止や早朝・夜間の飛行制限に関し、市は、市議会とともに、防衛省及び北関東防衛局への要請を行いました。

要請年月日	要請名	要請先
令和7年7月２日	基地周辺整備に関する要請書	防衛大臣、北関東防衛局長

基本目標２　　健康に暮らせる生活環境を守るまち

事業名	基地周辺環境整備の充実に向けた関係機関への要請（住宅防音工事の対象範囲や補助対象施設の拡大、補助額の増額）
担当課	企画部　基地・渉外担当

基地周辺環境整備の充実（住宅防音工事の対象範囲や補助対象施設の拡大、補助額の増額）に向け、市は、市議会とともに、防衛省及び北関東防衛局への要請を行いました。

要請年月日	要請名	要請先
令和7年7月２日	基地周辺整備に関する要請書	防衛大臣、北関東防衛局長

事業名	学校、その他公共施設の防音整備の継続
担当課	企画部　基地・渉外担当

防衛省補助事業により、市内の小・中学校、その他公共施設の防音整備を継続して実施しています。

令和７年度実施事業

事業名	事業内容
共成小除湿温度保持機能復旧工事	良好な学習環境の確保のため、共成小校舎空調設備復旧工事を実施（継続費2か年の2年目）。
田中小除湿温度保持機能復旧工事（設計）	良好な学習環境の確保のため、田中小校舎空調設備復旧工事の実施設計を実施。
保健福祉センター大規模改修工事	施設の老朽化に対応するため、保健福祉センター大規模改修工事を実施。（継続費3か年の1年目）。
市民会館・公民館除湿温度保持機能復旧工事	施設の老朽化に対応するため、市民会館・公民館空調設備復旧工事を実施。（継続費2か年の1年目）。

事業名	航空機騒音対策及び環境保全整備、健康影響調査等に関する関係機関への要請
担当課	企画部　基地・渉外担当

航空機騒音対策及び環境保全整備、健康影響調査等に関し、市は、市議会とともに、防衛省及び北関東防衛局への要請を行いました。

要請年月日	要請名	要請先
令和7年7月２日	基地周辺整備に関する要請書	防衛大臣、北関東防衛局長

基本目標２　　健康に暮らせる生活環境を守るまち

（４）安全な生活環境の確保

事業名	廃棄物の野外焼却禁止に関する啓発
担当課	環境部　環境課

平成13年４月から新たに東京都環境確保条例が施行されました。これにより、家庭や事業所での廃棄物の焼却（野外焼却一般、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却等）が禁止されました。

市では、市民などからの通報や公害パトロールにおいて、条例に違反する焼却を行っていることを発見した場合は指導を行っています。令和７年度において、指導はありませんでした。

事業名	化学物質の適正管理　（※ 調査データは83頁参照、適正管理化学物質の説明は96頁参照）
担当課	環境部　環境課

平成13年度より適正管理化学物質(59種類)を年間100kg以上使用する事業所は、東京都環境確保条例に基づき届け出ることになりました。

また、国では、化学物質排出把握管理促進法（ＰＲＴＲ法）で規定しています。この両制度の目的は、事業者が自ら化学物質の環境への排出量等を把握し、設備の改善や使用の合理化など排出量の削減に向けた自主的な取組を進めていくためのものです。

令和７年度は、21の事業所から東京都環境確保条例に規定されている化学物質のうち、27種類の化学物質の届出がありました。

市内のVOC（アセトン、イソプロピルアルコールなどの揮発性有機化合物）の使用量は、約3,048トン、環境への排出量は約140トンでした。使用量に占める排出量の割合は約4.6%であり、そのほとんどは大気中に排出されています。

施策２－２　快適な街なみをつくる

（１）まちなかの美化活動の推進

事業名	環境保全啓発事業
担当課	環境部　環境課

自治会、事業者をはじめ様々な団体、個人がボランティア清掃活動に取り組んでいるなかで、ごみのポイ捨てをしない美化意識の高揚をはかる取組として、例年、各自治会や事業者、団体の協力を得てゴミゼロデーである５月30日を含む約２週間の期間で市内クリーン運動を実施しています。

市内クリーン運動実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施日	5月28日～6月5日	5月27日～6月4日	5月25日～6月2日	5月24日～6月1日
参加団体数	56団体	51団体	37団体	44団体
参加人数	1,217人	912人	904人	1,177人
可燃ごみ	368袋	206袋	217袋	258袋
不燃ごみ	53袋	45袋	32袋	57袋
プラスチック	43袋	28袋	36袋	35袋
資源ごみ	24袋	24袋	24袋	32袋

基本目標２　　健康に暮らせる生活環境を守るまち

事業名	放置自転車対策
担当課	都市整備部　交通対策課

交通安全上通行の妨げとなる放置自転車等への警告、撤去（移送）、引き取り手のない自転車を市内輪業組合及びリサイクル業者へ売却処分、輪業組合は再整備後リサイクル自転車として販売しました。

また、駅前放置自転車クリーンキャンペーン期間中に放置自転車等をなくすため、警視庁、鉄道事業者、自転車等駐車場管理員の協力により昭島駅北口において啓発活動を実施いたしました。

令和７年度　放置自転車等撤去実績

放置自転車等撤去台数	722台
返還台数	298台
リサイクル台数	439台

令和７年度　啓発看板等整備状況

設置物	設置数
路面シート	20枚

令和７年度　放置自転車クリーンキャンペーン実施状況

期日	場所	内容
10月23日	中神駅南口商店街	店舗へ啓発チラシ等の配布



路面シート





放置禁止区域看板



基本目標２　　健康に暮らせる生活環境を守るまち

事業名	環境保全啓発事業
担当課	環境部　環境課

清潔で快適な地域環境をつくるため、路上での歩行喫煙や吸い殻のポイ捨て禁止の徹底を図ることを目標に掲げ、たばこを吸う人も吸わない人も共に未成年者の喫煙を防止し､吸わない人にも理解される喫煙マナーの向上を呼びかけています。喫煙マナーアップキャンペーンについては、令和７年度は産業まつり会場や拝島駅（福生市と合同）で、喫煙マナーの呼びかけや啓発品の配布を実施いたしました。

喫煙マナーアップキャンペーン実施状況

名　称	期　日	場　所	内　容
産業まつりキャンペーン	11月24日	産業まつり会場	啓発、清掃活動
拝島駅キャンペーン	5月30日	拝島駅	啓発
福生市合同開催	11月7日	拝島駅	啓発、清掃活動

啓発看板等設置状況

設置物	設置数
路　面　シ　ー　ト	6枚
マ　ナ　ー　看　板	183枚



喫煙マナーアップキャンペーン



路面シート

（２）動物の適正飼育と野生鳥獣の保護・管理の推進

事業名	狂犬病予防事業
担当課	環境部　環境課

犬を飼い始めた方は、犬が生後90日を経過したら30日以内に犬の登録をしなければなりません。これまで登録の際に鑑札を発行していましたが、令和４年６月１日より、マイクロチップ情報の登録制度が始まり、マイクロチップを装着し環境省のマイクロチップ情報登録サイトに登録された場合はマイクロチップが鑑札とみなされ、環境省から市へ登録情報が通知されるため市の窓口での登録手続きは不要となりました。

また、狂犬病の発生とまん延を防ぐため、犬の飼い主には飼い犬に毎年１回、狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。注射を受ける時期は４月から６月が望ましいとされていますが、市が設ける集合注射会場、もしくは個別に動物病院で注射し、狂犬病予防注射済票の交付を受けることができます。

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度末登録数	5,582頭	5,924頭	4,975頭	4,994頭	5,161頭
狂犬病予防注射済票交付数	3,758件	3,935件	3,865件	3,954件	3,904件

事業名	飼い主のいない猫対策事業
担当課	環境部　環境課

飼い主のいない猫は全国的に増え、生活環境に対しふん尿、ゴミ荒らし、鳴き声などのトラブルを起こすことが問題となっています。市ではこうした被害や問題を防止し、不幸な猫を減らすために、地域猫活動に取り組んでいます。

これ以上飼い主のいない猫を増やさないため、地域猫活動として飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を施した方に対し、手術費用の一部を補助する制度を実施しています。

令和７年度は地域猫９頭分の不妊・去勢手術費用（麻酔処置のみを含む）の補助をしました。

令和５年４月からは、申請者の負担を軽減するため補助金額を増額しました。また麻酔処置後に手術済であることが判明した場合の処置費用も補助対象としました。

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
不妊･去勢	69頭	19頭	17頭	12頭	９頭
麻酔処置	―	―	０頭	１頭	０頭

基本目標３　　持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

施策３－１　持続可能な社会に向けた行動を支援する

（１）環境に配慮したライフスタイルの普及

事業名	省エネ家計簿WEB版・アプリ版
担当課	環境部　環境課

地球温暖化の原因となる二酸化炭素やごみの排出量を少なくするライフスタイルを心がけ、併せて家計費の節約への励みとするための「省エネ家計簿」を、各家庭に配付している「資源・ごみの収集カレンダー」に綴じ込みました。また、この家計簿を使用して市に報告する「あきしま省エネファミリー登録制度」を平成17年度からスタートし、令和７年度までに延べ892ファミリーが登録しています。

さらに、家庭における省エネルギーの取組を促進させるため、従来の記述式に加え、誰でも気軽に利用できる省エネ家計簿アプリ版・Ｗｅｂ版を構築し、日常で消費するエネルギーの削減効果や消費量の可視化を行うことによって利用者の拡大を図りました。

アプリ版・Ｗｅｂ版では、令和７年度に45ファミリーの登録がありました。

省エネファミリー登録状況

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度内登録数	46(122人)	85(253人)	62(169人)	49(120人)	45(114人)
累計登録数	651(2,044人)	736(2,297人)	798(2,466人)	847(2,586人)	892(2，700人)

※　（ ）内は登録人数。

事業名	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金
担当課	環境部　環境課

平成21年度から新エネルギー機器等の普及促進を目的として市内居住住宅に新エネルギー機器等を設置した市民を対象に「昭島市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金制度」を始めました。

平成25年度からは、集合住宅、事務所又は事業所にも対象を拡大しました。

令和７年度補助金交付実績

補助対象機器	補助金交付件数	補助金額
太陽光発電システム	163件	1万5千円(1キロワットあたり)上限6万円
太陽熱高度利用システム	0件	5万円
太陽熱温水器	1件	2万5千円
蓄電池	76件	機器費の1/3以内の額　上限5万円
燃料電池(エネファーム)	19件	5万円
合計	259件	

事業名	グリーンカーテンの普及啓発
担当課	環境部　環境課

環境緑花フェスティバルにおいて、講師を招き市民に向けたグリーンカーテン講習会を実施しています。

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加人数	中止	中止	23人	30人	20人

※　令和３・４年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、環境緑花フェスティバルが中止となり、講習会も中止となりました。

（２）事業所のゼロエミッションの取組の支援

事業名	環境配慮事業者ネットワークへの周知等
担当課	環境部　環境課

環境配慮事業者ネットワーク参加事業者に対し、東京都が実施する省エネ診断や各種研修会等の情報提供を行いました。

施策３－２　脱炭素社会を構築する

（１）公共施設での省エネルギー、再生可能エネルギー導入の推進

事業名	環境マネジメントシステム
担当課	環境部　環境課

平成15年にISO14001を認証取得し、環境負荷低減のため環境マネジメントシステムを推進してきました。平成26年度からは、これまでの運用実績を生かし、環境マネジメントシステムの全庁への普及拡大を目指すため、ISO14001認証を解除し、独自システムの運用を開始しました。環境マネジメントシステムを推進するための方向性を示す「昭島市環境方針」を全庁に配布するとともに、ホームページでも公表しました。

平成26年度から、環境マネジメントシステムの適正な運用確認のため独自の環境監査を開始しました。システムの透明性を確保するため、監査員には、本市の職員の他、他市連携による府中市、日野市の職員も参加しました。

（１）適用範囲

市役所本庁舎、水道部（東部配水場含む）、環境コミュニケーションセンター、清掃センター、勤労商工市民センター、市民会館・公民館、保健福祉センター、総合スポーツセンター、土地区画整理事務所、学校給食共同調理場、松原町コミュニティセンター、松原町高齢者福祉センター、拝島町高齢者福祉センター、朝日町高齢者福祉センター、アキシマエンシス及び東部出張所

（２）主な取組内容

適用範囲において各課で環境目標を設定し取組を実施しています。また、その他に職員共通取組として電気使用量等の削減取組を行っています。

職員共通の取組目標値

分野名	目標	実績	達成状況
庁用車燃料消費	庁用車燃料使用（Aバス・青パト・電気自動車・水素自動車を除く。）から発生する二酸化炭素排出量の合計を、H25年度に対して40％以上削減する。	−55.8％	達成
施設等の電力・燃料消費	施設等の電力・燃料使用量に伴い排出される二酸化炭素排出量を、H25年度に対して30％以上削減する。	−51.1％	達成

基本目標３　　持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

（３）取組

日付	内容
5月1日 ～ 5月23日	EMS説明会(動画)
8月4～7日	環境監査の実施
8月5、7日	日野市環境監査派遣
8月4、7日	府中市環境監査派遣
12月23日	マネジメントレビュー(市長による見直し)



環境監査

事業名	太陽光発電パネルの避難所への配備
担当課	総務部　防災安全課

令和元年の台風第15号や第19号の被災地域では、大規模かつ長期化する停電が発生し、直接的な影響のみならず、多くの住民や避難者が携帯電話やスマートフォンを使用できず、情報の取得や連絡ができないという事態が発生しました。住民や避難者からは充電ができる場所を求める声が多くあり、市もそのような事態に対応するため、市内の避難所43か所において、災害時における大規模かつ長期化する停電時でも、市民や避難者が携帯やスマートフォンの充電等ができるよう大容量のポータブル蓄電池と併せて配備しました。



大容量ポータブル蓄電池とソーラーパネル

（２）住宅・建物での省エネルギー、再生可能エネルギーの導入の推進

事業名	立川基地跡地昭島地区民間利用街区まちづくりガイドラインに基づく誘導
担当課	都市計画部　地域開発課

「個々に省エネ、創エネ、蓄エネ等の低炭素化を図り、環境負荷低減を図る。」という項目を協議調整事項として設けた立川基地跡地昭島地区民間利用街区まちづくりガイドラインを市のホームページに掲載し、周知しています。

また、昭島市宅地開発等指導要綱に基づく申請のあった事業者に対して、ガイドラインに沿った緑空間の形成や低炭素化住宅整備の誘導をしています。

基本目標３　　持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

（３）二酸化炭素(CO2)を排出しない交通に向けた取組の推進

事業名	市民及び事業者における次世代自動車（ZEV）の普及促進
担当課	環境部　環境課

ホームページ等において、次世代自動車（ZEV）に関する記事を掲載しました。

※ZEVとは、ゼロエミッションビークル（Zero Emission Vehicle）の略で、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車などの地球温暖化の主たる原因とされるCO2などの温室効果ガスや大気汚染物質を排出しない乗り物のことです。

（４）その他の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の推進

事業名	あきしま環境緑花フェスティバルでのカーボン・オフセット
担当課	環境部　環境課

カーボン・オフセットとは、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資する（クレジットを購入する）こと等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。

例年、環境緑花フェスティバル開催時には１トン分のカーボン・オフセットを行っていましたが、令和７年度は開催会場の本庁舎で再エネ100％電気及びカーボン・オフセット都市ガスを導入しているため、クレジットの購入は行いませんでした。

施策３－３　循環型社会を構築する

（１）３R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

事業名	ごみ分別の徹底
担当課	環境部　ごみ対策課

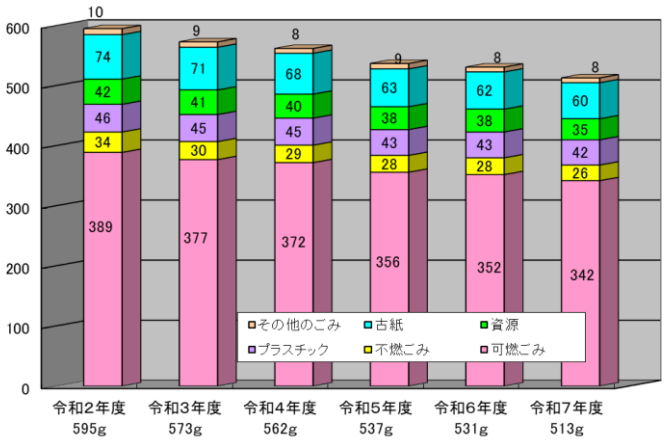
ごみの減量と分別の徹底による３R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するため、平成16年10月から、市内全域での戸別収集（集合住宅を除く）を開始しました。

戸別収集実施以降、収集ごみ量は減少傾向にあり、令和７年度の収集ごみ量を令和２年度と比較すると、一人一日あたり82ｇ、13.7％の減量となっています。市民の皆様の分別・減量意識が向上したことがわかります。

一人一日あたりのごみ量比較　　（単位：ｇ）

		収集ごみ量					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
有料ごみ	可燃ごみ	389	377	372	356	352	342
	不燃ごみ	34	30	29	28	28	26
	小　計	423	407	401	384	380	368
	プラスチック	46	45	45	43	43	42
	合　計	469	452	446	427	423	410
資源・古紙	資源	42	41	40	38	38	35
	古紙	74	71	68	63	62	60
	合　計	116	112	108	101	100	95
その他のごみ		10	9	8	9	8	8
総　合　計		595	573	562	537	531	513
人口（各年10月1日）		113,589	113,840	114,228	114,412	114,941	115,925

基本目標３　　持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち





粗大ごみ収集の様子

事業名	ごみの総資源率化の目標達成に向けたリサイクルの推進
担当課	環境部　ごみ対策課

令和７年度のリサイクル率（総資源化率）は、36.7%となりました。引き続き市民、事業者、市で３R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、リサイクル率(総資源化率)の向上にご協力ください。

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総資源化率	36.2%	35.6%	35.6%	36.5%	36.7%

事業名	ごみの減量化に関する市民への啓発
担当課	環境部　ごみ対策課

ごみ減量に向け、市民にごみの処理に関する理解を深めていただくため、小学生等の施設見学を随時受け入れるとともに、毎年５月30日にごみゼロの日施設見学会を実施、三多摩は一つなり交流事業として二ツ塚処分場の見学会等を開催しているほか、啓発ポスター募集やごみ減量のアイディアコンクールも実施しています。また、生ごみ減量につながるよう、年に５回程度ダンボールコンポスト講習会を開催しています。

リサイクル促進に向け、年に２回リサイクル通信を発行し全戸配布しているほか、適宜、ホームページ・ごみ分別アプリ等で情報を提供しています。

事業名	廃棄物減量等推進員による地域での指導・啓発
担当課	環境部　ごみ対策課

地域で活躍できるようにするため、推進員向け研修会を開催しています。

事業名	市民団体による資源回収活動の推進、資源回収奨励金交付制度の拡充
担当課	環境部　ごみ対策課

自治会や子ども会等の団体に奨励金を交付しています。

事業名	フリーマーケット、子ども服と本の交換会を開催
担当課	環境部　ごみ対策課

リユース促進に向け、毎月第２日曜日（６月～９月・１月を除く）にフリーマーケット、年に３回（６月・９月・３月）、子ども服と本の交換会を開催しています。

事業名	ウッドチップの作成
担当課	環境部　環境課

市内で発生したせん定枝を利用し、ウッドチップ化して市民に無料配布しています。

以前は、ごみ対策課で行っているリサイクル展や環境課で実施している苗木有料配布において配布していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベントでの配布を中止し、現在は環境課窓口にてウッドチップを配布しています。

配布チップ	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
サ　ク　ラ	20.0kg	18.8kg	2.2kg	11.6kg	1.2kg
雑　　木	153kg	89kg	4.2kg	－	－

（２）プラスチック対策の推進

事業名	リユース食器貸出事業
担当課	環境部　環境課

平成28年度に開催したあきしま環境緑花フェスティバル（環境課）、昭島ブランド・フードグランプリ（産業活性課）において、試行的にリユース食器を使用しました。

平成29年度には、リユース食器使用の可能性を検討すべく、全庁職場へリユース食器使用に関するイベント調査を実施し、昭島市総合防災訓練（防災課）、昭島ブランド・フードグランプリ、あきしま環境緑花フェスティバル、2017青少年フェスティバル（子ども未来課）の４イベントにおいて、試行的にリユース食器を使用しました。

これらの試行結果を受け、平成30年７月１日より、ごみの減量化や地球温暖化防止を目的として、市内においてイベント等を開催する団体に対しリユース食器の貸出事業を開始しました。

令和７年度は1,464.54kg-CO2の温室効果ガスが削減出来ました。この削減量は、スギの木１本が１年間に吸収する量で例えると約105本分になります。

（単位：個/膳/本）

年　度	イベント開催数	食器類	箸スプーン	使用合計	備考
令和3年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、貸出を中止				
令和4年度	0回	0	0	0	
令和5年度	28回	8,781	3,329	12,110	市1回、一般 27回
令和6年度	42回	15,118	5,669	20,787	市1回、一般 41回
令和7年度	47回	19,020	6,510	25,530	一般 47回

※　あきしま環境緑花フェスティバルでの使用分は市の使用分として計上。

事業名	マイボトルの利用など、あらゆる場面でプラスチックを１つ減らす取り組み「プラスチック－１運動」の推進
担当課	環境部　ごみ対策課

施設見学の際に周知を図っています。また、令和５年度から、プラスチック－１運動協力店制度を開始し、参加申請店の許可に基づきホームページで紹介しています。

基本目標３　　持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

事業名	マイボトル給水スポット設置事業
担当課	環境部　環境課

使い捨てプラスチックの削減とその意識啓発や、深層地下水100％の安全でおいしい水のまち昭島をＰＲすることを目的として、令和３年３月にマイボトル用給水スポットをＪＲ拝島駅、昭島駅、中神駅、東中神駅の駅前ロータリー付近に設置し、令和３年７月より供用開始しました（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、設置後すぐの供用は停止）。令和７年３月には昭島市市制施行70周年を記念して、市役所本庁舎敷地内に新たな給水スポットを設置し、供用開始しました。

利用者の利便性及び快適性を確保し、衛生的に管理するため、シルバー人材センターへの清掃委託を実施しています。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
拝島駅	回数	40,938回	60,130回	60,221回	50,844回	67,997回
	水量	16.6㎥	26.7㎥	27.3㎥	23.5㎥	33.4㎥
昭島駅	回数	36,121回	41,158回	43,266回	43,529回	42,809回
	水量	15.1㎥	17.1㎥	18.1㎥	19.8㎥	18.0㎥
中神駅	回数	33,901回	45,388回	49,909回	52,030回	48,357回
	水量	19.5㎥	21.2㎥	66.7㎥	31.8㎥	33.7㎥
東中神駅	回数	44,168回	57,192回	61,209回	56,343回	51,083回
	水量	21.3㎥	28.6㎥	32.1㎥	27.6㎥	26.9㎥
市役所	回数	－	－	－	867回	22,354回
	水量	－	－	－	0.9㎥	10.7㎥

※　回数は、利用者が給水ボタン及びフットスイッチを押した回数のため、利用者数とは一致しない。



給水スポット（中神駅）



給水スポット（市役所）

（３）食品ロス対策の推進

事業名	フードドライブの実施
担当課	環境部　ごみ対策課

家庭で食べ切れない食品をごみとして捨てるのではなく、回収拠点に持参してもらうほか、令和４年度からは小・中学校でも回収を実施し、子ども食堂等に提供しています。なお、小・中学校でのフードドライブを含め、令和７年度の回収量は509.68㎏でした。

（４）災害廃棄物対策

事業名	災害廃棄物処理計画の策定
担当課	環境部　清掃センター

震災、風水害等の災害時に発生する災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理することや、市民の混乱を最小限にすること等を目的とした「昭島市災害廃棄物処理計画」を令和６年３月に策定しました。計画の策定にあたっては、昭島市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、４回に渡りご審議いただいたほか、計画案についてパブリックコメントを実施し、３名の方から５件の意見が提出されました。なお、計画書は昭島市公式ホームページからご覧いただけます。

また、市では災害廃棄物処理に関連した協定を関係事業者と締結し、災害廃棄物発生時における協力体制の整備を進めています。

協定締結日	協定名	協定先
令和６年３月12日	災害時における廃棄物処理等に関する協定	有限会社原島組 株式会社貴藤
令和６年３月13日	処理不能事態における昭島市の可燃ごみ処理に関する協定	オリックス資源循環株式会社 株式会社市川環境エンジニアリング
令和６年12月20日	災害時における廃棄物処理用資機材の供給協力に関する協定	株式会社サンペイ多摩営業所
令和７年３月21日	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定	前田道路株式会社

基本目標４　　気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち

施策４－１　気候災害への備えの充実・強化

（１）浸水・洪水対策　（２）土砂災害・風害対策

事業名	「昭島市洪水・土砂災害ハザードマップ」を活用した啓発活動
担当課	総務部　防災安全課

自治会、小中学校などから出前講座及び防災教育の依頼を受け、ハザードマップ等を用いた防災啓発などについて10回実施しました。

令和７年度出前講座一覧（※各講座において防災ガイドブックやハザードマップの説明や展示を実施）

日付	講座名	対象	内容
6月 15 日	第10ブロック防災訓練	第10ブロック自治会員	簡易備蓄倉庫内の説明、備蓄食料の説明
6月16日	防災講話	昭島田中町住宅自治会	防災ガイドブックの説明
6月22日	防災講話	つつじが丘みなみ子ども会	昭島市の備蓄食料、マンホールトイレ（公民館）
9月6日	防災講話	市民大学	ハザードマップから読み解く昭島の防災
9月20日	避難所開設・運営訓練	青少年とともにあゆむ中神祥地区委員会	マンホールトイレ実演、洪水ハザードマップ説明
9月27日	中学生と地域との合同防災訓練	昭島市自治連連合会第15ブロック自治会員、瑞雲中学校	簡易備蓄倉庫内の説明
10月5日	田中町住宅自治会防災訓練	田中町住宅自治会	防災講話（富士山噴火について）
11月8日	防災講話	拝島第一小学校生徒	マンホールトイレ設置、新聞紙スリッパ作成・展示
3月28日	防災講話	ひだまりことりサロン	防災ガイドブック・洪水ハザードマップ説明、備蓄食料説明、近隣避難所の確認
3月29日	３.11忘れない！みんなでおいでよ春祭り（昭島YOSAKOIカペラ）	イベント参加者	防災講話、非常食配布

事業名	長寿命化・防災減災計画
担当課	環境部　環境課

昭島用水土地改良区を中心に、市民及び関係機関との協働による農業用水路の適切な維持管理を実施しました。

また、令和７年度については、水路の長寿命化・防災減災計画として改修工事を実施しました。

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
工事箇所	中神町二丁目26番先	郷地町二丁目37番先	福島町二丁目33番先	福島町二丁目33番先	拝島町五丁目7番先
		拝島町五丁目5番先	拝島町四丁目20番先	拝島町五丁目7番先	
			拝島町二丁目3番先		

※　令和３・４年度（公共土地改良事業）

事業名	昭島市防災情報サービスに対する補助金交付事業
担当課	総務部　防災安全課

市内の浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者及び土砂災害警戒区域の居住者89件（令和７年３月31日時点）に対して、防災行政無線の個別受信機の設置及び利用についての補助金を交付しました。

昭島市防災情報サービス利用補助事業に係る申請件数及び契約件数（令和７年３月31日現在）

	土砂災害警戒区域	多摩川浸水想定区域	残堀川浸水想定区域	合計
対象世帯（人数）	181人	906人	15人	1102人
申請件数	35件	221件	1件	334件
対象世帯数に対する割合	19%	24%	7%	30%
設置件数	23件	123件	0件	189件
対象世帯数に対する割合	12%	13%	0%	17%
現在利用件数	21件	68件	0件	89件
対象世帯数に対する割合	13%	9%	0%	9%

※　令和６年度に東京都が残堀川流域の浸水想定区域の見直しを行い、想定区域の指定から多くの地域が解除されたが、契約していた世帯については内水氾濫の危険もあるため、補助事業を継続している。

事業名	地域防災計画の見直し
担当課	総務部　防災安全課

土砂災害警戒区域や残堀川流域洪水浸水想定区域の変更のほか市民総合交流拠点施設が令和７年12月１日に開設したことなどに伴い、計画の見直しを行い、令和７年12月に昭島市地域防災計画について修正しました。

３）発災時の対応強化

事業名	備蓄物資・食糧の確保
担当課	総務部　防災安全課

年度中に期限を迎える備蓄食糧をフードドライブし、フードドライブした数量分の備蓄食糧を購入し、災害時における想定避難者数約３万人分の備蓄食糧の確保を行いました。

災害対策用応急食糧

品　　名	購入数	備　　考
クリームサンドビスケット	4,200食	
ビ　ス　ケ　ッ　ト	2,400食	
ア　ル　フ　ァ　米	14,400食	白飯、五目御飯
ヒートレスシチュー	9,324食	
ラ　イ　ス　ク　ッ　キ　ー	2,400食	
ク　ラ　ッ　カ　ー	5,145食	
液　体　ミ　ル　ク	864本	
粉　ミ　ル　ク	420缶	
と　ん　汁　・　け　ん　ち　ん　汁	18,000食	
お　　か　　ゆ	3,600食	白がゆ、梅がゆ

基本目標４　　気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち

事業名	緊急医療救護所の設営準備、設営訓練の実施
担当課	保健福祉部　健康課

発災後72時間以内の負傷者を受け入れるための緊急医療救護所について、設営訓練を実施しました。
さらに負傷者へ処方する医薬品の備蓄を行いました。

事業名	災害対策用井戸水水質検査
担当課	総務部　防災安全課

災害時に緊急の生活用水として活用できる水源の確保を目的に、災害時協力井戸として協定を締結させていただいている井戸所有者の方を対象に、水質検査を実施しました。検査については、市内を東西地区に分け、隔年で水質検査を行っています。

令和７年度は、東地区（中神町・上川原町・郷地町・福島町・朝日町・大神町・昭和町・玉川町・東町・武蔵野）24か所の井戸水について水質検査を実施しました。

調査項目

No.	項　目	水質基準
1	外　観	無色透明
2	色　度	5度以下
3	濁　度	2度以下
4	臭　気	異常のないこと
5	PH値	5.8～8.6
6	亜硝酸性窒素	0.04mg/ℓ以下
7	硝酸性及び 亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
8	塩素イオン	200mg/ℓ以下
9	TOC （全有機炭素）	3mg/ℓ以下
10	一般細菌	100個/1mℓ以下
11	大腸菌群	検出されないこと

施策４－２　熱中症や感染症などの健康影響への対策の充実・強化

（１）熱中症予防・注意喚起

事業名	熱中症予防対策啓発事業
担当課	保健福祉部　健康課

熱中症警戒アラート発出時にホームページ上でお知らせし熱中症予防のための対策について普及啓発しました。予防行動のチラシを作成し、保健福祉センターに来館した市民へ配布を行いました。また、公共の建物における掲示板などで熱中症予防の啓発ポスターなどを掲示しました。

事業名	清掃車のチャイム（スピーカー）を利用した市民への注意喚起
担当課	環境部　清掃センター

清掃車のチャイム（スピーカー）を利用し熱中症予防の周知放送を実施しました。

基本目標４　　気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち

事業名	熱中症対策に対する公共施設での備え
担当課	学校教育部　教育総務課　　保健福祉部　健康課

各学校の屋外にはミストシャワー、遮光ネット及び簡易テントを配備し、室内には遮熱カーテンを試験的に設置し、その効果を検証するとともに、屋上防水における遮熱塗料の使用や体育館屋根に断熱素材を採用するなど、施設改修に併せて空調機器の効率化を図り、熱中症の対策をしています。

健康課では、保健福祉センター内に温湿度計を設置し、熱中症予防に関して建物内の環境に留意しています。また、経口補水液を常備し、館内利用の体調不良者の応急対応に使用しました。

事業名	「暑さ指数」を基準とした熱中症予防の情報伝達手段の検討
担当課	総務部　防災安全課　　保健福祉部　健康課　　環境部　環境課

近年、熱中症による死亡者数・緊急搬送者数は著しい増加傾向にあり、気候変動等の影響を考慮すると熱中症対策は極めて重要な課題です。熱中症警戒アラート（暑さ指数（ＷＢＧＴ）33℃以上）は、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、 熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報です。

熱中症予防の情報伝達について、各課と調整・検討を図り、令和２年度から市民へ熱中症の注意喚起を実施し、防災行政無線及び携帯メール情報サービス、市公式Ｘ、ホームページでの発信を行いました。

また、令和６年４月から、熱中症警戒アラートの一段上の熱中症特別警戒アラートが新たに創設され、運用が開始されました。熱中症特別警戒アラートが発表される場合は、過去に例のない危険な暑さが予測され、人の健康に係る重大な被害が生じる恐れがあります。また、危険な暑さから避けるための場所として、市町村長は「クーリングシェルター」を指定できることになりました。クーリングシェルターは熱中症特別警戒アラートが発表されている期間中、一般に開放されます。

熱中症警戒アラート発表状況

年　度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対　象　月	4月～10 月	4月～10 月	4月～10 月
発 表 日 数	25日	24日	40日

熱中症特別警戒アラート発表状況

年　度	令和6年度	令和7年度
対　象　月	4月～10 月	4月～10 月
発 表 日 数	0日	0日

（２）感染症予防・注意喚起

事業名	感染症対策公共施設備蓄物品準備
担当課	保健福祉部　健康課

新興感染症に備え、ニトリルグローブやマスク、フェイスシールドなどの衛生用品の備蓄を行いました。

事業名	災害時感染症対策
担当課	保健福祉部　健康課

新型コロナウイルス感染症の蔓延下において、保健所や消防署のアドバイスをもとに、防災安全課と連携して、感染症対策を講じた避難所開設の検討・準備を行いました。

令和５年度は災害時に救急救護活動が速やかに実施できるよう三師会の協力のもと地域災害医療連絡協議会を立ち上げ、災害時の緊急医療救護所の設営に向けた検討を行いました。

基本目標４　　気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち

施策４－３　自然生態系・水資源への影響への対応

（１）防災対策と生物多様性保全とのバランス確保

事業名	**崖線緑地安全対策事業**
担当課	**環境部　環境課**

市で管理している崖線緑地において、近隣住民が安心して安全に過ごすため、令和４年度に安全対策工事として、転落防止柵の設置や土砂の土留め工事を実施しました。

崖線緑地名	対策内容（住所）
福島町崖線緑地	転落防止柵の設置（中神町一丁目4番先）
宮沢町崖線緑地	転落防止柵の設置・土留の設置（中神町二丁目35番先）
田中町崖線緑地	転落防止柵の設置（中神町二丁目4番先）

（２）持続可能な水道

事業名	**深層地下水流動調査の結果や気候変動に関する情報を踏まえた適応策の検討**
担当課	**水道部　工務課**

深層地下水流動調査の調査結果と毎月の水道水源井の水位測定結果を照合し、地下水量の現状調査を継続しています。なお、気候変動に関する検討は実施しておりません。

施策４－４　気候変動対策（適応策）に関する啓発、情報提供

（１）情報提供・情報発信

事業名	**気候変動による影響や適応策についての普及啓発、情報発信**
担当課	**環境部　環境課**

適応策についてホームページに記事を掲載するほか、６月に開催した環境パネル展でのパネル展示等で啓発を行いました。



環境パネル展での啓発

事業名	地域気候変動適応センター（東京都が設置予定）と連携した気候変動影響に関する情報の収集・提供
担当課	環境部　環境課

東京都気候変動適応センターは、都内における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、令和４年１月に（公財）東京都環境公社東京都環境科学研究所に設置されました。市ではセンターから提供される最新情報を基に、新たな施策の検討等を行っています。

（２）体制づくり

事業名	環境配慮事業者ネットワーク
担当課	環境部　環境課

総会では、昨年度の活動報告における審議・承認、新年度の幹事・理事の選出及び紹介、活動計画案における審議・承認を実施し、新年度に向けた会議を開催しました。



総会の様子

基本目標５　　みんなで環境活動に取り組むまち

施策５－１　市民の力を発揮できる場づくり

（１）地域での環境学習活動の推進

事業名	環境学習講座
担当課	環境部　環境課

身近なところから環境を学び、環境に負荷をかけない日常生活を実践してもらうため、環境学習講座を開催しました。

回	開催日	テーマ･内容	講師	参加者数
１	10月８日	身近なごみを資源に ～町田市のバイオエネルギーセンターを見に行こう！～	町田市職員	18人
２	10月29日	身近なごみを資源に ～環境コミュニケーションセンターを見に行こう！～	昭島市職員	12人
３	3月18日	身近なごみを資源に ～清掃センターを見に行こう！～	昭島市職員	10人
	8月16日	夏休み親子多摩川源流体験		18人



第１回環境学習講座



第２回環境学習講座



第３回環境学習講座



夏休み親子多摩川源流体験

（２）子どもたちへの環境教育、自然体験活動の推進

事業名	学校における人材活用、豊かな自然環境を生かした教育の推進
担当課	学校教育部　指導課

自然環境に対する理解を深めるため、地域等の農業生産者の協力を得て、校外学習において、農業体験を行いました。

教　室	学　校
米作り教室	共成小学校･福島中学校



田植えの様子（共成小学校）

事業名	みんなで実行ＩＳＯ
担当課	学校教育部　指導課

市内全小・中学校にて、「電気を大切に使う」・「水を大切に使う」・「ごみを減らす」の３項目を目標として、児童・生徒の環境に対する保全や美化の意識を高めています。

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
みんなで実行ISO	小･中学校19校	小･中学校19校	小･中学校19校	小･中学校19校	小･中学校19校

事業名	学校と地域住民等との連携による環境保全活動の実践
担当課	環境部　ごみ対策課

毎年12月にエコ・パーク緑を育むゾーンにて開催している「冬の原っぱ大会」において自然観察ツアーを実施しています。

（３）環境活動リーダーの活躍促進

事業名	環境活動リーダー
担当課	環境部　環境課

平成26年度から緑あふれるまちづくりを目的に、市と協働で市の管理緑地の維持管理等や、植物に関する知識や技術を維持・向上するための講習、見学会などを開催しています。

令和７年度は絶滅危惧種のキンランの保護及び市の管理緑地の維持管理等の一環としてせん定・草刈り活動を実施し、環境活動リーダー養成のための講習・見学会も開催しました（新規認定者はいませんでした）。

活動日	活動内容	参加者数
7月3日	せん定・草刈り活動（環境コミュニケーションセンター）	7人
10月16日	せん定・草刈り活動（環境コミュニケーションセンター）	4人
12月6日	見学会（東京都立 神代植物公園）	3人
2月23日	講座・見学会（多摩市立グリーンライブセンター周辺・多摩中央公園）	4人

年　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定者数	23名	27名	27名	27名	27名



見学会
（東京都立 神代植物公園）



講習・見学会
（多摩市立グリーンライブセンター周辺・多摩中央公園）

事業名	生涯学習サポーター養成講座
担当課	生涯学習部　社会教育課

市民による生涯学習を推進する人材育成のため、生涯学習サポーター養成講座を開講しました。

楽しく学ぶ・暮らす・つながる　生涯学習サポーター養成講座

回	開 催 日	内　　容	受講者数
1	2月4日	生涯学習サポーターの役割	13人
2	2月18日	講座のタネを探してみよう	11人
3	2月25日	講座を作ってみよう	11人
4	3月4日	生涯学習サポーターとして	12人

※　会場はアキシマエンシス校舎棟会議室（１回目201会議室、２回目204・205会議室及び３・４回目302・303会議室）

基本目標５　　みんなで環境活動に取り組むまち

施策５－２　環境情報を収集・発信する

（１）市民等への情報発信（２）情報収集の仕組みづくり

事業名	環境パネル展
担当課	環境部　環境課

環境保全啓発パネルの展示等を市役所庁舎１階市民ロビーで行いました。（令和７年６月３日～６日）



環境パネル展

事業名	SNSを活用した環境情報の発信
担当課	環境部　環境課

環境に関連した最新情報について、市公式ＸやＬＩＮＥを活用し、市民に向けて発信しています。

事業名	市の広報紙やホームページで発信する環境情報の内容の充実
担当課	環境部　環境課

広報あきしまにおいて毎月カーボンニュートラルに関するコラムを掲載し、市域の脱炭素化に向けて情報を発信しました。また、ごみ対策課が発行するリサイクル通信の半面をカーボンニュートラル通信とし、年２回脱炭素に関する記事を掲載しました。

市のホームページについても情報を随時更新し、内容の充実を図りました。

基本目標５　　みんなで環境活動に取り組むまち

施策５－３　さまざまな主体との協働を進める

（１）多様な主体がステークホルダーとして参加するパートナーシップの構築

事業名	あきしま環境緑花フェスティバル
担当課	環境部　環境課

かけがえのない環境を将来にわたって維持していくためには、市民と事業者と市が協力して取り組むことが大切です。こうした環境保全の取組に対する活動の輪を広げるため、令和７年４月27日に「あきしま環境緑花フェスティバル」を開催しました。市民や事業者の代表からなるあきしま環境緑花フェスティバル実行委員会が企画運営し、当日は約6,000人の来場者がありました。



市民ロビー会場の様子



駐車場会場の様子

事業名	昭島環境未来会議
担当課	環境部　環境課

昭島環境未来会議は、市内の高校生と一緒に、様々な環境問題について話し合う場として開催しています。令和７年度は「将来の昭島の環境について」をテーマに、明星大学理工学部教授亀卦川幸浩氏、昭島環境フォーラム代表長谷川博之氏を講師に迎え、気候変動の緩和策・適応策や生物多様性についての基調講演を行い、参加した高校生12名がグループディスカッションの後に発表をしました。



基調講演の様子



グループ発表の様子

基本目標５　　みんなで環境活動に取り組むまち

事業名	環境配慮事業者ネットワーク
担当課	環境部　環境課

昭島市環境配慮事業者ネットワークは、環境負荷低減に向けた取組について情報を交換し、各事業者の更なる環境配慮の取組の向上を目指すとともに、事業者の立場から地域社会の持続的な発展に資することを目的に活動しています。令和７年度は総会及び全体会議（オンライン併用）の開催、環境パネル展への出展、産業まつりへの出展、昭和公園・東中神駅周辺道路のごみ拾い活動の実施。工場・施設見学を開催、あきしま環境緑花フェスティバルへの出展を行いました。

令和７年４月現在、昭島市を含め32事業者が加入しています。



産業まつりの出展



施設見学会（GLP ALFALINK相模原）

第２章　地球温暖化対策実行計画
（事務事業編）

第２章　地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

１　計画策定の背景と目的

気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）が公表した第６次評価報告書（令和３〔2021〕年）によると、平成23（2011）～令和２（2020）年の世界の平均気温は、工業化以前と比べ、約1.09℃上昇しました。また、将来の気温は、令和３（2021）年から令和22（2040）年の間に1.5℃の上昇に達するとの見通しが示されるとともに、21世紀末では、最も温暖化が進んだ場合で最大5.7℃の上昇、最も温暖化を抑えた場合でも約1.8℃の上昇が予測されています。

進行しつつある地球温暖化は、様々な気候変動を引き起こしています。世界中で強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつ、熱波、寒波といった異常気象により、多数の死者や農作物への甚大な被害などが発生し、気候危機とも呼ばれる深刻な状況になっています。

こうした状況の中、平成27（2015）年11～12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（ＣＯＰ21）においてパリ協定が採択され、産業革命前からの世界の平均気温上昇を２℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを目的に、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとする方針が打ち出されました。

パリ協定を受け、令和２（2020）年10月の菅内閣総理大臣による所信表明演説において「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。」ことが宣言されました。また、令和３（2021）年４月にオンラインで開催された気候サミット（首脳会議）では、2050年カーボンニュートラルの長期目標と整合的で野心的な目標として、「日本は、令和12（2030）年度において温室効果ガスを平成25（2013）年度から46％削減を目指す。さらに、50％の高みに向け、挑戦を続ける。」という決意が表明されました。

東京都においては、令和元（2019）年５月、令和32（2050）年にＣＯ２排出実質ゼロに貢献するゼロエミッション東京を実現することを宣言しました。また、令和３（2021）年には、2050年ＣＯ２排出実質ゼロに向けて、令和12（2030）年までの今後の10年間の行動が極めて重要であるとし、令和12（2030）年までに都内の温室効果ガス排出量を50％削減（平成12〔2000〕年比）すること、再生可能エネルギー電気の利用割合を50％まで高めることを表明しました。

本市では、平成12年10月に昭島市環境基本条例を施行し、平成14年３月には昭島市環境基本計画を策定しました。令和４年３月に改定した昭島市環境基本計画では、「気候危機を乗り越え、美しい水と緑を将来の世代に」を将来の望ましい環境像として掲げ、環境施策を総合的かつ計画的に実施しています。地球温暖化対策としては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減目標を掲げた昭島市地球温暖化対策実行計画を平成14年３月に、第二次昭島市地球温暖化対策実行計画を平成19年３月に、第三次昭島市地球温暖化対策実行計画を平成25年３月に、そして令和４年３月に新たな地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定しました。

市域全体から排出される温室効果ガス削減についても市民、事業者と協働し、取り組むべく、平成24年３月に昭島市環境基本計画を改定し、昭島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を盛り込みました。

令和４年３月に改定した昭島市環境基本計画においても、引き続き地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包しており、昭島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）により、事業者として温室効果ガス削減を進めていくと同時に、昭島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）により、市域全体の温室効果ガス削減にも努めていきます。

２　計画の期間

計画の期間は、平成25（2013）年度を基準年度として、令和４（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、５年後に中間見直しを行うこととします。なお、本計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画の基準年度に合わせ、平成25（2013）年度とします。目標年度については、環境基本計画の市域における温室効果ガス排出量の削減目標の目標年度と整合するよう、令和12（2030）年度に設定します。

３　計画の範囲

対象とする温室効果ガスは、温対法第２条第３項で規定する７種類の物質のうち二酸化炭素（ＣＯ２）、メタン（ＣＨ４）、一酸化二窒素（Ｎ２Ｏ）及びハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）とします。

計画の対象範囲は、本庁舎及び出先機関を含めた全ての市の組織及び施設等に係る事務事業とします。また、指定管理制度の施設や委託等により実施する事務事業は、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請するとともに、省エネ法で報告義務のある施設に係る事務事業については対象範囲とします。

なお、計画期間中の施設等の新設・改廃などによる温室効果ガスの排出量の増減も、目標年度における温室効果ガス総排出量に含めます。

４　計画の目標

平成25（2013）年度を基準年度として、令和12（2030）年度までに市の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量を75%削減することを目標としています。（2030年カーボン25）

○温室効果ガスの総排出量の削減目標

本市における温室効果ガスの総排出量の削減目標は、次のとおりです。

総排出量の削減目標（$t\text{-}CO_2$／年）	平成25(2013)年度（基準年度）	令和12(2030)年度（目標年度）	削減目標
	14,052	3,513	基準年度比で75%削減する

○温室効果ガス排出抑制のための取組

温室効果ガス排出削減目標を達成するために、①環境マネジメントシステムにより培った、オール昭島での率先行動（省エネ活動や３Ｒ活動の実践など）、②公共施設の改修等の機会をとらえた省エネ改修等の推進、③再生可能エネルギーの利用拡大の３項目を2030年カーボン25の実現に向けた取組方針として計画に定めており、市役所が一事業者として市民・事業者の模範となれるよう、率先して脱炭素化の取組を推進しています。

５　実施結果報告

令和７（2025）年度の温室効果ガスの排出量は、下の表のとおり、基準年度である平成25（2013）年度に対して50.8%の削減となりました。公共施設等への再エネ100%電気・カーボンオフセット都市ガスの導入が、温室効果ガスの削減に大きく貢献しました。目標の達成には、再エネ100%電気、カーボンオフセット都市ガスの導入を更に進めていく必要がありますが、エネルギー使用量を減らしていく取組も重要であることから、引き続き節電や照明のＬＥＤ化などの省エネの取組も推進していきます。

○温室効果ガス排出量

平成25(2013)年度	令和7(2025)年度	増減率
14,052$t\text{-}CO_2$	6,912$t\text{-}CO_2$	50.8%減

※ 温室効果ガスの排出量は、電気や都市ガスなどの使用量や自動車走行距離に基づく活動量に排出係数を乗じて算出しています。なお、カーボンオフセット都市ガスについては、排出係数をゼロとして算出しています。（通常の都市ガスの排出係数を使用して算出した場合、令和７〔2025〕年度の温室効果ガス排出量は9,746t-C02、増減率は30.6%減になります。）

第３章 調 査 デ ー タ

第３章　調査データ

１　湧水調査（事業実施報告15頁のデータ）（令和７年度）

湧水量調査結果

調査場所				春期（５月19日）			夏期（９月19日）		
番号	名称		所在地	湧水量（㎥/日）	水温（℃）	水素イオン濃度	湧水量（㎥/日）	水温（℃）	水素イオン濃度
1	都営拝島団地下		拝島町5-13	測定不能			湧水なし		
2	龍津寺	No.1	拝島町5-2	51.7	16.4	6.70	82.4	21.4	6.80
		No.2	〃	105.9	16.8	6.80	123.0	21.9	6.59
		No.3	〃	14.9	17.1	6.50	35.1	22.7	6.75
3	花井の井戸		拝島町4-16	測定不能			測定不能		
4	拝島公園	No.1	拝島町1-10	湧水なし			測定不能		
		No.2	〃	湧水なし			湧水なし		
		No.3	〃	測定不能			14.7	22.1	6.70
		No.4	〃	29.0	17.0	6.95	97.6	20.8	6.92
5	おねいの井戸		拝島町1-10	0.7	18.5	7.25	0.7	23.3	7.38
6	拝島大師		拝島町1-6	7.1	17.5	6.69	11.5	20.7	6.71
7	諏訪神社		宮沢町2-35-23	79.1	17.3	6.87	95.9	20.8	7.12
8	個人住宅		宮沢町2-32	1,437.5	17.9	6.78	1,424.9	20.5	6.91
9	熊野神社		中神町1-12-7	35.6	17.8	7.01	32.2	21.6	7.59
10	福厳寺		中神町1-3-3	湧水なし			湧水なし		
11	広福寺		福島町2-14-7	湧水なし			湧水なし		
12	井戸出の清水		福島町2-21	湧水なし			湧水なし		

調査場所				秋期（12月３日）			冬期（２月17日）		
番号	名称		所在地	湧水量（㎥/日）	水温（℃）	水素イオン濃度	湧水量（㎥/日）	水温（℃）	水素イオン濃度
1	都営拝島団地下		拝島町5-13	湧水なし			湧水なし		
2	龍津寺	No.1	拝島町5-2	湧水なし			湧水なし		
		No.2	〃	14.1	17.9	7.08	湧水なし		
		No.3	〃	湧水なし			湧水なし		
3	花井の井戸		拝島町4-16	測定不能			湧水なし		
4	拝島公園	No.1	拝島町1-10	湧水なし			湧水なし		
		No.2	〃	湧水なし			湧水なし		
		No.3	〃	湧水なし			湧水なし		
		No.4	〃	湧水なし			湧水なし		
5	おねいの井戸		拝島町1-10	0.6	13.1	7.92	0.6	8.4	7.35
6	拝島大師		拝島町1-6	湧水なし			湧水なし		
7	諏訪神社		宮沢町2-35-23	測定不能			湧水なし		
8	個人住宅		宮沢町2-32	515.9	17.2	7.67	湧水なし		
9	熊野神社		中神町1-12-7	湧水なし			湧水なし		
10	福厳寺		中神町1-3-3	湧水なし			湧水なし		
11	広福寺		福島町2-14-7	湧水なし			湧水なし		
12	井戸出の清水		福島町2-21	湧水なし			湧水なし		

※　平成27年度から、測定回数が年間４回となった。
※　測定不能については、湧水量が少ないため。
※　湧水なしについては、湧水部が確認できないため。

湧水水質調査結果（龍津寺）

調査項目＼調査年月	令和6年度				令和7年度			
	4月	6月	11月	1月	4月	6月	11月	1月
水素イオン濃度（pH）	7.5	7.2	7.1	渇水のため採水不能	7.2	7.4	7.6	渇水のため採水不能
大腸菌数（CFU/100mL）	11	<1	<1		<1	2	2	
全窒素（mg/L）	4.64	4.20	4.27		4.64	3.46	4.76	
全りん（mg/L）	0.059	0.058	0.056		0.059	0.043	0.051	
全シアン（mg/L）	—	<0.1	<0.1		—	<0.1	<0.1	
カドミウム（mg/L）	—	<0.0003	<0.0003		—	<0.0003	<0.0003	
鉛（mg/L）	—	<0.002	<0.002		—	<0.002	<0.002	
六価クロム（mg/L）	—	<0.01	<0.01		—	<0.01	<0.01	
ヒ素（mg/L）	—	<0.005	<0.005		—	<0.005	<0.005	
総水銀（mg/L）	—	<0.0005	<0.0005		—	<0.0005	<0.0005	
PCB（mg/L）	—	<0.0005	<0.0005		—	<0.0005	<0.0005	
ジクロロメタン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
四塩化炭素（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
1,2－ジクロロエタン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
1,1－ジクロロエチレン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
シス-1,2-ジクロロエチレン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
1,1,1-トリクロロエタン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
1,1,2-トリクロロエタン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
トリクロロエチレン（mg/L）	—	<0.0001	<0.0001		—	<0.0001	<0.0001	
テトラクロロエチレン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
1,3-ジクロロプロペン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
ベンゼン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
チウラム（mg/L）	—	<0.0006	<0.0006		—	<0.0006	<0.0006	
シマジン（mg/L）	—	<0.0003	<0.0003		—	<0.0003	<0.0003	
チオベンカルブ（mg/L）	—	<0.0003	<0.0003		—	<0.0003	<0.0003	
1,4-ジオキサン（mg/L）	—	<0.005	<0.005		—	<0.005	<0.005	
セレン（mg/L）	—	<0.002	<0.002		—	<0.002	<0.002	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（mg/L）	4.59	4.25	4.10		4.63	3.46	4.21	
フッ素（mg/L）	0.08	0.08	0.10		0.08	0.08	0.08	
ホウ素（mg/L）	0.01	0.02	0.02		0.02	0.02	0.02	
塩化ビニルモノマー（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	

湧水水質調査結果（諏訪神社）

調査項目＼調査年月	令和6年度				令和7年度			
	4月	6月	11月	1月	4月	6月	11月	1月
水素イオン濃度（pH）	7.4	7.6	7.2	渇水のため採水不能	7.1	7.6	7.7	渇水のため採水不能
大腸菌数（CFU/100mL）	1	<1	<1		1,400	32	<1	
全窒素（mg/L）	6.41	5.55	5.26		5.57	4.86	6.58	
全りん（mg/L）	0.044	0.044	0.039		0.046	0.032	0.047	
全シアン（mg/L）	—	<0.1	<0.1		—	<0.1	<0.1	
カドミウム（mg/L）	—	<0.0003	<0.0003		—	<0.0003	<0.0003	
鉛（mg/L）	—	<0.002	<0.002		—	<0.002	<0.002	
六価クロム（mg/L）	—	<0.01	<0.01		—	<0.01	<0.01	
ヒ素（mg/L）	—	<0.005	<0.005		—	<0.005	<0.005	
総水銀（mg/L）	—	<0.0005	<0.0005		—	<0.0005	<0.0005	
PCB（mg/L）	—	<0.0005	<0.0005		—	<0.0005	<0.0005	
ジクロロメタン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
四塩化炭素（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
1,2－ジクロロエタン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
1,1－ジクロロエチレン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
シス-1,2-ジクロロエチレン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
1,1,1-トリクロロエタン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
1,1,2-トリクロロエタン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
トリクロロエチレン（mg/L）	—	<0.0001	<0.0001		—	<0.0001	<0.0001	
テトラクロロエチレン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
1,3-ジクロロプロペン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
ベンゼン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
チウラム（mg/L）	—	<0.0006	<0.0006		—	<0.0006	<0.0006	
シマジン（mg/L）	—	<0.0003	<0.0003		—	<0.0003	<0.0003	
チオベンカルブ（mg/L）	—	<0.0003	<0.0003		—	<0.0003	<0.0003	
1,4-ジオキサン（mg/L）	—	<0.005	<0.005		—	<0.005	<0.005	
セレン（mg/L）	—	<0.002	<0.002		—	<0.002	<0.002	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（mg/L）	6.48	5.54	5.16		5.54	4.70	5.80	
フッ素（mg/L）	0.06	0.06	0.08		0.06	0.06	0.05	
ホウ素（mg/L）	0.01	0.01	0.02		0.01	0.02	0.02	
塩化ビニルモノマー（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	

湧水水質調査結果（拝島大師）

調査項目＼調査年月	令和6年度				令和7年度			
	4月	6月	11月	1月	4月	6月	11月	1月
水素イオン濃度（pH）	7.4	7.2	7.1	渇水のため採水不能	7.1	7.5	7.7	渇水のため採水不能
大腸菌数（CFU/100mL）	<1	<1	<1		<1	5	<1	
全窒素（mg/L）	5.36	5.04	4.76		4.80	4.22	5.38	
全りん（mg/L）	0.051	0.049	0.046		0.050	0.037	0.049	
全シアン（mg/L）	—	<0.1	<0.1		—	<0.1	<0.1	
カドミウム（mg/L）	—	<0.0003	<0.0003		—	<0.0003	<0.0003	
鉛（mg/L）	—	<0.002	<0.002		—	<0.002	<0.002	
六価クロム（mg/L）	—	<0.01	<0.01		—	<0.01	<0.01	
ヒ素（mg/L）	—	<0.005	<0.005		—	<0.005	<0.005	
総水銀（mg/L）	—	<0.0005	<0.0005		—	<0.0005	<0.0005	
PCB（mg/L）	—	<0.0005	<0.0005		—	<0.0005	<0.0005	
ジクロロメタン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
四塩化炭素（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
1,2－ジクロロエタン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
1,1－ジクロロエチレン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
シス-1,2-ジクロロエチレン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
1,1,1-トリクロロエタン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
1,1,2-トリクロロエタン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
トリクロロエチレン（mg/L）	—	<0.0001	<0.0001		—	<0.0001	<0.0001	
テトラクロロエチレン（mg/L）	—	0.0002	0.0002		—	0.0002	<0.0002	
1,3-ジクロロプロペン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
ベンゼン（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
チウラム（mg/L）	—	<0.0006	<0.0006		—	<0.0006	<0.0006	
シマジン（mg/L）	—	<0.0003	<0.0003		—	<0.0003	<0.0003	
チオベンカルブ（mg/L）	—	<0.0003	<0.0003		—	<0.0003	<0.0003	
1,4-ジオキサン（mg/L）	—	<0.005	<0.005		—	<0.005	<0.005	
セレン（mg/L）	—	<0.002	<0.002		—	<0.002	<0.002	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（mg/L）	5.26	4.73	4.46		4.79	4.19	4.88	
フッ素（mg/L）	0.07	0.07	0.09		0.08	0.08	0.07	
ホウ素（mg/L）	0.02	0.02	0.02		0.02	0.02	0.02	
塩化ビニルモノマー（mg/L）	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	

２　公共用水域水質調査(事業実施報告33頁のデータ)

多摩川水質調査結果

区分		令和7年度	河川名	多　摩　川	類型	Ａ－１	測定地点名	昭和用水引込口	
		測定月日 採水時刻(時:分)		4月10日 9:55	6月5日 9:45	8月7日 10:15	11月6日 9:46	1月9日 10:02	3月5日 10:14
一般項目	現場測定項目	採取位置							
		流量	(㎥/S)						
		全水深	(m)						
		採取水深	(m)						
		天候		曇	晴	曇	曇	曇	晴
		気温	(℃)	16.3	28.2	26.5	15.2	6.3	12.1
		水温	(℃)	14.2	19.8	26.1	14.6	4.4	8.8
		色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色
		臭気		無臭	無臭	微川藻臭	無臭	無臭	無臭
		透視(明)度	(cm)	>100	>100	>100	>100	>100	>100
	生活環境項目	水素イオン濃度		8.1	8.5	8.1	8.3	8.0	7.9
		溶存酸素量	(mg/L)	11.6	10.3	10.7	11.2	13.7	12.4
		生物化学的酸素要求量	(mg/L)	<0.5	0.7	0.9	<0.5	0.8	0.7
		化学的酸素要求量	(mg/L)	1.7	1.4	1.1	1.5	1.0	2.0
		浮遊物質量	(mg/L)	3	2	1	1	<1	2
		大腸菌数	(CFU/100mL)						
		nーヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)						
		全窒素	(mg/L)						
		全燐	(mg/L)						
		全亜鉛	(mg/L)						
健康項目		カドミウム	(mg/L)						
		全シアン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		鉛	(mg/L)						
		六価クロム	(mg/L)						
		砒素	(mg/L)						
		総水銀	(mg/L)						
		アルキル水銀	(mg/L)						
		PCB	(mg/L)						
		ジクロロメタン	(mg/L)						
		四塩化炭素	(mg/L)						
		1,2-ジクロロエタン	(mg/L)						
		1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)						
		シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)						
		1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)						
		1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)						
		トリクロロエチレン	(mg/L)						
		テトラクロロエチレン	(mg/L)						
		1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)						
		チウラム	(mg/L)						
		シマジン	(mg/L)						
		チオベンカルブ	(mg/L)						
		ベンゼン	(mg/L)						
		セレン	(mg/L)						
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)						
		ふっ素	(mg/L)						
		ほう素	(mg/L)						
特殊項目		フェノール類	(mg/L)						
		銅	(mg/L)						
		溶解性鉄	(mg/L)						
		溶解性マンガン	(mg/L)						
		クロム	(mg/L)						
その他の項目		EPN	(mg/L)						
		塩化物イオン	(mg/L)						
		MBAS	(mg/L)						
		アンモニア性窒素	(mg/L)						
		燐酸性燐	(mg/L)						
		濁度	(度)						
		電気伝導率	(ms/m)	14.7	14.9	14.0	15.1	11.9	14.9
		TOC	(mg/L)						
		硝酸性窒素	(mg/L)						
		亜硝酸性窒素	(mg/L)						

多摩川水質調査結果

区分		令和7年度	河川名	多　摩　川	類型	Ｂ－１	測定地点名	多摩大橋下(上流)	
		測定月日 採水時刻(時:分)		4月10日 10:40	6月5日 10:26	8月7日 10:45	11月6日 10:34	1月9日 10:34	3月5日 10:50
一般項目	現場測定項目	採取位置							
		流量	(㎥/S)						
		全水深	(m)						
		採取水深	(m)						
		天候		曇	晴	曇	曇	曇	晴
		気温	(℃)	17.5	28.2	25.9	16.6	7.2	13.2
		水温	(℃)	14.6	20.5	27.3	15.0	5.6	10.3
		色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色
		臭気		無臭	無臭	微川藻臭	無臭	無臭	無臭
		透視(明)度	(cm)	>100	>100	>100	>100	>100	>100
	生活環境項目	水素イオン濃度		8.3	8.3	8.5	8.1	8.1	7.9
		溶存酸素量	(mg/L)	11.2	10.1	10.4	11.7	14.8	11.7
		生物化学的酸素要求量	(mg/L)	<0.5	0.6	1.7	0.5	0.8	0.8
		化学的酸素要求量	(mg/L)	1.1	1.3	1.7	1.5	1.2	2.3
		浮遊物質量	(mg/L)	1	2	2	1	<1	1
		大腸菌数	(CFU/100mL)						
		n－ヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)						
		全窒素	(mg/L)						
		全燐	(mg/L)						
		全亜鉛	(mg/L)						
健康項目		カドミウム	(mg/L)						
		全シアン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		鉛	(mg/L)						
		六価クロム	(mg/L)						
		砒素	(mg/L)						
		総水銀	(mg/L)						
		アルキル水銀	(mg/L)						
		PCB	(mg/L)						
		ジクロロメタン	(mg/L)						
		四塩化炭素	(mg/L)						
		1,2-ジクロロエタン	(mg/L)						
		1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)						
		シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)						
		1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)						
		1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)						
		トリクロロエチレン	(mg/L)						
		テトラクロロエチレン	(mg/L)						
		1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)						
		チウラム	(mg/L)						
		シマジン	(mg/L)						
		チオベンカルブ	(mg/L)						
		ベンゼン	(mg/L)						
		セレン	(mg/L)						
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)						
		ふっ素	(mg/L)						
		ほう素	(mg/L)						
特殊項目		フェノール類	(mg/L)						
		銅	(mg/L)						
		溶解性鉄	(mg/L)						
		溶解性マンガン	(mg/L)						
		クロム	(mg/L)						
その他の項目		EPN	(mg/L)						
		塩化物イオン	(mg/L)						
		MBAS	(mg/L)						
		アンモニア性窒素	(mg/L)						
		燐酸性燐	(mg/L)						
		濁度	(度)						
		電気伝導率	(ms/m)	14.0	14.1	15.4	15.3	13.1	14.9
		TOC	(mg/L)						
		硝酸性窒素	(mg/L)						
		亜硝酸性窒素	(mg/L)						

多摩川水質調査結果

区分		令和7年度	河川名	多　摩　川	類型	Ｂ－２	測定地点名	立川境	
		測定月日		4月10日	6月5日	8月7日	11月6日	1月9日	3月5日
		採水時刻（時:分）		11:08	11:30	11:05	11:30	10:50	11:02
一般項目	現場測定項目	採取位置							
		流量	(㎥/S)		12.23		5.16		
		全水深	(m)						
		採取水深	(m)						
		天候		曇	晴	曇	曇	曇	晴
		気温	(℃)	17.4	27.6	26.3	16.5	7.8	13.3
		水温	(℃)	17.8	22.7	27.3	19.6	14.4	14.1
		色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色
		臭気		無臭	無臭	微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭
		透視（明）度	(cm)	>100	>100	>100	>100	>100	>100
	生活環境項目	水素イオン濃度		7.5	7.9	7.8	7.8	7.6	7.5
		溶存酸素量	(mg/L)	10.4	10.5	9.5	10.0	11.9	11.6
		生物化学的酸素要求量	(mg/L)	0.8	0.8	1.6	0.8	2.4	1.5
		化学的酸素要求量	(mg/L)	3.2	2.9	4.4	1.8	5.4	4.2
		浮遊物質量	(mg/L)	1	2	2	1	1	2
		大腸菌数	(CFU/100mL)	180	590	2,200	790	390	100
		n－ヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)						
		全窒素	(mg/L)		2.78		5.98		
		全燐	(mg/L)		0.171		0.342		
		全亜鉛	(mg/L)		0.012		0.019		
健康項目		カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
		全シアン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		鉛	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
		六価クロム	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
		砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
		総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
		アルキル水銀	(mg/L)	－	－	－	－	－	－
		PCB	(mg/L)		<0.0005		<0.0005		
		ジクロロメタン	(mg/L)		<0.0002		<0.0002		
		四塩化炭素	(mg/L)		<0.0002		<0.0002		
		1,2-ジクロロエタン	(mg/L)		<0.0002		<0.0002		
		1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)		<0.0002		<0.0002		
		シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)		<0.0002		<0.0002		
		1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)		<0.0002		<0.0002		
		1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)		<0.0002		<0.0002		
		トリクロロエチレン	(mg/L)		<0.001		<0.001		
		テトラクロロエチレン	(mg/L)		<0.0002		<0.0002		
		1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)		<0.0002		<0.0002		
		チウラム	(mg/L)		<0.0006		<0.0006		
		シマジン	(mg/L)		<0.0003		<0.0003		
		チオベンカルブ	(mg/L)		<0.0003		<0.0003		
		ベンゼン	(mg/L)		<0.0002		<0.0002		
		セレン	(mg/L)		<0.002		<0.002		
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)		2.55		5.28		
		ふっ素	(mg/L)		0.09		0.09		
		ほう素	(mg/L)		0.01		0.03		
		1,4-ジオキサン	(mg/L)		<0.005		<0.005		
特殊項目		フェノール類	(mg/L)						
		銅	(mg/L)						
		溶解性鉄	(mg/L)						
		溶解性マンガン	(mg/L)						
		クロム	(mg/L)						
その他の項目		EPN	(mg/L)						
		塩化物イオン	(mg/L)						
		MBAS	(mg/L)	0.03	0.03	0.04	0.04	0.06	0.05
		アンモニア性窒素	(mg/L)	0.09	0.04	0.06	0.19	0.28	0.09
		燐酸性燐	(mg/L)	0.212	0.150	0.185	0.296	0.825	0.159
		濁度	(度)						
		硝酸性窒素	(mg/L)						
		亜硝酸性窒素	(mg/L)						
		ノニルフェノール	(mg/L)		<0.00006		<0.00006		
		LAS	(mg/L)		<0.0006		<0.0006		

多摩川を除く公共用水域水質調査結果

区分		令和7年度 (水域名) 多摩川		玉川上水拝島分水路		田中堀		昭和用水	
		測定月日 採水時刻(時:分)		7月2日	1月7日	7月2日 9:27	1月7日 9:20	7月2日 9:37	1月7日 9:58
一般項目	現場測定項目	採取位置		渇水のため採水不能	渇水のため採水不能				
		流量	(㎥/S)						
		全水深	(m)						
		採取水深	(m)						
		天候				曇	曇	曇	曇
		気温	(℃)			28.3	4.7	28.4	4.7
		水温	(℃)			23.2	5.0	23.9	4.4
		色相				無色	無色	無色	無色
		臭気				無臭	無臭	無臭	無臭
		透視(明)度	(cm)			>100	>100	>100	>100
	生活環境項目	水素イオン濃度				8.1	7.9	8.2	8.2
		溶存酸素量	(mg/L)			8.8	13.4	9.5	14.8
		生物化学的酸素要求量	(mg/L)			0.7	0.7	0.5	0.6
		化学的酸素要求量	(mg/L)						
		浮遊物質量	(mg/L)			3	<1	3	<1
		n－ヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)						
		全窒素	(mg/L)						
		全燐	(mg/L)						
		全亜鉛	(mg/L)						
健康項目		カドミウム	(mg/L)						
		全シアン	(mg/L)			<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		鉛	(mg/L)						
		六価クロム	(mg/L)						
		砒素	(mg/L)						
		総水銀	(mg/L)						
		アルキル水銀	(mg/L)						
		PCB	(mg/L)						
		ジクロロメタン	(mg/L)						
		四塩化炭素	(mg/L)						
		1,2-ジクロロエタン	(mg/L)						
		1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)						
		シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)						
		1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)						
		1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)						
		トリクロロエチレン	(mg/L)						
		テトラクロロエチレン	(mg/L)						
		1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)						
		チウラム	(mg/L)						
		シマジン	(mg/L)						
		チオベンカルブ	(mg/L)						
		ベンゼン	(mg/L)						
		セレン	(mg/L)						
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)						
		ふっ素	(mg/L)						
		ほう素	(mg/L)						
特殊項目		フェノール類	(mg/L)						
		銅	(mg/L)						
		溶解性鉄	(mg/L)						
		溶解性マンガン	(mg/L)						
		クロム	(mg/L)						
その他の項目		EPN	(mg/L)						
		塩化物イオン	(mg/L)						
		MBAS	(mg/L)						
		アンモニア性窒素	(mg/L)						
		燐酸性燐	(mg/L)						
		濁度	(度)						
		電気伝導率	(mS/m)			14.9	14.1	14.8	29.6
		TOC	(mg/L)						
		硝酸性窒素	(mg/L)						
		亜硝酸性窒素	(mg/L)						

多摩川を除く公共用水域水質調査結果

区分		令和7年度 (水域名) 多摩川		多摩川上流排水樋管		中沢堀		中沢堀昭和用水合流	
		測定月日 採水時刻(時:分)		7月2日 9:50	1月7日 10:07	7月2日 10:00	1月7日 10:21	7月2日 10:28	1月7日 10:34
一般項目	現場測定項目	採取位置							
		流量	(㎥/S)						
		全水深	(m)						
		採取水深	(m)						
		天候		曇	曇	曇	曇	曇	曇
		気温	(℃)	30.0	4.9	29.1	4.7	31.4	4.5
		水温	(℃)	27.1	16.1	23.4	4.5	24.9	3.5
		色相		淡黄色	淡黄色	無色	無色	無色	無色
		臭気		微下水臭	微下水臭	無臭	無臭	無臭	無臭
		透視(明)度	(cm)	>100	>100	>100	>100	>100	>100
	生活環境項目	水素イオン濃度		7.1	7.0	8.1	8.1	8.3	8.1
		溶存酸素量	(mg/L)	5.8	7.6	9.7	14.5	9.9	13.9
		生物化学的酸素要求量	(mg/L)	1.6	3.1	<0.5	0.8	0.5	0.9
		化学的酸素要求量	(mg/L)						
		浮遊物質量	(mg/L)	1	1	3	2	8	<1
		n－ヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)						
		全窒素	(mg/L)						
		全燐	(mg/L)						
		全亜鉛	(mg/L)						
健康項目		カドミウム	(mg/L)						
		全シアン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		鉛	(mg/L)						
		六価クロム	(mg/L)						
		砒素	(mg/L)						
		総水銀	(mg/L)						
		アルキル水銀	(mg/L)						
		PCB	(mg/L)						
		ジクロロメタン	(mg/L)						
		四塩化炭素	(mg/L)						
		1,2-ジクロロエタン	(mg/L)						
		1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)						
		シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)						
		1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)						
		1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)						
		トリクロロエチレン	(mg/L)						
		テトラクロロエチレン	(mg/L)						
		1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)						
		チウラム	(mg/L)						
		シマジン	(mg/L)						
		チオベンカルブ	(mg/L)						
		ベンゼン	(mg/L)						
		セレン	(mg/L)						
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)						
		ふっ素	(mg/L)						
		ほう素	(mg/L)						
特殊項目		フェノール類	(mg/L)						
		銅	(mg/L)						
		溶解性鉄	(mg/L)						
		溶解性マンガン	(mg/L)						
		クロム	(mg/L)						
その他の項目		EPN	(mg/L)						
		塩化物イオン	(mg/L)						
		MBAS	(mg/L)	0.07	0.02			<0.02	<0.02
		アンモニア性窒素	(mg/L)	0.31	0.02			0.03	<0.01
		燐酸性燐	(mg/L)	0.297	0.080			0.011	0.006
		濁度	(度)						
		電気伝導率	(mS/m)	40.8	41.3	17.9	19.6	15.0	13.0
		TOC	(mg/L)						
		硝酸性窒素	(mg/L)						
		亜硝酸性窒素	(mg/L)						

多摩川を除く公共用水域水質調査結果

区分		令和7年度 （水域名）多摩川		野水堀排水樋管	
		測定月日 採水時刻（時:分）		7月2日 10:15	1月7日 10:41
一般項目	現場測定項目	採取位置			
		流量	(㎥/S)		
		全水深	(m)		
		採取水深	(m)		
		天候		曇	曇
		気温	(℃)	30.8	4.3
		水温	(℃)	24.8	5.5
		色相		無色	無色
		臭気		無臭	無臭
		透視（明）度	(cm)	>100	>100
	生活環境項目	水素イオン濃度		8.1	8.3
		溶存酸素量	(mg/L)	－	－
		生物化学的酸素要求量	(mg/L)	<0.5	1.0
		化学的酸素要求量	(mg/L)		
		浮遊物質量	(mg/L)	4	<1
		n－ヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)		
		全窒素	(mg/L)		
		全燐	(mg/L)		
健康項目		カドミウム	(mg/L)		
		全シアン	(mg/L)	<0.1	<0.1
		鉛	(mg/L)		
		六価クロム	(mg/L)		
		砒素	(mg/L)		
		総水銀	(mg/L)		
		アルキル水銀	(mg/L)		
		PCB	(mg/L)		
		ジクロロメタン	(mg/L)		
		四塩化炭素	(mg/L)		
		1,2－ジクロロエタン	(mg/L)		
		1,1－ジクロロエチレン	(mg/L)		
		シス－1,2－ジクロロエチレン	(mg/L)		
		1,1,1－トリクロロエタン	(mg/L)		
		1,1,2－トリクロロエタン	(mg/L)		
		トリクロロエチレン	(mg/L)		
		テトラクロロエチレン	(mg/L)		
		1,3－ジクロロプロペン	(mg/L)		
		チウラム	(mg/L)		
		シマジン	(mg/L)		
		チオベンカルブ	(mg/L)		
		ベンゼン	(mg/L)		
		セレン	(mg/L)		
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)		
		ふっ素	(mg/L)		
		ほう素	(mg/L)		
特殊項目		フェノール類	(mg/L)		
		銅	(mg/L)		
		溶解性鉄	(mg/L)		
		溶解性マンガン	(mg/L)		
		クロム	(mg/L)		
その他の項目		EPN	(mg/L)		
		塩化物イオン	(mg/L)		
		MBAS	(mg/L)	<0.02	<0.02
		アンモニア性窒素	(mg/L)	0.03	<0.01
		燐酸性燐	(mg/L)	0.009	0.009
		濁度	(度)		
		電気伝導率	(mS/m)	14.9	14.0
		TOC	(mg/L)		
		硝酸性窒素	(mg/L)		
		亜硝酸性窒素	(mg/L)		

３　多摩川底生生物調査（事業実施報告34頁のデータ）（令和７年度）

分類	調査河川名	拝島橋上流			多摩大橋下流		
		夏期	冬期	年間	夏期	冬期	年間
		7月10日	1月８日		7月10日	1月８日	
水生昆虫	ダニ目	2	9	11	8	7	15
	カゲロウ目	255	72	327	79	139	218
	トンボ目	1	0	1	0	0	0
	カワゲラ目	3	12	15	1	12	13
	トビケラ目	161	12	173	37	11	48
	ハエ目	84	193	277	63	417	480
	コウチュウ目	41	25	66	39	16	55
	小　　計	547	323	870	227	602	829
その他の底生生物	扁形動物	40	10	50	109	68	177
	線形動物	2	1	3	0	3	3
	軟体動物	3	1	4	0	0	0
	環形動物	8	7	15	4	17	21
	小　　計	53	19	72	113	88	201
個体数合計(25cm×25cm×1P)		600	342	942	340	690	1,030
種　数　合　計		60	34	72	43	33	59

生物学的水質判定結果（令和７年度）

調査場所	拝島橋上流			多摩大橋付近		
調　査　日	7月10日	1月８日	年度計	7月10日	1月８日	年度計
Ｂｅｃｋ－Ｔｓｕｄａ法	os	os	os	os	os	os
汚　濁　指　数　法	os	βｍ	os～βｍ	βｍ	os	os～βｍ

（注）水質階級　　ｏｓ　：　貧腐水性水域（きれいな水域）
βｍ　：　β－中腐水性水域（わりあいきれいな水域）
αｍ　：　α－中腐水性水域（汚れている水域）
ｐｓ　：　強腐水性水域（とても汚れている水域）

４　地下水揚水量調査（事業実施報告37頁のデータ）

事業所		令和5年度	令和6年度		令和7年度		井戸数（本）
		揚水量(㎥/年)	揚水量(㎥/年)	割合(%)	揚水量(㎥/年)	割合(%)	
工場	1	342,703	243,069	70.9	306,552	89.5	2
	2	51,951	617	1.2	3,974	7.6	2
	3	245,735	257,348	104.7	255,140	103.8	3
	4	134,801	133,925	99.4	123,975	92.0	1
	5	9,215	8,083	87.7	8,719	94.6	1
	6	122,382	105,947	86.6	61,732	50.4	4
	7	67,845	66,273	97.7	61,859	91.2	4
	8	休止中	休止中		休止中		1
	9	9,415	8,635	91.7	8,278	87.9	1
	10	休止中	休止中		休止中		1
	11	660	607	92.0	700	106.1	1
	12	26,397	22,850	86.6	21,650	82.0	2
	13	294,950	275,783	93.5	269,252	91.3	2
	14	1	休止中		休止中		1
	15	595	419	70.4	1,362	228.9	1
	16	4,148	4,840	116.7	6,727	162.2	1
	17	2,876	3,209	111.6	3,108	108.1	1
小 計		1,313,674	1,131,605	86.1	1,133,028	86.2	29
指定作業場他	1	7,679	7,814	101.8	7,559	98.4	2
	2	33,307	37,340	112.1	32,118	96.4	1
	3	49,145	56,962	115.9	51,277	104.3	1
	4	12,750,680	12,937,120	101.5	12,769,860	100.2	23
	5	休止中	休止中		休止中		1
	6	17,877	17,326	96.9	16,648	93.1	1
	7	43,802	38,985	89.0	42,920	98.0	1
	8	休止中	休止中		休止中		1
	9	1,089			929	85.3	1
	10	8,311	8,558	103.0	8,604	103.5	1
	11	1,177	1,474	125.2	1,866	158.5	1
	12	147,277	145,595	98.9	144,979	98.4	1
	13	休止中	休止中		休止中		1
	14	休止中	休止中		休止中		1
	15	休止中	休止中				1
	16	834	1,115	133.7	510	61.2	1
	17				20,339		1
	18	533	420	78.8	340	63.8	1
	19	2,506	1,938	77.3	2,609	104.1	1
	20	4,059	3,739	92.1	3,675	90.5	1
	21	1,758	2,056	117.0	1,162	66.1	1
	22	3,081			3,073	99.7	1
	23	3,018					1
	24	2,760					1
	25	583	365	62.6	682	117.0	1
	26	1,658	1,433	86.4	1,194	72.0	1
	27	812	244	30.0	393	48.4	1
	28	659	1,296	196.7	1,213	184.1	1
	29	12,773	11,299	88.5	11,276	88.3	1
	30	6,941	11,133	160.4	10,167	146.5	1
	31	396	57	14.4	465	117.4	1
	32	3,521	3,598	102.2	3,596	102.1	1
	33	189	159	84.1	221	116.9	1
	34	2,792	111	4.0	310	11.1	1
	35	9	160	1777.8	190	2111.1	1
	36	320	19	5.9	132	41.3	1
	37	10	259	2590.0	371	3710.0	1
	38	39,910	34,468	86.4	39,345	98.6	2
	39	126,957	73,354	57.8			2

事業所		令和5年度	令和6年度		令和7年度		井戸数
		揚水量(㎥/年)	揚水量(㎥/年)	割合(%)	揚水量(㎥/年)	割合(%)	(本)
指定作業場他	40	休止中					1
	41	1,159	1,281	110.5	1,300	112.2	1
	42	2,142	2,230	104.1	2,265	105.7	1
	43	305	564	184.9	620	203.3	1
	44				14		1
小　計		13,280,029	13,402,472	100.9	13,182,222	99.3	69
合　計		14,593,703	14,534,077	99.6	14,315,250	98.1	98

※　井戸数は、令和７年度の数（揚水機の出力が300Wを超えるもの）であり、割合は、令和５年度の揚水量を100%とした比率です。揚水量は、各年１月から12月までの調査量です。

５　苦情処理（事業実施報告37頁のデータ）

ア　現象･年度別推移　　（単位:件）

現象／年度	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌汚染	電波障害	土地管理	廃棄物	動物・害虫	その他	合計
令和5年度	2	4	2	0	20	0	0	0	105	5	28	16	182
令和6年度	3	4	7	0	20	1	0	0	94	6	30	6	171
令和7年度	1	7	6	0	21	1	0	0	61	11	65	5	178

イ　現象・月別苦情件数　（令和７年度）　　（単位:件）

現象／月	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌汚染	電波障害	土地管理	廃棄物	動物・害虫	その他	合計
4月		1			2	1			1	1		1	7
5月			2		3				9	3	2	1	20
6月					1				5	1	5		12
7月			1		1				13	1	11		27
8月		3			4				12	1	13	2	35
9月		1	3		2				9		7		22
10月					2				3	1	7		13
11月		1			1				5	1	2		10
12月	1								1	2	2		6
1月		1			2				2		6	1	12
2月					2						5		7
3月					1				1		5		7
合　計	1	7	6	0	21	1	0	0	61	11	65	5	178

ウ　現象・用途地域別苦情件数（令和７年度）　（単位：件）

現象／用途地域	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌汚染	電波障害	土地管理	廃棄物	動物・害虫	その他	合計
住居地域	1	1	3		14				58	8	58	2	145
近隣商業地域		2	1		2					1			6
商業地域		1	1		4	1					3	1	11
準工業地域		2	1						2	1	1	2	9
工業地域					1								1
市街化調整区域		1							1				2
その他										1	3		4
合計	1	7	6		21	1			61	11	65	5	178

エ　現象・発生源別苦情件数（令和７年度）　（単位:件）

現象／発生源	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌汚染	電波障害	土地管理	廃棄物	動物・害虫	その他	合計
工場		1	1										2
指定作業場					1								1
建設作業		6			7	1							14
一般	1		5		13				61	11	65	5	161
合計	1	7	6		21	1			61	11	65	5	178

６　化学物質の適正管理（事業実施報告43頁のデータ）（令和７年度）

市内で使用された化学物質ごとの移動量集計

（単位:kg／年）

適正管理化学物質名	VOC	届出件数	使用量	製造量	製品としての出荷量	環境への排出量				事業所外への移動量		
						環境への排出量	大気	公共用水域	その他	事業所外への移動量	廃棄物	廃水（下水道）
アセトン	○	5	46,494.7	0	0	2,876	2,876	0	0	212.8	212.8	0
亜鉛の水溶性化合物		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
イソプロピルアルコール	○	8	9,168.8	0	0	4,530	4,530	0	0	1,483	1,483	0
塩酸		3	29,270	0	0	0	0	0	0	1,534	1,534	0
キシレン	○	11	696,260	0	693,000	4,699.5	4,699.5	0	0	652.3	652.3	0
クロム及び三価クロム化合物		1	130	0	77	0	0	0	0	150	150	6
六価クロム化合物		2	290	0	0	0	0	0	0	120	120	0
酢酸エチル	○	4	6,410	0	0	5,290	5,290	0	0	1,100	1,100	0
酢酸ブチル	○	4	12,030	0	0	10,030	10,030	0	0	2,000	2,000	0
シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化物)		2	470	0	0	0	0	0	0	73	73	0.1
ジクロロメタン	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
硝酸		4	8,050	0	0	0.1	0.1	0	0	1,600	1,600	0
テトラクロロエチレン	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
トリクロロエチレン	○	2	81,000	0	0	80,700	80,700	0	0	580	580	0
トルエン	○	15	1,536,939	0	1,520,000	16,102.6	16,102.6	0	0	2,113.5	2,113.5	0
ニッケル		2	470	0	500	0	0	0	0	0	0	0
ニッケル化合物		2	300	0	0	0	0	0	0	240	240	3.5
フェノール	○	1	5,900	0	0	0	0	0	0	30	30	0
ふっ化水素及びその水溶性塩		3	455.7	0	0.5	0	0	0	0	340.2	327.2	13
ヘキサン	○	11	503,121.4	0	502,000	799.4	799.4	0	0	4	4	0
ベンゼン	○	8	91,300	0	91,400	63.8	63.8	0	0	0	0	0
マンガン及びその化合物		1	120	0	0	4	4	0	0	20	20	0
メタノール	○	6	49,657.8	0	0	6,970	6,970	0	0	1,760	1,480	280
メチルイソブチルケトン	○	2	729	0	0	609	609	0	0	120	120	0
メチルエチルケトン	○	5	8,321	0	0	7,206	7,206	0	0	1,210.2	1,210.2	0
硫酸		6	122,045	0	0	0	0	0	0	7,621	7,576.3	45
ほう素及びその化合物		2	150	0	110	0.2	0.2	0	0	33	32	1
鉛及びその化合物		1	200	0	120	0	0	0	0	33	33	0
ホルムアルデヒド	○	2	470.8	0	0	50.1	50.1	0	0	1.7	1.7	0
クロロホルム	○	1	67	0	0	6.7	6.7	0	0	60	60	0
ふっ化水素		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無電解ニッケル		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第４章 参考資料（環境基準など）

第４章　参考資料

１　湧水について

雨水が地下にしみ込んで地下水となり、崖や谷間から流れ出たものを湧水といいます。一般に夏から秋が豊水期、冬が渇水期といわれています。

都内全体を見ても、水量の多い湧水は数えるほどしかなく、渇水期の水量も低下傾向が続いています。

これは、都市化に伴い雨水が地下に浸透しにくくなったこと、トンネルや大きなビルなどの地下建造物が地下水の流れを遮断していることなどが原因と考えられます。さらに悪いことには、開発によって湧出地点がなくなってしまうケースも増えています。

しかし、湧水を水源とする流れには、①魚類等が生息して身近に親しめる水辺環境となる、②池や川にきれいな水を供給する水源となる、③緑に水を与える、④都市に残された自然水であり、⑤緊急時には特に貴重となるなど湧水はとても大切なものです。

２　大気について

大気汚染の原因物質には、次ページのものなどがあり、工場・事業場・一般家庭などの「固定発生源」と、自動車・航空機・船舶などの「移動発生源」から排出されます。近年は、固定発生源に対する規制が強化され、かなり改善されました。

また、平成15年度の東京都の大気汚染状況の測定結果を見るとディーゼル車規制が開始されたことに伴い、浮遊粒子状物質による大気汚染が大幅に改善されました。

☆ 大気汚染に係る評価方法と環境基準

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があり、光化学オキシダントは短期的評価、二酸化窒素は長期的評価、一酸化炭素・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質については両方の方法が定められています。

なお、環境基準は、工業専用地域、車道、その他一般公衆が常時生活していない地域又は場所以外の区域を対象としたものです。

（１）短期的評価

連続する24時間における１時間値の平均値と、各１時間値または８時間平均値とを環境基準に比較して、２つの値のいずれもが基準を満たすかどうかで評価します。

（２）長期的評価

① 二酸化窒素

年間の１日平均値のうち、低いほうから98％に相当するもの（98％値）を、環境基準（0.06ppm）と比較して評価します。

② 浮遊粒子状物質・一酸化炭素

年間の１日平均値のうち、高いほうから２％の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合には７日分の測定値）を除外した後の最高値（２％除外値）を、環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が２日以上連続した場合には非達成と評価します。

③ 微小粒子状物質

年間の１日平均値を環境基準と比較して評価します。

（①・②・③とも年間の測定時間が6,000時間未満のものは評価することができません。また有効日数とは、１日の有効測定時間が20時間以上の日数を言います。）

第４章　参考資料

大気の汚染に係る環境基準

（環境基準＝環境基本法に基づき、人の健康を保護するうえで、維持することが望ましい基準）

物質名	環境上の条件	発生源等
二酸化硫黄（いおう）（SO_2）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	硫黄酸化物(SO_X)の代表的なもので、主に燃料中の硫黄分が燃焼して発生します。無色・刺激性のある気体で、慢性気管支炎、ぜんそくなどを引き起こします。
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/㎥以下であり、かつ1時間値が0.20mg／㎥以下であること。	大気中に浮遊している微粒子のうち、10 μm(100分の1mm)以下のもので、多くはディーゼル車から排出されます。呼吸器に沈着し、呼吸器疾患などを起こします。
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	燃料などの不完全燃焼によって発生します。工場・事業場からも排出されますが、主に自動車から排出されています。頭痛やめまいなどの症状があらわれます。
二酸化窒素（ちっそ）（NO_2）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	燃料の燃焼に伴って工場・自動車などから排出されたNO（一酸化窒素）が大気中でNO_2（二酸化窒素）になります。呼吸器障害を起こすほか、酸性雨の原因になります。
光化学オキシダント（O_X）	1時間値が0.06ppm以下であること。	空気中の窒素酸化物や炭化水素などが化学反応を起こしてできる酸化物質の総称で、光化学スモッグの原因となるほか、眼・喉の炎症や、植物への被害などを起こします。
ベンゼン	1年平均値が0.003㎎／㎥以下であること。	基礎的な化学原料として広く使われています。麻酔作用のほか、慢性症状としては、造血機能の障害、発ガン性などが認められています。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13㎎／㎥以下であること。	金属機械部品の洗浄、塗料のシンナー、羊毛の脱脂洗浄などに使われます。皮膚への刺激作用、神経障害、肝腎臓障害などを起こします。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2㎎／㎥以下であること。	ドライクリーニングなどで使われます。皮膚への刺激作用、肝機能障害、頭痛、黄疸のほか、発ガン性の疑いもあります。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15㎎／㎥以下であること。	不燃性、非引火性で、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離財、エアロゾルの噴射剤などに使われています。急性症状として中枢神経に対する麻痺作用及び目への刺激などがあり、慢性症状として皮膚の刺激及び発がん性の疑いが指摘されています。
微小粒子状物質（PM2.5）	１年平均値が15μg/㎥以下であり、かつ、１日平均値が35μg/㎥以下であること。	PM2.5などの粒子状物質の発生源としては、ボイラー等のばい煙を発生する施設、自動車、船舶等の移動発生源、塗装や印刷等のVOCを発生させるものなど、多種多様な人為起源があります。また、自然起源としては、火山や黄砂の他に、植物から蒸発するVOCなどもあります。

３　騒音・振動について

☆ 騒音

騒音とは、「好ましくない音」「不必要な音」の総称であり、同じ音でも好ましくないという人もいれば、気にならないという人もいます。

多くの人が騒音とする音として、次のようなものがあげられます。

① 概して大きい音
② 音色の不愉快な音
③ 音声聴取を妨害する音
④ 休養や安眠を妨害する音
⑤ 勉強や事務の能率を低下させる音

また、騒音の発生源には、工場・事業場、建設工事及び、自動車・鉄道・航空機などの交通機関がありますが、近年、幹線道路沿道の騒音が大きな問題となっています。

人間の耳で感じる音の大きさは、同じ物理的な強さの音でも、周波数の高低により異なった強さの音に聞こえることがあります。そこで、人間の耳に感じる音の大きさに近似させた量を測定します。測定した数値を騒音レベルといい、単位として「デシベル（ｄＢ）」が使われます。

騒音の基準には、環境基本法に基づく環境基準、東京都環境確保条例に基づく規制基準、さらに騒音規制法に基づく自動車騒音の限度を定める環境省令（要請限度）等があります。

☆ 騒音に係る環境基準

環境基本法第16条第１項の規定に基づいて、騒音に関する「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」（環境基準）が定められています。

騒音に係る環境基準（H24.3.30　環境省告示第54号）　　（単位：デシベル）

地域類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域		50dB以下	40dB以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一　般　地　域	55dB以下	45dB以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途の定めのない地域	一　般　地　域	55dB以下	45dB以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一　般　地　域	60dB以下	50dB以下
		車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

※　この基準は航空機騒音、建設作業騒音には適用しません。
　ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、次表のとおりです。

幹線道路近接空間に関する特例

昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
70 dB以下	65 dB以下

※　「幹線道路を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
- ２車線以下の車線を有する道路　　15m
- ２車線を超える車線を有する道路　20m

個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45dB以下、夜間40dB以下）によることができる。

☆ 自動車騒音 要請限度

「騒音規制法第17条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令」で、一般に「要請限度」とよばれています。自動車騒音がこの値を超えていて、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができます。

騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

区域	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
a区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA地域を含む)	1　車　線	65dB	55dB
		2車線以上	70dB	65dB
		近接区域	75dB	70dB
b区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1　車　線	65dB	55dB
		2車線以上 近接区域	75dB	70dB
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1　車　線 2車線以上 近接区域	75dB	70dB

備考１　測定評価の地点
（１）道路に接して住居等が立地している場合は、道路端における騒音レベルとする。
（２）道路に沿って非住居系の土地利用がなされ、道路から距離をおいて住居等が立地している場合は、住居等に到達する騒音レベルを測定評価する。
２　騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、測定日数は、連続する７日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる３日間について行うものとする。
３　騒音の測定方法は、原則としてJIS　Z8731に定める騒音レベル測定法による。
４　騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
５　騒音の大きさは、原則として測定した値を、３日間の全時間を通じて時間の区分ごとにエネルギー平均した値とする。

参考１　車線とは、１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
２　近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び４車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が２車線以下の車線を有する道路は15メートル、２車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

☆ 自動車騒音 常時監視

騒音規制法第18条第１項の規定により、都道府県知事は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならないこととなっています。平成24年度より「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、常時監視は都道府県知事及び市が行うこととなりました。

また、この事務は全国の騒音状況を継続的・統一的に把握し、環境基準等の設定及び達成状況の把握、自動車単体規制の強化等の国の自動車騒音対策の基礎資料を得るとともに、市においても問題地域の把握や、騒音対策を実施していくためにも必要な事務でもあります。

なお、測定結果は同法第19条の規定により都道府県知事が公表することとなっています。

評価対象　：道路交通センサスを基に環境省が指定した区間において、１年間を平均する日の24時間の道路交通騒音、車速、交通量の調査を行い、当該区間の騒音レベルを評価する。

☆ 航空機騒音

当市は、横田飛行場の飛行コース直下に位置しているため、航空機騒音によって市民生活や街づくりに大きな影響を与えています。市では、拝島第二小学校及び令和３年10月より市民会館・公民館に固定局を設置し、年間を通じ航空機騒音測定を継続しています。

また、平成25年４月より、航空機騒音に係る環境基準が、旧来の基準であるＷＥＣＰＮＬ（加重等価平均感覚騒音レベル）からＬｄｅｎ（時間帯補正等価騒音レベル）に変更になりました。

地域の類型		基準値	旧基準値
Ⅰ	移動局 市民会館・公民館	57ｄB以下	70WECPNL以下
Ⅱ	拝島第二小学校	62ｄB以下	75WECPNL以下

☆ 近隣騒音

生活様式が変化したことによって、音響機器、冷暖房機器などの使用による一般家庭の騒音や飲食店、大型店などの深夜営業に伴う騒音などが問題になっています。

たとえば一般家庭から出てくる騒音には、エアコン、ピアノ、テレビ、ステレオ、ドアの開け閉めの音、夜おそくのシャワー、洗濯機を使う音、床の上で跳びはねる音、ペットのなき声などがあげられます。これらの音は、自分の知らないうちに近所の迷惑となっていることがあります。

カラオケ騒音に関係する制限

○　カラオケ等の使用規制（東京都環境確保条例第131条）

飲食店営業及び喫茶店営業での、午後11時から翌日の午前６時までカラオケ等の使用禁止。（音が外部に漏れない場合を除く）なお、住宅・病院等から50ｍ（商業地域にある住宅等からは20ｍ）以上離れた場所に発生源がある場合は適用除外とします。

○　深夜の営業等の禁止（東京都環境確保条例第132条）

深夜（午後11時から翌日の午前６時）の営業が制限されています。対象は飲食店営業、喫茶店営業及びガソリンスタンドなどです。対象地域は、第１種・第２種低層住居専用地域、第１種・第２種中高層住居専用地域、第１種・第２種住居専用地域、準住居地域及びこれらの周囲20ｍ以内の区域です。

第４章　参考資料

☆ 振動

公害としての振動は、「不快な振動、好ましくない振動」のことで、騒音と同様に主観的要素によるところがあります。たとえば乗用車や電車に乗ったときの振動はかなり大きなものですが、ほとんどの人は不快に感じません。しかし、工場や建設工事に伴う振動は小さいものであっても不快に感じます。

振動の原因は、鍛造、プレス、印刷工場などの機械の稼働、建設工事や大型車両の通行などですが、そのほとんどの場合、騒音の発生を伴います。

また、最近では、人間の耳に聴きとれないほど低い周波数の空気振動による被害が発生しています。これは、工場の特殊な機械や道路橋などから発生し、建物の窓や戸がガタガタ振動したり、頭痛、イライラ、耳鳴りなどの身体的影響がみられることもあります。

工場・指定作業場等別に定めのあるものを除き、下表の基準を超える振動を発生させてはならないことになっています。なお、振動の単位はデシベル（dB）を使用します。

振動の規制基準（東京都環境確保条例 第136条 別表13二）　（単位：デシベル）

区域の区分		時間の区分	
	あてはめ地域	敷地の境界における振動の大きさ	
第１種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	昼間(8時～19時)	夜間(19時～8時)
		60dB	55dB
第２種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間(8時～20時)	夜間(20時～8時)
		65dB	60dB
1　学校（含む幼稚園）、保育所、病院、診療所（有床）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50ｍの区域内における規制基準は、それぞれ上欄に定める値から５デシベルを減じた値とする。 2　第２種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、第２種区域の基準が適用される。			

道路交通振動に係る要請限度（振動規制法第16条及び同施行規則第12条(別表第２)）　（単位：デシベル）

区域の区分		時間の区分	
	敷地の境界における振動の大きさ	敷地の境界における振動の大きさ	
第１種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	昼間(8時～19時)	夜間(19時～8時)
		65dB	60dB
第２種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間(8時～20時)	夜間(20時～8時)
		70dB	65dB
第２種区域に該当する地域に接する地先は、第２種区域の基準が適用される。			

４　光化学スモッグについて

光化学スモッグは、自動車や工場などから排出された窒素酸化物などが、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こしてできたもの（二次的汚染物質）が大気中にたまって、白くモヤがかかったような状態になっていることをいいます。

日差しが強くて風が弱い夏の日に発生しやすく、目がチカチカしたり、のどの痛み・息苦しさ・頭痛などの症状を引き起こしたりすることがあります。

東京都は、都内全域を区東部・区西部・区南部・区北部・多摩中部・多摩西部・多摩南部及び多摩北部の８地域に分けて、オキシダント濃度の測定を行っており、昭島市は多摩中部に属しています。

発令基準	
区　分	オキシダント濃度
学校情報	0.10ppm以上が継続
注意報	0.12ppm以上が継続
警報	0.24ppm以上が継続
重大緊急報	0.40ppm以上が継続

※光化学オキシダントとは…

光化学スモッグのうち、酸化性物質（二酸化窒素は除く）のこと。

この濃度が高まると、光化学スモッグ濃度も高まります。

５　水質について

河川・海域等は、多少の汚れであれば「自浄作用」によって、もとのきれいさを取り戻します。しかし、現在、排出される産業排水や生活排水は膨大な量です。そのうえ地面舗装による土壌の浄化作用の低下、ダム建設による流量の減少、護岸工事等による自然環境の変化なども重なって、川の持つ自浄能力が追いつかない状況です。加えて重金属類など自然の自浄能力が及ばない物質も排出されるようになってしまいました。そこで、排出源への規制や生活排水の処理だけではなく、以下のように環境基準を設けて水質の監視を行っています。

なお、市内を流れる多摩川は、拝島橋より上流はＡ類型、下流はＢ類型（平成13年４月よりＣ類型からＢ類型へ格上げされた）です。

第４章　参考資料

☆ 水質汚濁に係る環境基準

河川（湖沼を除く）における生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ｐＨ）	生物学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数
AA	水道１級、自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道２級、水産１級、水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水道３級、水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下
C	水産３級、工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	
D	工業用水２級、農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	
E	工業用水３級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	

※　基準値は、日間平均値としています。
※ 自然環境保全　：　自然探勝等の環境保全
　水道１級　：　ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　水道２級　：　沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　水道３級　：　前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
　水産１級　：　ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　水産２級　：　サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　水産３級　：　コイ・フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
　工業用水１級　：　沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　工業用水２級　：　薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　工業用水３級　：　特殊な浄水操作を行うもの
　環境保全　：　国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない程度

人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
ヒ素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		

※　地下水の水質汚濁に係る環境基準は、この基準に準じます。

第４章　参考資料

〔用語説明〕

水素イオン濃度 （pH）	水の酸性・アルカリ性を示す指標。pH7が中性で、7より小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。
生物化学的酸素要求量 （BOD）	水中の汚濁物質が微生物により酸素分解されるために必要とされる酸素量で、数値が高いほど川は汚れていることになります。魚の生育環境としては5㎎/L以下が望ましく、悪性発生限界は10㎎/Lであるといわれています。
浮遊物質量 （SS）	水中に浮かび、ただよっている物質の量です。これが多いと光の透過を妨げ、自浄作用を阻害したり、魚介類にも悪影響を及ぼしたりします。
溶存酸素量 （DO）	水中にとけている酸素量です。酸素量が少ない川では魚介類が生存できなくなります。比較的生命力の強いコイ、フナ等でも5㎎/L以上が望ましいといわれています。
大腸菌数	検出値が小さいほど人や動物などの排泄物による汚染が少ないと言われています。大腸菌数は大腸菌群数よりも糞便汚染を確実に検出できるため、令和4年度より大腸菌群数に代わり大腸菌数が採用されています。
カドミウム	メッキ、顔料、電池などで使用されています。人体への影響としては、肺気腫、腎障害、肝臓障害をもたらしたり、また、歯ぐきに黄色の着色を示したり、嗅覚を失うような場合があります。
全シアン	電気メッキ工場、熱処理工場などで使用されています。人体への影響は、数秒ないし数分程度で中毒症状があらわれ、頭痛、めまい、意識障害、けいれん等を起こし死亡することがあります。
鉛	さびにくさ、加工のしやすさを利用して鉛管、板、蓄電池等、金属のまま使用されるほか、その化合物も広く利用されています。人体への影響としては、貧血や中枢神経等への影響があります。
六価クロム	電気メッキ工場、顔料製造工場などで使用されているほか、冷却水の腐食抑制剤としても使われています。人体影響としては、鼻炎、咽頭炎、鼻中隔穿孔、臓器障害などがあげられます。また、令和4年度より六価クロムに係る基準値の見直しが行われ、0.05mg/L以下から0.02mg/L以下に変更されました。
ヒ素	半導体の原料、医薬品、農薬、防腐剤などに使われます。皮膚の色素沈着、下痢、便秘などがあります。
総水銀	有機水銀化合物、無機水銀化合物などすべての形態の水銀の総量をいいます。化学品製造、医薬品などに用いられます。水銀化合物中には昇こう（$HgCL_2$）のように強い毒性を持つものがあります。また、慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られます。
PCB	熱や酸・アルカリに対して強く、電気絶縁性が高いなど工業的に利用度が高く、トランス油、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙等に広く利用されていました。人体への影響としては、皮膚への色素沈着、消化器障害、肝障害などがあります。
ジクロロメタン	塗料の剥離剤、プリント基板洗浄剤、溶剤等があります。人体への影響としては、麻酔作用や中枢神経障害が知られています。
1,2-ジクロロエタン	塩化ビニル等樹脂の原料、フィルム洗浄剤、溶剤等があります。人体への影響としては、肝障害、腎障害が知られています。
トリクロロエチレン	金属機械部品等の脱油洗浄、ドライクリーニング、香料等の抽出に用いられます。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られています。
テトラクロロエチレン	ドライクリーニング、溶剤として用いられています。人体影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られています。
ベンゼン	染料、医薬品、農薬等の様々な化学品の合成原料、溶剤、抽出剤等に広く用いられています。人体への影響としては、白血病、再生不良性貧血等があります。
1,4-ジオキサン	有機合成反応用溶媒の他、種々溶剤（トランジスター、合成皮革、塗料、塩素系溶剤など）として用いられます。人体への影響としては、高濃度の吸入又は飲み込みによって、中枢神経系、肝臓、腎臓、肺への影響等があります。

６　底生生物調査について

水生生物を使った調査方法には、底生生物・付着藻類・魚類など多くの水生生物が用いられます。これらの方法は、長期的・複合的な水質の状態を通して直接理解できること、分析機器を必要としないことなどから、理化学的方法にはない利点をもっています。

なかでも底生生物を用いた調査方法は、目に見える生物を対象としていることから実感として分かりやすいため、市の調査に採用しています。一般に清冽な河川における生物は多種多様であり、個体数もバランスのとれた数値を示します。特に底生生物では、水質判定を行ううえで最も重要な水生昆虫の蜉蝣目（カゲロウ目）、毛翅目（トビケラ目）などが数多く出現します。

７　地下水揚水の規制について

昭和46年以降は、吐出口の断面積が21㎠を超える動力を用いる地下水揚水施設は、新設することができなくなりました。また、吐出口の断面積が21㎠以下であっても、新設の場合は400ｍ～650ｍも掘削せねばならず、新設は困難になっています。

また、昭和46年以前に設置された吐出口の断面積が21㎠を超える地下水揚水施設に対しては、揚水状況を把握するため、水量測定器を設置して地下水の揚水量を記録するとともに毎年報告することを設置者に義務づけています。また、東京都環境確保条例の施行により、平成13年度以降、揚水機の出力が300Wを超える施設について、年１回の揚水量報告が義務付けられましたが、平成28年７月１日付けの条例施行規則の改正により、出力に係わらず動力を用いる全ての揚水施設が規制及び報告の対象になりました。

８　工場・指定作業場等について

☆ 法律に基づく事務

騒音規制法

（１）特定施設	設置・変更等の届出受理（６条、７条、８条、10条、11条３項）
	計画変更勧告（９条）
	改善勧告及び改善命令（12条１項・２項）
	必要事項報告徴集・立入検査（20条）
	電気事業法・ガス事業法の定める特定施設に関する届出・通知受理（21条２項・４項）及び措置要請（21条３項）
（２）特定建設作業	実施届の受理（14条１項・２項）
	改善勧告及び改善命令（15条１項・２項）
	必要事項報告徴集・立入検査（20条）
（３）その他	道路周辺生活環境についての措置要請ほか（17条１項・２項）
	指定地域の騒音測定（21条の２）

振動規制法

事務内容は、騒音規制法に準じます。

※　**特定施設**　…　工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音または振動を発生する施設であって、政令で定めるもの。

※　**特定建設作業**　…　建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業であって、政令で定めるもの。

第４章　参考資料

悪臭防止法

工場その他の事業場に対する改善勧告及び改善命令（８条）

☆ 特定施設数

金属加工機械、大型送風機などの著しい騒音を発生する施設や、著しい振動を発生する施設を特定施設といいます。これらの施設を設置する工場または事業場を特定工場等として騒音規制法及び振動規制法で規制の対象としています。

騒音規制法に基づく特定施設	198
振動規制法に基づく特定施設	133

※　令和８年３月31日現在

☆ 東京都環境確保条例に基づく認可工場数及び指定作業場数

認可工場数

業種		認可工場数
製造業	食料品製造業	50
	飲料・飼料・たばこ製造業	3
	繊維工業	2
	衣服・その他の繊維製品製造業	9
	木材・木製品製造業	28
	家具・装備品製造業	22
	パルプ・紙・紙加工品製造業	4
	出版・印刷・同関連産業	12
	化学工業	2
	プラスチック製品製造業	10
	ゴム製品製造業	1
	窯業・土石製品製造業	9
	非鉄金属製造業	0
	金属製品製造業	46
	一般機械器具製造業	37
	電気機械器具製造業	31
	情報通信機械器具製造業	10
	電子部品・デバイス製造業	15
	輸送用機械器具製造業	35
	精密機械器具製造業	11
	その他の製造業	8
電気・ガス熱供給・水道業	電気業	4
	ガス業	2
	水道業	0
サービス業	学術・開発研究機関	1
	洗濯・理容・美容・浴場業	10
	廃棄物処理業	7
	自動車整備業	52
	機械等修理業	2
	その他の事業サービス業	1
その他		4
合計		428

※　令和８年３月31日現在（東京都から委任されていない留保工場を含む。）

第４章　参考資料

指定作業場数

業　　種	指定作業場数
自動車駐車場	291
自動車ターミナル	15
ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、天然ガススタンド	20
自動車洗車場	7
ウェストスクラップ処理場	4
廃棄物の積替え又は保管場所	8
材料置場	22
畜舎	11
青写真の作成の用に供する施設を有する事業場	1
めん類製造場	17
豆腐又は煮豆製造場	16
洗濯施設を有する事業場	47
し尿処理施設を有する事業場	1
下水処理場	1
暖房用熱風炉を有する事業場	3
ボイラーを有する事業場	27
ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関を有する事業場	2
焼却炉を有する事業場	2
冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が150㎡を超える公衆浴場で揚水施設を有するもの	1
病院（病床数300以上を有するものに限る）	2
科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場	4
合　　計	502

※　令和８年３月31日現在（東京都から委任されていない留保指定作業場を含む。）

工場・事業場騒音は、工場等で使用されるプレス機械、鍛造機、コンプレッサー、切断機などを作動することにより発生する衝撃音、摩擦音等が複合され、工場等から外部に出されるものですが、その大きさは、機械の所有動力、形式、工場建物の構造、作業方法により大きく異なり、これらの機械を使用する市内の工場は、小規模工場が多く、住宅と商店と混在しているのが特徴となっています。

騒音については、工場認可、指定作業場の届出、あるいは立入調査の際に随時指導しています。しかし、市内には、中小の企業が多く、それを取り巻くように住宅化が進み、住工混在となっていることが、騒音苦情の主因と考えられます。

９　化学物質の適正管理について

東京都環境確保条例により、年間100kg以上の下記の適正管理化学物質を取り扱う事業者は、使用量等の報告、化学物質管理方法書の作成、提出が義務づけられています。

適正管理化学物質

1	アクロレイン	31	スチレン
2	アセトン	32	セレン及びその化合物
3	イソアミルアルコール	33	チウラム
4	イソプロピルアルコール	34	チオベンカルブ
5	エチレン	35	テトラクロロエチレン
6	塩化スルホン酸	36	1,1,1 - トリクロロエタン
7	塩化ビニルモノマー	37	1,1,2 - トリクロロエタン
8	塩酸	38	トリクロロエチレン
9	塩素	39	トルエン
10	カドミウム及びその化合物	40	鉛及びその化合物
11	キシレン	41	ニッケル
12	クロム及び三価クロム化合物	42	ニッケル化合物
13	六価クロム化合物	43	二硫化炭素
14	クロルピクリン	44	砒素及びその無機化合物
15	クロロホルム	45	ＰＣＢ
16	酢酸エチル	46	ピリジン
17	酢酸ブチル	47	フェノール
18	酢酸メチル	48	ふっ化水素及びその水溶性塩
19	酸化エチレン	49	ヘキサン
20	シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物）	50	ベンゼン
21	四塩化炭素	51	ホルムアルデヒド
22	1,2 - ジクロロエタン	52	マンガン及びその化合物
23	1,1 - ジクロロエチレン	53	メタノール
24	1,2 - ジクロロエチレン	54	メチルイソブチルケトン
25	1,3 - ジクロロプロペン	55	メチルエチルケトン
26	ジクロロメタン	56	有機燐化合物（ＥＰＮに限る）
27	シマジン	57	硫酸
28	臭素化合物（臭化メチルに限る。）	58	ほう素及びその化合物
29	硝酸	59	1,4 – ジオキサン
30	水銀及びその化合物		

10　特定建設作業について

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業であって、法令で定めるものをいいます。特定建設作業には、以下のような基準があり、施工をする場合、作業の開始日の７日前までに届け出る義務があります。

（１）騒音規制法の特定建設作業にかかる基準

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">特定建設作業の種類</th><th rowspan="3">敷地境界
における
音　量
dB</th><th colspan="2">作業時間</th><th colspan="2">一日における
延作業時間</th><th colspan="2">同一場所
における
連続作業時間</th><th colspan="2">日曜・休日
における作業</th></tr>
<tr><th>1号
区域</th><th>2号
区域</th><th>1号
区域</th><th>2号
区域</th><th>1号
区域</th><th>2号
区域</th><th>1号
区域</th><th>2号
区域</th></tr>
<tr><td>くい打設作業</td><td>くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）</td><td rowspan="6">85</td><td rowspan="6">午前7時
～
午後7時

コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業

午前7時
～
午後9時

道路交通法に規定する交通規制が行われている場合</td><td rowspan="6">午前6時
～
午後10時

コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業

午前6時
～
午後11時

道路交通法に規定する交通規制が行われている場合</td><td rowspan="6">10
時間
以内</td><td rowspan="6">14
時間
以内</td><td rowspan="6">6日以内</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6">禁　止</td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td>びょう打等作業</td><td>びょう打機を使用する作業</td></tr>
<tr><td>破砕作業</td><td>さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する地点にあっては、１日における当該作業に係る２点間の最大距離が50ｍを超えない作業に限る。）</td></tr>
<tr><td>掘削作業</td><td>バックホウ（原動機の定格出力80kW以上）、トラクターショベル（原動機の定格出力70kW以上）、ブルドーザー（原動機の定格出力40kW以上）を使用する作業（低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く。）</td></tr>
<tr><td>空気圧縮機を使用する作業</td><td>空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもので、原動機の定格出力が15kW以上）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）</td></tr>
<tr><td>コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業</td><td>コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45㎥以上のもの）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のもの）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">作業時間等の適用除外項目</td><td>災害その他非常事態緊急作業</td><td></td><td colspan="2">○</td><td colspan="2">○</td><td>○</td><td></td><td colspan="2">○</td></tr>
<tr><td>生命・身体危険防止作業</td><td></td><td colspan="2">○</td><td colspan="2">○</td><td>○</td><td></td><td colspan="2">○</td></tr>
<tr><td>鉄道の正常運行確保</td><td></td><td colspan="2">○</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2">○</td></tr>
<tr><td>道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間（休日）指定の場合</td><td></td><td colspan="2">○</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2">○</td></tr>
<tr><td>変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合</td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2">○</td></tr>
</table>

（２）振動規制法の特定建設作業に係る基準

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">特定建設作業の種類</th><th rowspan="3">敷地境界
における
音　量
dB</th><th colspan="2">作業時間</th><th colspan="2">一日における
延作業時間</th><th colspan="2">同一場所
における
連続作業時間</th><th colspan="2">日曜・休日
における作業</th></tr>
<tr><th>1号
区域</th><th>2号
区域</th><th>1号
区域</th><th>2号
区域</th><th>1号
区域</th><th>2号
区域</th><th>1号
区域</th><th>2号
区域</th></tr>
<tr><td rowspan="4">くい打設作業
破砕作業
建設物の解体破壊作業</td><td>くい打機（もんけん及び圧入式を除く。）、くい抜機（油圧式を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業</td><td rowspan="4">75</td><td rowspan="4">午前7時
～
午後7時

コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業

午前7時
～
午後9時

道路交通法に規定する交通規制が行われている場合</td><td rowspan="4">午前6時
～
午後10時

コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業

午前6時
～
午後11時

道路交通法に規定する交通規制が行われている場合</td><td rowspan="4">10
時間
以内</td><td rowspan="4">14
時間
以内</td><td rowspan="4">6日以内</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">禁　止</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>ブレーカー（手持ち式を除く。）を使用する作業</td></tr>
<tr><td>鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</td></tr>
<tr><td>舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する地点にあっては、1日における当該作業に係る2点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">作業時間等の適用除外項目</td><td>災害その他非常事態緊急作業</td><td></td><td colspan="2">○</td><td colspan="2">○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>生命・身体危険防止作業</td><td></td><td colspan="2">○</td><td colspan="2">○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>鉄道の正常運行確保</td><td></td><td colspan="2">○</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間（休日）指定の場合</td><td></td><td colspan="2">○</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合</td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
</table>

〔地域の区分〕

１号区域：第１種・第２種低層住居専用地域、第１種・第２種中高層住居専用地域、第１種・第２種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以内の区域

２号区域：工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以外の区域

＊　作業音が基準値を超え周囲の生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、騒音又は振動の防止法を改善し、又は１日における延作業時間を最小限４時間までに短縮することができます。

＊　この基準は、作業を開始した日に終わる特定建設作業には適用しません。

11　燃料用重油の硫黄分含有率の基準について

燃料用重油の硫黄分含有率の基準（東京都環境確保条例 第69条）

使用量の区分（1日）	硫黄分含有率（重量比%）	
	既設基準 （昭和51年8月1日前に設置）	新設基準 （昭和51年8月1日以後設置）
300L以上500L未満	1.0以下	0.8以下
500L以上2000L未満	1.0以下	0.8以下
2000L以上	0.8以下	0.5以下

12　ダイオキシン類について

ダイオキシン類は、物が燃えるときに副産物としてできてしまう塩素を含む化学物質です。金属の精錬、紙の塩素漂白、農薬製造でも発生しますが、多くは廃棄物を焼却するときに発生しているといわれています。そこで、国や都は、ダイオキシン類の排出を抑制するため、廃棄物焼却施設に対する規制などを行っています。

ダイオキシン類に係る環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法　第７条）

媒体	基準値	測定方法
大　　気	0.6pg-TEQ/㎥以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水　　質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L以下	日本産業規格K0312に定める方法
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土　　壌	1000 pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

備考　１　基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
　　２　大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
　　３　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

ＴＥＦ（毒性等価係数）とは

ダイオキシン類には、29種類に毒性がありますが、それらの毒性の強さは同じではありません。このため、ダイオキシンの影響を比較したり評価したりするときには、毒性の強さの表し方を統一しておく必要があります。

そこで、もっとも毒性が強いとされている「2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン（TeCDD）」の毒性を1とした場合に、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算したTEF（Toxic Equivalency Factor毒性等価係数）を定めています。

たとえば、1,2,3,4,7,8-六塩化ジベンゾジオキシン（HxCDD）のTEFは0.1ですから、毒性の強さは、2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシンの10分の1ということになります。

TEFは、1997年WHO（世界保健機構）より提案され、1998年に専門誌に掲載されたものが使われます。

ＴＥＱ（毒性等量）とは

ダイオキシン類の濃度を調べるとき、化合物によって毒性の強さが違うと評価が非常に難しくなります。そこで、測定した化合物の濃度にTEF（毒性等価係数）を掛け、2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン（TeCDD）の量に換算して表します。これがTEQ（Toxic Equivalents毒性等量）です。

たとえば、測定した1,2,3,4,7,8-六塩化ジベンゾジオキシン（HxCDD）の濃度が10ピコグラムなら、TEQはTEF0.1を掛けた1ピコグラムとなります。

一般的にダイオキシン類の濃度を表すときは、このTEQに換算した数値を使います。例えば、水質であれば1pg-TEQ/L、大気であれば1pg-TEQ/㎥、土壌、底質であれば1pg-TEQ/gというように表します。

13　昭島市グリーン購入指針

グリーン購入については、平成19年より以下のとおり指針を定め推進してきたが、事務効率化の観点から令和５年度より購入量の集計などを休止しているが、全庁的に指針に基づきグリーン購入の推進を行っている。

（１）　趣旨

グリーン購入とは、製品の原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境への負荷の少ない製品やサービス（以下「環境物品」という。）を優先的に購入することである。本市では、「昭島市庁内エコプラン」（平成10年７月）に始まり、「昭島市環境基本計画」や「昭島市地球温暖化対策実行計画」（平成14年３月）及びこれらの計画を効率的かつ効果的に推進していくために導入した環境マネジメントシステム（平成15年９月）により、環境物品等について一定の基準を定めてきた。

市が率先して環境物品等を調達し、グリーン購入をより一層推進するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨を踏まえ、「昭島市グリーン購入指針」を定める。

（２）　適用範囲

本指針の適用範囲は、本市の全ての組織とする。

（３）　物品等の選択基準

物品等の調達に当たっては、事前に調達の必要性と適正量を十分に検討し、調達総量をできるだけ抑制するとともに、価格や品質等に加え、次に掲げる事項に配慮し、資源採取から廃棄に至る物品のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した製品を選択して購入する。

【製造段階での配慮事項】

①　資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
②　再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。

【使用段階での配慮事項】

①　環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
②　包装等が過剰でないこと。
③　資源やエネルギーの消費が少ないこと。

【廃棄段階での配慮事項】

①　長期間の使用、再使用、リサイクルが可能であること。
②　廃棄する際に処理や処分が容易であること。

【その他の配慮事項】

①　エコマーク、国際エネルギースターロゴ等の環境ラベルが付いていること。

（４）　対象分野及び調達目標

本指針の環境物品等の対象分野及び昭島市グリーン購入ガイドラインに定めた分野ごとの特定調達物品等の調達目標は、次のとおりとする。

	分　　野	調　達　目　標
1	紙類	全ての分野について100％
2	文具類	
3	オフィス家具	
4	ＯＡ機器	
5	家電製品	
6	照明	
7	自動車	
8	制服・作業服・作業手袋	
9	インテリア・寝装寝具	
10	納入印刷物	

（５）　推進体制

グリーン購入の確実な推進を図るための推進体制は、環境マネジメントシステムに規定する体制とする。なお、環境マネジメントシステムの対象でない組織についても、環境マネジメントシステムに規定する体制に準じた取扱いとする。

（６）　購入実績の把握及び公表

環境マネジメントシステムに規定するグリーン購入の総括部署及び事務局は、本指針に基づき、分野ごとの購入実績を把握し、公表する。

（７）　指針の見直し

本指針は、社会情勢の変化、技術の進歩等に合わせて適宜見直しを行う。

（８）　施行時期

本指針は、平成19年４月１日から施行する。

14　公共施設環境配慮対策一覧

施設の名称	環境配慮対策				
	緑化等	雨水利用等	新エネルギー等	備考	所管課
本庁舎	屋上緑化 571 ㎡	雨水貯留槽 400 ㎥、地下湧水の中水利用	LED 照明、ソーラースタンド（正面玄関前）、再生可能エネルギー100％電気及びカーボンオフセット都市ガス導入	電気自動車用急速充電設備	総務課 環境課
昭和町分室			LED 照明（青少年交流センター他）		総務課
市民総合交流拠点施設		雨水貯留槽 93㎥	NearyZEB（省エネ 59％：LED 照明・地中熱空調設備、創エネ 17％：太陽光発電 67ｋW） 再生可能エネルギー100％電気（第二駐車場・電気自動車用普通充電設備）及びカーボンオフセット都市ガス導入	電気自動車用普通充電設備	生活コミュニティ課
松原町コミュニティセンター	壁面緑化（ピクセルポット方式） 駐車場緑化	雨水貯留槽 24㎥	太陽光発電 5kW 太陽熱利用3.8kW LED 照明（集会室・ロビー・トイレ）〈平成26年度設置〉、カーボンオフセット都市ガス導入		生活コミュニティ課
勤労商工市民センター	壁面緑化（朝顔）		カーボンオフセット都市ガス導入		産業活性課
保健福祉センター		雨水貯留槽 150 ㎥、再利用貯留槽 22 ㎥（トイレ）	太陽光発電 20kW		健康課
子育てひろば ほりむこう	壁面緑化(朝顔・ゴーヤ・フウセンカズラ)				子ども育成支援課
子育てひろば なしのき	壁面緑化（朝顔・ゴーヤ・フウセンカズラ）				子ども育成支援課
児童センター		雨水タンク（トイレ）	太陽光採光システム LED 照明（遊戯室）	太陽光採光システムは現在稼働していない	子ども育成支援課（令和８年度からこども未来課が所管）
エコ・パーク	壁面緑化（ムベ）		ソーラーLED 園内灯	駐車場及び園内通路に透水性舗装	ごみ対策課
環境コミュニケーションセンター	壁面緑化（スイカズラ・テイカカズラ）	雨水貯留槽 30 ㎥、再利用水貯留槽 70 ㎥（トイレ・消火栓・散水）	LED 照明（プラザ棟）、太陽光発電 20kW、ハイブリッド LED 街灯、ソーラー LED 街灯、コージェネレーションシステム、エコアイス、再生可能エネルギー		ごみ対策課

施設の名称	環境配慮対策				
	緑化等	雨水利用等	新エネルギー等	備考	所管課
			100％電気導入		
清掃センター	壁面緑化（朝顔・ゴーヤ）	雨水貯留槽 90 ㎥焼却施設排ガス冷却に使用	LED 照明（構内）、再生可能エネルギー100％電気導入	焼却施設余熱利用 場内給湯、暖房に使用	清　掃センター
昭和公園			LED照明（園内灯）		管理課
中神公園			LED照明（園内灯）		管理課
拝島公園			LED照明（園内灯）		管理課
北文化公園			LED照明（園内灯）		管理課
日ノ出台公園			LED照明（園内灯）		管理課
美ノ宮公園			LED照明（園内灯）		管理課
朝日町いこい公園			LED照明（園内灯）		管理課
みほり広場			LED照明（園内灯）		管理課
東町一丁目児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
武蔵野二丁目東児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
武蔵野二丁目北児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
武蔵野三丁目児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
武蔵野三丁目西児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
福島神社児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
みのり児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
福島第五児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
玉川町四丁目児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
玉川児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
中神町二丁目児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
朝日町五丁目児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
東ノ岡北児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
諏訪神社児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
美堀町一丁目児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
八清公園			LED照明（園内灯）		管理課
新生公園			LED照明（園内灯）		管理課
富士見公園			LED照明（園内灯）		管理課
田中町住宅第一公園			LED照明（園内灯）		管理課
田中町住宅第二公園			LED照明（園内灯）		管理課
つつじが丘公園			LED照明（園内灯）		管理課
仲町公園			LED照明（園内灯）		管理課
上水公園			LED照明（園内灯）		管理課
下林公園			LED照明（園内灯）		管理課
美堀町四丁目公園			LED照明（園内灯）		管理課
清泉公園			LED照明（園内灯）		管理課
稲荷公園			LED照明（園内灯）		管理課
緑ヶ丘公園			LED照明（園内灯）		管理課

施設の名称	環境配慮対策				
	緑化等	雨水利用等	新エネルギー等	備考	所管課
やまのかみ公園			LED照明（園内灯）		管理課
なかよし広場			LED照明（園内灯）		管理課
美堀町一丁目かけはし公園			LED照明（園内灯）		管理課
南文化公園			LED照明（園内灯）		管理課
宮沢広場			LED照明（園内灯）		管理課
郷地東児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
美堀児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
昭和町一丁目児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
駒形神社児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
大神町四丁目児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
松原町一丁目児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
松原町三丁目児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
田中町一丁目児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
田中町三丁目児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
拝島天神社児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
拝島町四丁目児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
拝島町四丁目南児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
むさしの児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
宮沢文化児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
松原町一丁目中児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
多摩大橋北児童遊園			LED照明（園内灯）		管理課
土地区画整理事務所	壁面緑化（朝顔・ゴーヤ）				区画整理課
東部配水場	屋上緑化 111 ㎡（高麗芝）		太陽光発電 23.8kW、LED 照明（屋内一部）、カーボンオフセット都市ガス導入	雨水は透水性舗装や浸透槽、ますにより地下浸透処理	業務課
西部配水場			太陽光発電65.5kW、LED照明、カーボンオフセット都市ガス導入	雨水は浸透槽、ますにより地下浸透処理	業務課
北部配水場			太陽光発電62.4kW、LED照明	雨水は浸透槽、ますにより地下浸透処理	業務課
東小学校	校庭芝生化	天水尊	LED 照明、カーボンオフセット都市ガス導入		教育総務課
共成小学校	校庭芝生化	天水尊	太陽光発電 10kW、LED 照明、カーボンオフセット都市ガス導入		教育総務課

施設の名称	環境配慮対策				
	緑化等	雨水利用等	新エネルギー等	備考	所管課
富士見丘小学校	校庭芝生化	天水尊	LED 照明、カーボンオフセット都市ガス導入		教育総務課
武蔵野小学校	校庭芝生化	天水尊	太陽光発電 10kW、LED 照明、カーボンオフセット都市ガス導入		教育総務課
玉川小学校	校庭芝生化	天水尊	LED 照明、カーボンオフセット都市ガス導入		教育総務課
中神小学校	校庭芝生化	天水尊	LED 照明、カーボンオフセット都市ガス導入		教育総務課
つつじが丘小学校	校庭芝生化	天水尊	太陽光発電 10kW、LED 照明、カーボンオフセット都市ガス導入		教育総務課
光華小学校	校庭芝生化		LED 照明、カーボンオフセット都市ガス導入		教育総務課
成隣小学校	校庭芝生化	天水尊	LED 照明、カーボンオフセット都市ガス導入		教育総務課
田中小学校	校庭芝生化	天水尊	太陽光発電 20kW、LED 照明、カーボンオフセット都市ガス導入		教育総務課
拝島第一小学校	校庭芝生化	天水尊	LED 照明、カーボンオフセット都市ガス導入		教育総務課
拝島第二小学校	校庭芝生化	天水尊	LED 照明、カーボンオフセット都市ガス導入		教育総務課
拝島第三小学校	校庭芝生化	天水尊・雨水再利用貯留槽 30 ㎥	LED 照明、カーボンオフセット都市ガス導入		教育総務課
昭和中学校	校庭芝生化	天水尊	LED 照明、カーボンオフセット都市ガス導入		教育総務課
福島中学校	校庭芝生化	天水尊	太陽光発電 30kW、LED 照明、カーボンオフセット都市ガス導入		教育総務課
瑞雲中学校	校庭芝生化	天水尊	太陽光発電 20kW、LED 照明、カーボンオフセット都市ガス導入		教育総務課
清泉中学校		天水尊	LED 照明、カーボンオフセット都市ガス導入		教育総務課
多摩辺中学校	校庭芝生化	天水尊	LED 照明、カーボンオフセット都市ガス導入		教育総務課
学校給食共同調理場			LED 照明	給食用牛乳パック資源化処理	学校給食課

施設の名称	環境配慮対策				
	緑化等	雨水利用等	新エネルギー等	備考	所管課
福島中学校			LED 照明		学校給食課
瑞雲中学校			LED 照明		学校給食課
多摩辺中学校			LED 照明		学校給食課
昭和会館			太陽光発電 5kW		社会教育課
拝島会館			太陽光発電 5kW		社会教育課
大神会館			太陽光発電 5kW 蓄電池設備 10kWh		社会教育課
福島会館		雨水貯留槽 17㎥（トイレ）	太陽光発電 10kW		社会教育課
緑会館		雨水貯留槽 34.5㎥（トイレ）	太陽光発電 10kW		社会教育課
武蔵野会館	屋上緑化143.6㎡	雨水貯留槽 34.5㎥（トイレ・屋上散水）	コージェネレーションシステム		社会教育課
昭島市民球場		雨水貯留槽 50 ㎥（トイレ・散水）	LED 電光掲示板 LED 照明		スポーツ振興課
総合スポーツセンター			コージェネレーションシステム LED 照明 再生可能エネルギー100％電気及びカーボンオフセット都市ガス導入		スポーツ振興課
昭和公園立体駐車場				電気自動車用普通充電設備	スポーツ振興課
くじら運動公園管理棟			LED 照明（屋内）	平成 30 年度にトイレ改修工事	スポーツ振興課
みほり体育館			LED 照明（屋内） カーボンオフセット都市ガス導入		スポーツ振興課
市民会館･公民館	壁面緑化（ゴーヤ）		ダウンライト LED 照明（大ホール：客席・楽屋通路・トイレ、公民館：会議室等・廊下・トイレ）、再生可能エネルギー100％電気及びカーボンオフセット都市ガス導入		市民会館・公民館
教育福祉総合センター		雨水貯留槽 39 ㎥（トイレ・散水）	太陽光発電 5kW LED 照明、再生可能エネルギー100％電気及びカーボンオフセット都市ガス導入	地下熱利用	アキシマエンシス管理課

第４章　参考資料

15　放射性物質調査

平成23年(2011年)３月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う大津波により、東京電力福島第一原子力発電所が大きな被害を受け、放射性物質が大量に放出されるなどの事態が生じた。

この原発事故により、都内でも大気や塵や雨などの降下物から低濃度の放射性物質が検出されたほか、東京都の水道水の一部から指標等を上回る放射性物質が検出されるなど、放射能汚染に対する市民の不安は解消されない。

このことを踏まえ、本市における放射能汚染の状況を正しく把握するとともに、適切に情報提供することによって、市民の放射能に対する不安感を解消し、安全・安心を確保するため、次の対策を実施した。

１．空間放射線量測定の実施

（１）昭島市による空間放射線量測定

①　測定実施日：　平成23年７月５日～令和８年３月31日（毎月実施）
　　令和８年４月１日～（毎月実施）

②　測定場所　：　平成23年７月５日～令和８年３月31日　市内公共施設等（延べ84箇所）
　　令和８年４月１日～　光華小学校

③　対象項目　：　地上１m及び地表面（地上５cm）の高さの空間放射線量及び、
　　植込み・側溝（地表面（地上５cm））の高さの空間放射線量

④　測定結果　：　昭島市公式ホームページに公開しているとおり。

⑤　評価　　：　国際放射線防護委員会（ICRP）勧告（2007年）の年間積算放射線量（年間１mSv）を超える測定値は計測されなかった。

（２）昭島市による空間放射線量毎日測定

①　測定実施日：　平成24年６月１日～令和３年３月31日まで（毎日実施）
　　令和３年４月１日～　　（毎月実施）

②　測定場所　：　昭島市役所西側広場

③　対象項目　：　地上１mの高さの空間放射線量

④　測定結果　：　昭島市公式ホームページに公開しているとおり。

⑤　評価　　：　国際放射線防護委員会（ICRP）勧告（2007年）の年間積算放射線量（年間１mSv）を超える測定値は計測されなかった。

２．水道水における放射性物質検査

①　測定実施日：　平成23年３月22日～
　　（平成23年３月22日から平成24年８月まで　週に１回、平成24年９月から平成26年３月まで　２週に１回、平成26年４月から　月に１回実施）

②　測定場所　：　東部配水場（浄水）、西部配水場（浄水）、北部配水場（浄水）

③　対象項目　：　昭島市の水道水に含まれる放射性物質

④　測定結果　：　昭島市公式ホームページに公開しているとおり。

⑤　評価　　：　水質管理目標値（厚生労働省）に示される、規制値を超える放射性物質は検出されていない。

３．清掃センターにおける放射性物質等測定

①　測定実施日：　平成23年７月12日～令和７年３月13日（終了）

②　測定場所　：　昭島市清掃センター

③　対象項目　：　焼却灰（主灰・飛灰）に含まれる放射性物質

④　測定結果　：　昭島市公式ホームページに公開しているとおり。

⑤　評価　　：　平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年８月30日法律第110号）に示される指標値を超える放射性物質は検出されていない。

昭 島 市 の 環 境

- 令和７年度活動/調査報告 -

令和８年９月発行

編集・発行　昭島市 環境部 環境課
昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
電話　042（544）4331 直通